

# 関係諸国法令集 28

ポリビア編 その4

(社会関係法)

昭和47年12月

海外移住事業団

国際協力事業団	
発行 期日 84.8.20	702
登録No. 13035	21-1
	EM

## ま え が き

移住事業団が、現地法令の制約下にある限り、われわれ担当者はそれに通暁しておく必要がある。

この様な趣旨で、当事業団では「関係諸国法令集」のほん訳をすゝめ、昭和41年からすでにパラグアイ編7、ポリビア編3、カナダ編2、ドミニカ編2、アルゼンチン編2、ブラジル編11、計27冊を刊行した。

本編は、ポリビア編その4としてポリビア国の社会関係諸法規を収録した。

昭和47年12月

海外移住事業団調査室

JICA LIBRARY



1054100[1]

# 社 会 関 係 法

## 目 次

職務の累加について	1
農業、ゴム及び栗	2
年末手当（ボーナス）	4
銀行及び銀行員	11
手当及び賞与	17
社会金庫及び社会保障	22
通 信	25
争 議	25
憲 法	26
労働契約	27
協同組合	32
自動車運転手	35
休 日	38
電気技師	40
看護婦	41
旧軍人	42
製造工場	42
公務員	43
料理人	44
年間所得税	48

税金支払形式 .....	48
課税 .....	51
司法部 .....	60
教員 .....	60
未成年者 .....	61
各省 .....	62
農地改革 .....	63
暫定規定 .....	65
退職 .....	67
市民役務 .....	68
労働組合 .....	69
助成金 .....	79
収入印紙 .....	83
高利 .....	84
労働法(1942年12月8日付) .....	87

ポリビア国社会立法々令集

1957—1965

職務の累加について

政令第6728号

1964年3月25日公布

第1条 国、及び自治団体に勤務する医師、歯科医、及び薬剤師は、労働8時間以上に互たり、その勤務を累加することが出来ないものとし、同時期以外にその職務を自由に行う選抜権を有する。また、同じ時間にその職務を兼ねて行うことが出来ないものとする。

第2条 労働時間とは、上記の職業家が報酬を受けて労働する時間の期間を謂う。次の種類の労働時間を定める。

全期間 月極め給料による毎日8時間

半期間 時間、月極め給料による1日3時間

最低期間 時間、月極め給料による1日2時間

インターン医師、月極め給料による1日12時間

いかなる型の労働時間も自由に契約することの出来る私企業を除いて、最低期間は、十分な数の職業家の存在しない場所のみ適用し得るものとし、これらの場合には、公衆衛生省の発令による明白な省令が要求される。

第3条 大学教職の執行は、医療活動と兼任不能のものでない。

第4条 全時間就働の国の公署、又はその附属機関の管理職は累加することが出来ないものとする。

第5条 特定時間をもって個人診療所において行なうすべての有給職務は、就働の時間数に従い、全時間、ハーフ時間、及び最低時間とみなされる。

第6条 職業家にとって、その職能の場所からの定期的不在を意味する職務は、全時間とみなされる。

第 7 条 國家に所属する機關から年金、又は恩給をうけている職業家は、管理的性格の公職に就くことが出来ないものとする。

第 8 条 本政令公布後最長 30 日の期間内にあらゆる機關は、公衆衛生局に労働時間、及びその受取る給与を特定してサービス契約を有する医師、歯科医、及び薬剤師のリストを送付するものとする。

同期間中に累加を有する職業家は、本政令の規定に従うため、法律に従い失業の手当、及び補償の支払いを一つ、又はそれ以上の機關に請求することが出来るものとする。この期間経過後は、國家健康事業局は社会保障の権利を有することなく、その免職を命ずるものとする。

第 9 条 本政令の規定は、同様に、医療の補助職業家、即ち厚生助手、看護夫、看護婦、X光線技師、歯科医、キネシオロギ、及びその他。

第 10 条 いかなる職業家もその専門職と異なる専門職に就くことが出来ない。

第 11 条 公職においては、8 時間以上を累積することが出来ないものとする。

第 12 条 大学の講座と臨床医学を講義する病室は、同一の病院内において執行され、単一の職務と考えられる。

第 13 条 大臣、議員、及びその他の國の高級官吏の職務は、大学の講座を除き、その他の一切の職務と両立しない。

## 農 業 ゴム、及び栗

省令第 021 号      1963 年 1 月 15 日

バンド県、及びベニ県バカ・ディス地方において行われる栗、及びゴムの現在の開発を農業、及び林業の組合せ労働と分類し、この分類は栗の場合において、果実の採実、乾燥、及び梱包の作業を変更しない、何となれば新し

い生産物に製造することを含まないからである。

省令第472/64号

1964年7月17日公布

1. 本日以後、国内の製糖工場、及び甘藷畑において勤労する、凡ての臨時の刈取人夫、及び労働者は、労働・社会保障省より「労働手帳」の交付をうけるものとし、本手帳は、次の様に3通発給される。1通は、労働者に、他の1通は使用者に、そして第3通は監督へ及び統計用として、労働・労力局に保管される。
2. 本手帳を所持することは、労働者に対して次の収穫期において、新規労働契約を締結するに当たり、優先権を獲得するための保証を意味する。
3. 新規労働契約調印のため、当事者双方はその時点の経済的要求に従い、及び常に当該労働官憲の干与の下に、自由に契約の条項、及び条件を契約することが出来るものとする。
4. 労働手帳には必ず次の事項を記載する。
  - a) 通し番号
  - b) 完全な家族関係
  - c) 健康状態
  - d) 労働者の職務
  - e) 使用者の署名
  - f) 労働者の署名、又は押印
  - g) 最寄り労働官憲の認印
5. 前条e項の目的上、企業は、義務的に各収穫の前後に刈取人夫、又は製糖工場の臨時労働者の胸部をレントゲン写真により検査を行うものとする。
6. 労働手帳を所持する刈取人夫、又は製糖工場の臨時労働者の優先契約における企業家側の不履行は労働法、及びその細則に規定された処罰が適用される様、違反の行われた場所の労働官憲に対して、労働者より告発することが出来るものとする。



## 年 末 手 当 ( ボ ー ナ ス )

政令第4783号

1957年11月30日公布

第 1 条 クリスマス・ボーナスとして国、県、都市行政部所属の官公吏、年金受給者、不具者、未亡人、孤児、及び兵卒の受給表総局に所属する労働者、並びに1952年4月14日、9月12日、及び1953年11月20日附の政令第3048号、第3182号、及び第3556号に包含されている受益者に対して特別賞与が与えられる、この賞与は、本年の12月25日迄に、12月中に受取られた給与全額に対して、いかなる控除も行ふことなく支払われるものとする、但し、給与全額としては、基本給、階級による給与、及び賠償を含むものとし、手当、交際費、累加給、及び超過手当を除外する。

第 2 条 1年の1部だけ就働し、本政令公布の日付に公職にある者は、12月中に受取った給与を基本とした額の12分の1のみを受取るものとする。

第 3 条 本政令の期間中、1つ以上の公署において就働した労働者は、当日に就働していた公署において、すべての賞与を受けとるものとする。この状況は主管官庁の証明書により立証せられる。

第 4 条 本政令公布の日に、その職務の執行を停止した雇傭人、並びに外貨で給料を受け取る者、及び契約者はクリスマス賞与の特典から除外される。

第 5 条 県、及び市の金庫、自治団体、及び協同組合は本政令に示された割合において、自己資金の負担により賞与を支払うものとする。

第 6 条 一般資金、国の特別補助金、又は国の借款より発生した特別補助金から給料を受取る政府の異なる事業部の使丁、及び雇員を含む吏員、及び労働者は、それら資金準備額より、本法に定められた割合において賞与を受取るものとする。

第 7 条 社会保障国民金庫、自治制恩給倉庫、恩給を受領しない廃疾病士

官、年金受領者、及び国防省に所属するその他の受益者を含む国防省金庫は、その資金の準備高に従って賞与を支払うものとする。但し、いかなる場合においても、本政令第1条に示された限度を超えることが出来ないものとする。

第8条 行政部の現職の官吏のための賞与はその目的のため、本項目の国家予算、国の債務支払事業部第19項に計上された資金をもって支払われる。賞与支払いに対する請求は現行手続の追加期間の締切迄行うことが出来る、即ち1958年3月31日迄とする。この期間経過後は、この名目による請求には応じないものとする。

政令第4802号 1957年12月14日公布

第1条 私企業によって支払われる賞与の百分の0.5の控除からなる貧困児童援助クリスマス資金のための雇傭人の出資の果実はボリビア中央銀行内「貧困児童援助クリスマス賞与勘定」に預け入れられる。

第2条 貧困児童援助クリスマス賞与口座への私企業、及び個人からの現金寄附は、同様に、前案記載の銀行口座へ預け入れられ、現物のときは、ラ・パス市にある労働省社会保障局へ送付される。

第3条 共和国の奥地においては、同様の口座がボリビア中央銀行の各代理店に開設され、同銀行は徴収された金額について労働省に報告せねばならない。現物寄附は、県の少年局に送付されねばならない。少年局の存在しないときは、県庁に送付される。これら公署は、可及的速やかに社会保障局に報告を提出するものとする。

第4条 労働・社会保障省は省令により、各県の貧困児童人口の割合に応じ、上記口座に預け入れられた資金を各市役所に分配する。

政令第5109号 1958年12月9日

第1条 クリスマス賞与の名目で国、県、市部の政庁の現職官公吏、兵卒

階級の恩給受給者名簿、及び1952年4月9日革命の受益者のため特別手当を支給する。賞与は、12月25日以前に何らの控除を行わず、12月中に受取った給与全額を基本に支払われる。即ち、基本給、及び階級手当を含むものとし、諸手当、交際費、累加給、及び超過手当を計上しない。

第2条 1年の1部のみ就働し、本政令公布の当日公職にある官公吏に対しては、就働した月に1.2分の1をかけて支払うものとする。

第3条 本政令の期間中、1つ以上の官公職に勤務していたものは、公布の当日に服役している官公署において全部の賞与を受取るものとし、この状況は、主管官庁の証明書により立証せられる。

第4条 クリスマス賞与は、本政令公布の当日、その職務を罷免せられた雇傭人、又は外国貨幣で給料をうける者、及び契約された者は除外せられる。

第5条 県、市の金庫、自治体、及び協同組合は、本政令に示されたと同様の割合で自己資金の負担で、賞与を支払うものとする。

第6条 総予算、特別予算、国の補助金、又は国の借款から発生する補助金をもって支給される給料を受取る行政部の各事業部の使丁、雇員を含む雇傭人、及び労働省は、それらの資金の準備額から、官公吏と同様の割合で賞与を受取るものとする。

第7条 社会保障国民金庫、自治制の年金々庫、及び国防金庫は、退役しない廃疾の士官、恩給受給者及び同金庫に所属するその他の受益者を含めて、本政令第1条に示された限度迄、その資金有高に従い賞与を支払うものとする。

第8条 現職の政府官公吏に対する本政令によって与えられた恩典の支払いは、現行国家予算、国の債務償還部、項目第19号に計上して行われる。この名目による一切の請求は、来る1月31日迄にのみ行うことが出来るものとする。

第1条 クリスマス賞与として、現職の行政部官吏、兵卒階級の恩給受給者、1952年4月9日革命の受益者のため特別手当を支給する。この手当は、何らの控除なしに1958年々度同様の形式で、本年12月25日以前に支払われ、手当、交際費、及び超過手当を計上しないものとする。

第2条 1年の1部のみ就働し、本政令公布の日付に公職にある官公吏の場合には、賞与は勤務月数に12分の1を乗じて支払われる。

第3条 本予算の実施中に1つ以上の公職に勤務した官公吏は、当日に勤務している公署において賞与全額を受取るものとする。その目的のため主管官庁の証明書により他の官公署における勤務を立証する。

第4条 本政令公布の日付に、その勤務を止めた甘吏、並びに外国貨幣で報酬を受取る者及び契約者は、クリスマス賞与の支払から除外される。

第5条 本年度に対する当該予算において、県の公吏のための賞与支払のため当該項目が計上されているときは、同恩典は、本政令に示された割合で、当該項目から支払われる。

第6条 一般予算、特別予算、国の補助金、又は国の借款から発生した資金から給料を受取る国、県政府の各事業部の使丁、及び雇員を含む雇傭人、及び労働者は、以上の資金の有高から、官公吏と同じ割合でクリスマス賞与を受取るものとする。

第7条 社会保障国民金庫、自治制の年金々庫並びに退役していない廃疾士官、恩給者、及び国防金庫に所属するその他の受益者を包含する国防金庫は、その準備金に応じて賞与を支払うものとする。但し、いかなる場合でも官公吏に対する限度額を超えることは出来ない。

第8条 国庫は国の予算に従属する政府の官吏、及び労働者に対してのみ賞与を支払う義務を負い、他の団体の労働者にこの恩典を支払うため一切の補助を与えないものとする。

第 9 条 個人的な恩典の場合には、何人も 1 種以上の賞与を受取ることが出来ないものとする。1 公署以上に勤務する者の場合には、最高の給料をうける公署において賞与をうける権利があるのみである。この規則に違反する場合には、共和国会計検査院は不正に受取った金額の返還のため当該取立状を送付する。

第 10 条 本政令により現職の行政部官吏に与えられる恩典は、本年度国家予算、国の債務償還部、項目第 10 号の負担において支払われる。

政令第 5654 号 1960 年 12 月 9 日公布

単条 1959 年 12 月 8 日附政令第 05360 号に含まれている国の労働者、及びその他の受益者に対する本年度のクリスマス賞与は、同政令に定められた規準に従って支払われる。

政令第 05941 号 1961 年 12 月 13 日公布

第 1 条 その職務執行中の国庫に従属する官吏、雇員、及び労働者は基本給、及び年功による当該階級の月額に比例して、予算資金勘定から毎年賞与の恩典を受取るものとし、何らの控除をうけないが、下記の制限及び条件を附せられる。

- a) 1 年の 1 部のみ勤務し、12 月に公務に就いている者は、就働した月に 12 分の 1 を乗じた分を受取るものとする。
- b) 12 月以前に離職した者、並びに外国貨幣でその個人的勤務により手当をうける者、及び契約した者は、賞与の支払から除外される。
- c) 本年度中、1 つ以上の公署に勤務した者は、12 月中に勤務している公署において賞与の全額を受取るものとする。そのため主管官庁の証明書により、他の公署での勤務を立証する。
- d) 個人的賞与については、何人に対しても 1 賞与以上を支払わないものとする。1 公署以上に勤務する者は、最高の給料をうける公署において

のみ賞与をうける権利を有する。違反の場合には、共和国会計検査院は、不正に支払われた金額回収のため当該支払命令を送付する。

恩給受給者名簿の受益者の賞与は、その基本恩給月額に等しいものとする。

第 2 条 前条に規定されたと同様の割合、制限、及び条件において次の者に賞与を支払われる。

- a) 夫々の予算の負担において県の公吏、雇員、及び労働者に
- b) 国庫、又は借款より生じた総予算、特別予算、補助金よりこれら資金の負担において、給料を受取る国、及び県政府に従属する雇員、及び労働者
- c) 社会保障国民金庫、自治制の恩給金庫、並びに退役していない廃疾士官、恩給受給者、及び国防金庫に所属するその他の受益者は自己資金の負担において、その手持金から。

年次賞与は、いかなる場合においても、行政部の職員に対して定められた限度を超えることが出来ないものとする。

第 3 条 国庫は行政部の官吏、雇員、及び労働者にのみ年次賞与を支払う義務を負い他の公的団体、又は機関の労働者にこの恩典を与えるため一切の補助を与えないものとする。

第 4 条 予め大蔵省の許可を得て、かつ第 1 条に包含せられている職員に年次賞与支払いを容易にするために限り、共和国会計検査院、及び国庫は国家債務償還事業部の為替手形に行政部の各事業部の当該項目に予算として計上された金額を集中することが出来る。

第 5 条 本政令に反する規定は廃止される。

政令第 0 6 3 2 0 号      1 9 6 2 年 1 2 月 1 8 日

単条 国、及び県政府、社会保証金庫、自治制の恩給倉庫、並びに退役していない廃疾士官、恩給受給者及び国防金庫に属するその他の受益者を含む

国防金庫の職員、及び恩給受給者名簿の受益者に対するクリスマス賞与は、1962年予算より1961年12月13日付政令第05941号の規定に従って、基本給の外、年功による当該階級の割合において支払われる。

政令第06651号 1963年12月18日公布

単条 国、及び県政府、社会保障金庫、自治制の恩給金庫、並びに退役していない廃疾士官、恩給受給者、国防金庫に属するその他の受益者を含む国防金庫の職員、並びに恩給受給者名簿の受益者に対するクリスマス賞与は、1963年予算より、1961年12月13日付政令第05941号の規定に従い、及び基本給の外、年功による当該階級の割合において支払われるものとする。

政令第07001号 1964年12月18日公布

単条 国、及び県政府、社会保障金庫、自治制の恩給金庫、並びに退役しない廃疾士官、恩給受給者、国防金庫に属するその他の受益者を含む国防金庫の職員、及び恩給受給者名簿の受益者、並びに公共機関の雇員に対するクリスマス賞与は、1964年予算より、1961年12月13日付政令第05941号の規定に従って、及び基本給の外、年功による階級給の割合において支払われるものとする。

政令第07125号 1965年4月9日公布

第1条 1951年12月13日付政令第2892号によって定められた $\frac{1}{2}$ %の控除は、1%に増額され、例外なく一般的に、共和国において支払われるあらゆる賞与に適用される。

第2条 また共和国の全領域において労働者、及び雇員に支払われる半年又は1年毎の掛け金上に1%の控除を設定する。

第3条 毎年前条に示された名目で徴収される資金は、必要とされる保育

のため共和国の全領域におけ幼児保育園の建設に当てられる。前年度の収入に従って計算された金額で已に建設された保護宿舍の改善計画に現在当てられている資金は除外される。

第 4 条 政府の事務所、又はあらゆる法的性格の事務所は本政令第 2 条、及び第 3 条に規定された 1 % の控除を行い、15 日以内に「賞与及びポリビア児童保育所」の名称の下に各県の首都に開設されるポリビア中央銀行の口座に預け入れる義務を負い、預入れ金額の報告を当該管理のため労働・社会保障省に送付する。

第 5 条 国家住宅審議会は 6 ヶ月以内に、典型的保育所の図面を作成し、労働・社会保障省の承認を得た上、全国に設立する。

第 6 条 保育所は賞与、及び掛け金上の 1 % の名目で毎年徴集される資金をもって維持せられる。

第 7 条 保育所の管理は、第 6 条記載の委員会に委託せられ、自治制を維持し、その行い支出については連帯して責任を負い、6 ヶ月毎に当該予算、及び経済活動の支出報告を提出せねばならない。

第 8 条 これら社会事業の監視は、未成年局を通じて労働・社会保障省によって行われる。

第 9 条 国家未成年局は、1966 年 1 月より、全国にポリビア児童保育所の建設が行われる様本政令の細則案を提出せねばならない。

## 銀行、及び銀行員

政令第 4973 号 1958 年 6 月 17 日公布

第 1 条 本政令による規定に基き、銀行業及び同種業の雇員基金、住宅基金、家族手当金、葬儀分担金等の勘定の資産、及び債務によって構成される銀行及び同種業の社会保険金庫を創設する。

第 2 条 銀行、及び同種業の社会保険金庫は社会保障法典の理念に従って



銀行、及び同種業労働者及びその受益者のため疾病、出産、職業病、廃疾、老齢、及び死亡の保険制度、並びに家族手当、大衆住宅、及び葬儀分担金制度の運営、適用、及び実施を担当するものとする。

第 3 条 銀行金庫の増資に当てられる銀行、及び同種機関からの使用者側の出資は社会保障国民金庫に対して適用されると同様の形式で、及び 1956年12月15日政令第4538号の規定するところに従い、給与表全額に対して30%の割合と定められる外、銀行機関によって行われたあらゆる信用取引の更新に対して毎月 $\frac{1}{4}$ %の手数料が規定される。この手数料は、企業者側による預金を意味し、従うていかなる場合でも利率の増加において負担をかけてはならない。

第 4 条 現職の労働者は、その所得する給料に対し、次の表に従い出資する。

給 料	分担の割合
300,000 ポリビアノ迄	7.5%
300,001~600,000迄	8.0%
600,001~900,000迄	9.0%
900,001~ポリビアノ以上	10.0%

恩給受給労働者、並びに所得の有権者は金庫の維持費として7%を出資する。

第 5 条 銀行監督局の承認した貸借対照表に従い、銀行及び同職企業の純益に対して10%の税金を創設する。この税金の収入は「銀行利潤に対する10%保管基金」と称せられるポリビア中央銀行の特別口座に預入れられる。

第 6 条 銀行、及び同種業企業社会保障金庫の存続のため不可欠の社会的恩典、及び積立金に当てるため、本政令前数案に規定された出資が不十分である場合には、政府は、必要資金を集収するものとする。そのため予め、精確な实际的計算により、現行社会保障法典第147条の定める形式にお

いて、通常な預金をもって賄うことの出来ない銀行金庫の所要金額を決定するものとする。

第 7 条 本日より 90 日の期間内に金庫の必要金額を決定し、政府に銀行社会保障金庫の定款、及び細則案を提出するため、行政部の代表 2 名、使用者側委員 2 名、及び労働連盟委員 2 名をもって構成される委員会を任命する。その際、共和国の法制の規定するところに従い、同金庫の法人格を認め承認する。

本委員会には、投票権を有しない政府の社会保障の専門学者、及び銀行監督官が任命される。

第 8 条 前条規定の委員会によって行われた調査で、第 3 条及び第 4 条に定められた預金が十分でないときは、第 5 条により規定された収益税の金額、又は適当な割合が場合に依り、金庫を補強するため流用される。この税金の超過額、又はその金額は委員会の達した結論に従い、銀行利息の低減を得ることを目的とした調査のための根拠として使用される。

第 9 条 1959 年 1 月 1 日以降、銀行金庫はその加入者の医療サービスの事務を取扱う。同日迄、銀行及び同種機関は、これらの費用を 30% の使用者側出資から生じた資金をもって支払うものとする。但し 15% 迄の限度とする。

第 10 条 1956 年 12 月 15 日から本政令適用の日迄の暫定期間に対する銀行金庫のための労資の出資は、社会保障法典に従って行われる。銀行及び同種企業は、第 9 条に従って医療サービスの費用、並びにその供与の際現行規定に従って支払われた経済的貸付をそれらの出資金より差引く権利を有する。

第 11 条 銀行社会保障金庫の定款が制定される間、同金庫は本政令により設けられた委員会と同様の代表者で構成される自治制管理体により管理せられ、同機関は省令により承認された細則の規定に従って運営される。

第 12 条 銀行、及び同種企業は本政令によって構成される委員会、及び管

理体から要求される一切の書類、及び情報を提供せねばならない。

第13条 定款が制定される迄、銀行金庫は、銀行労働者を保護する現行の特別規定により定められた社会的恩典を与える。この期間中銀行、及び同種企業は第11条により構成された管理体の指令、及び決議を基に本法律規定において計上された基金の記帳を引受けるものとする。

第14条 運営の監督は、銀行監理局の任務とし、同局は大蔵・統計省、及び労働・社会保障省に年次貸借対照表、及び予算に関する報告を提出する。

第15条 義務的労働貯金の移転は、銀行従業員と同条件で、金庫の与える恩典に浴するため労働者の年功を承認する理由となる。

第16条 本政令に反する一切の規定は廃止される。

省令第335/58号 1958年9月24日

本年6月1日以降、銀行及び同種企業の恩給受給職員に対する恩給支給額は、1958年6月17日付政令第04973号に従って、1959年1月1日迄、1945年11月6日付法律第2条の規定に従って現職の従業員の給料金額に対して、月額給金として50%を適用して調整される。

省令第336/58号 1958年9月24日公布

銀行、及び同種企業は、その労働者、及び家族のため医療及び薬剤援護に対する15%の超過額を要する費用の全額を負担し、この超過額を本年6月17日付政令第4973号によって規定されたところに従い、1959年1月1日迄、各企業の「一般経費」勘定に計上する。

閣令第78769号 1958年11月5日公布

労働・社会保障省によって公布された本年9月24日附省令第335/58号を閣令の階級に昇格する。

閣令第83251号 1959年3月31日公布

第1条 憲法第182条に従って、その優先適用のため労働・社会保障省  
によって公布された1958年9月24日付省令第336/58号を閣令  
の階級に昇格する。

第2条 同省令に示された期間を1960年1月1日迄延期し、同日に銀  
行社会保障金庫はそのサービス事務を引受ける。

政令第5220号 1959年5月15日公布

第1条 1928年6月1日付銀行法第101条を改正し、同条は次の様  
に改訂され本政令の日付以降発効する。

第101号 すべての銀行は、週間の毎日少くとも5時間半公衆との取引  
のため開店する。但し、土曜、日曜及び法定祭日を除くものとする。

第2条 銀行監督局は、開店時間を決定し、各銀行は国の各地方の必要性  
に応じ之に従わねばならない。

政令第5566号 1960年9月9日

第1条 1958年6月17日付政令第9条によって規定された分担金の  
外、銀行及び民間保険会社は、同令第3条によって創設された銀行によっ  
て行われた一切の信用取引の更新に対する手数料の $\frac{1}{4}$ %税の徴収額、そ  
の労働者の医療サービス及び1時的無能力の援助資金の資金を利用するこ  
とを認められる。本措置は暫定的性質を有し、銀行保障金庫が組織せられ、  
運営される迄、本政令第4条の制限内において適用される。

第2条 これらの徴収額の残額は、蓄積されその創設の政令の目的のため  
将来、銀行金庫に移転される。

第3条 給与表に対し原資15%の超過額をもって己に支払った銀行は、  
将来発生するそれらのサービスのため利用されなかった残額をもって超過

額を補償する。

第 4 条 いかなるこれらの銀行も、疾病、出産及び職業上の危険についての保険の供与において、当該労働者の給料総額の最高限度 20% を超過することが出来ないものとする。一切の超過は自己の勘定により、企業によって補償されねばならない。

省令第 124 / 61 号 1961 年 3 月 29 日付

1961 年 3 月 21 日付で、ペルー人民銀行支配人、同銀行の労働組合代理人、及び『サン・ホルヘ診療所』所有者ドクトル・ギリエルモ・エチベチアとの間に調印された、社会保障法典、及び上記政令の規定に従ってペルー人民銀行の従業員、及びその家族に与えられるべき職業サービス及び医療業務の供与に関する協定に記載された 11 条項の全部及び各項を認可する。

政令第 06700 号 1964 年 3 月 10 日付

単条 ポリビア中央銀行従業員組合連合会の代表者 1 名を加えて銀行経営審議会を拡大する。

政令第 06848 号 1964 年 7 月 21 日付

第 1 条 銀行労働者への恩給年金の支払いは加入者が、その運営を規制する法律上の規則によって定められた年齢、勤務年限、及び分担金の要件を充たし、かつ労働者が在職中にその恩典を請求したときに限り、各銀行の「従業員基金」から行われる。

第 2 条 年金受給の恩典は、1926 年 12 月 7 日付法律第 8 条に従い、労働者、及び使用者より申請することが出来るものとする。

第 3 条 銀行労働者の恩給年金は、遡及的性質も累積的性質をも有しない、ただ権利の認められた日から支払われ、争議の場合には判決執行の日付から支払われる。

第 4 条 各銀行の従業員基金は、恩給許可の次年度内に国家労働裁判所（社会保障法廷）に対し、当該法的要件を充たすことなく、許可された恩給の再審理を請求することが出来るものとする。

第 5 条 恩給は、閣令による明示の許可ある場合を除き、受益者が国の機関、自治体、準自治体又は独立団体において勤務するに至ったときは自動的に停止される。現職を辞したときは、その受けて来た恩給年金支払いの権利を再び回復する。

第 6 条 その機関から退職するに当り、「従業員基金」からその分担金の金額を回収し、又は回収する銀行労働者は、恩給年金に之を振替える権利を有しないものとする。

第 7 条 各従業員基金は、その経済的能力に従い及び現状に即した技術的研究に基き恩給年金の限界、又は最高額を定め、労働社会保障省の承認を受けねばならない。

## 手当、及び賞与

政令第 5049 号 1958 年 10 月 1 日付

第 1 条 本年の 10 月、11 月及び 12 月中に発効するため、1 人につき毎月 50,000 ポリピアノスの割合で官庁の官吏の報酬を改善するため、国の一般予算を調整してない給料の 27.5% に当る 4,000,000 ポリピアノスの概算金額をもって補填し、調整する。

この超過支出は、大蔵省が 1958 年 9 月 16 日付政令第 5036 号の施行に当り行方支出の節約をもって補填される。

第 2 条 自己資金の負担において、県、市、大学、協同組合及びその他の公署は、その従属する職員に官庁に対して与えられるところより多額でない手当を支給する。

第 3 条 本年 9 月 10 日、11 日及び 26 日付の政令第 5028 号、第

5029号、及び5047号に包含されている官吏、及び本年度予算中その報酬が増額された国家予算に従属する労働者は、第1条及び第2条の規定から除外される。

月額50,000ポリアノス以下の増給をうけた労働者は、その差額を埋めるに必要な金額だけ、その給料が調整される。

第4条 ことに許与される手当は、階級、賞与、超過手当、僻地手当及びその他の社会的恩典の支払のためには計上されないものとし、その代わりに税金、分担金及び一般控除を免除される。

第5条 1959年1月1日以降外務職員の外貨予算は30%減額される。

第6条 本法令の日付以降、内国人技術者の給料の支払いに当てられる国の附属機関の外貨予算は20%の割合で減額される。

第7条 本政令に反する規定は廃止される。

閣令第79000号 1958年11月26日付

- I. 本年7月1日以降、次の事務所及び雇員を含む灌漑局に従属する雇員、及び給料取りに40%の手当を支給する。ラバス、リオ・タガグアーチャリヤバタ オルロ中央事務所、「ラ・アンゴスツラ」工事従業員（コチャバンド県）。
- II. この手当は、国家総予算に計上されている雇員のため、農牧・灌漑省従属の灌漑局の支出予算項目387号「請負」に計上されねばならない。
- III. 項目386、398及び412各号に記載されている賃銀労働者は、その固有の項目の負担においてこの手当を受取り、超過分は上記予算の項目387号「請負」で賄われる。
- IV. タカグアーチャリヤバタ河工事における米国援助資金に従属する労働者は、同建設のためポイント・フォアから支出された特別資金をもって支払われる。

省令第442/58号 1958年12月9日付

“OSBRA” 電信連盟構成員のためラジオ会社、オール・アメリカ・ケーブルス、セルバル会社及びザ・ウエスト・コースト社によって与えられた特別手当は、特別な性格を有するものと規定せられ、社会的恩典の目的のため給料、又は俸給の一部を構成せず又、社会保障金庫へ振換のため何らの割引も受けず、又個人的勤務による所得税の対象とはならない。

閣令第79181号 1958年11月30日

本年10月1日以降土木事業部、県、市及び民間企業に所属する建築労働者に対し月額50,000ポリアノスの手当を承認する。

本年当は、1958年10月1日付閣令第05049号第4条に記載された規則に従う。

省令第444/59号 1959年9月2日付

第1条 その能力に応じ、長、又は主任として管理及び監督の職務を執行するものは従業員とみなされる。

第2条 第1級及び第2級専門家の階級に現在記載されている電気技師、コイル技師、及び電話交換手は、従業員の階級に昇進されねばならない。発電所の配電盤、及び最低200キロワットの電流の送電を取扱う配電係も同様とする。

省令第022/60号 1960年1月13日付

労働者がその職務に従事していて、年功による権利も階級による待遇をうけることなく、その勤務している企業との協定で、その賠償を放棄したときはその精算の日から、この恩典の支払いが行われることを明確にする。年功及び階級別の権利による社会的恩典は、労働者の入社の日付からとする。



第1条 本日以降、年功手当の支払いに対する下記の比例表を実施する。

満 1 年	2 %
" 2 "	4 %
" 3 "	6 %
" 4 "	8 %
" 5 "	10 %
" 6 "	12.5 %
" 7 "	15 %
" 8 "	17 %
" 9 "	20 %
" 10 "	22.5 %
" 11 "	25 %
" 12 "	27.5 %
" 13 "	30 %
" 14 "	32.5 %
" 15 "	35 %
" 16 "	37.5 %
" 17 "	40 %
" 18 "	42.5 %
" 19 "	45 %
" 20 "	47.5 %
" 21 "	50 %

勤続年限満22年乃至30年の労働者は、年功手当の名目で50%を受取るものとする。

第2条 勤続31年以上の労働者は、規定の最高比例の上に、勤続1年毎に1.5%の年功手当を引続き受取るものとする。

第3条 この新比例表から結果した差額全額は、生産原価に結果を及ぼす出来事に対する補償として社会保障金庫に対する労資の分担金を免除される。

第 4 条 本政令に反する一切の規定は廃止される。

省令第 228 / 61 号 1961 年 5 月 16 日付

個人住宅、商店及び工場に働く職業運転手は、月額 85,000 ポリピアノ  
スから成る食費手当をうける権利あるものと規定され、それらの者は各県、  
又は内奥地の地方に旅行する個人運送人の給料と同一にあるものとする。又  
一般には最低賃銀をうけ、又はこれより以下の職業運転手全部を含むものと  
する。

政令第 05938 号 1961 年 12 月 8 日付

第 1 条 政府代表者と教員、公共部門の建築業者及び市庁雇員の代理人と  
の間本年 3 月 8 日及び 6 月 14 日に調印された協約から生ずる諸経費は  
本年度国家債務償還部「官吏給与及び補整」振替 28-3、コード番号 4  
によって負担される。

第 2 条 上記協約に従い、外貨で報酬をうける。又は、夫々 54,000、  
又は 50,000 ポリピアノス以上の官吏、職業家手当、歩合手数料、割り  
前金を夫々受取る職員は、基本給の増額、教員に対する 54,000 ポリピ  
アノスの帳簿への手当増額、公共部門の建築業者及び市庁吏員に対する  
50,000 ポリピアノスの追加手当から除外される。但し、これらの名目  
で上記金額以下を受取る雇員の場合には、協定による恩典は、差額だけ受  
取るものとする。

第 3 条 本決定の効力上、国家債権償還部の資金から次の振替が認められ  
る。

振替 28-5.1、コード番号 44 から

Bs. 6,000,000,000

振替 28-3、コード番号 4 へ

Bs. 6,000,000,000

- I. 労働法第6条に従って、労働契約は口頭、又は書面で締結することが出来る。この契約は、合法的に設定されたときはいつでも当事者双方を拘束する。
- II. 労働者が1948年12月21日付法律第13条後段に規定され、第2条によって改正せられた自発的退職の恩典に浴して、労働検査官によって認証された当該精算書に署名して勤務年数による補償をうけるときは、労働契約は法律上終了し、精算書に署名の日から、使用者と労働者との間の一切の労働関係は消滅する。
- III. 使用者と自発的退職を求める労働者との間に後者が引続き、企業に勤務するという意味の協定が存在する場合には、1949年4月19日付閣令第1592号第3条の規定に従って新規契約及び新規計算が有効と定められる。

### 社会金庫、及び社会保障

第1条 チャコ戦争旧軍人は、その祖国功労者の宣言手続終了後、国、県、市の官公署以前に恩給制度のため分担金を支払っていた公署において20年、又はそれ以上勤務しているときに限り、次表に従い社会保障法典に規定された老齢保険を受領する権利を有する。

認められた勤務年数による比率

年齢	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
47	75	77	79	81	83	85	87	89	90							
48	76	78	80	82	84	86	88	90								
49	77	79	81	83	85	87	89	90								

50	78	80	82	84	86	88	90
51	79	81	83	85	87	89	90
52	80	82	84	86	88	90	
53	81	83	85	87	89	90	
54	82	84	86	88	90		
55	83	85	87	89	90		
56	84	86	88	90			
57	85	87	89	90			
58	86	88	90				
59	87	89	90				
60	88	90					
61	89	90					
62	90						

チャコ戦争の功労者の年金に対し追加恩典を許与する1957年1月24日付閣令第4566号に従い、上記の表により定められた年金は、政令第4565号で創設された財源の負担において増額され、その金額は、施行令により予め現状を調査した上決定される。

第2条 老齢年金は、年金受領以前に受取った最後の月収を基準に計算される。関係者がその分担金を支払った階級、補給、累加及び調整の金額は給料の1部である。

第3条 政府が官公庁の労働者の給料の一般的調整を命じたときは常に、老齢年金は社会保障法典第159条に従って調整せられる。

第4条 第1条の序列表に示された増額を賄うため、国庫は1959年度において月額2,200,000ポリビアノスを社会保障金庫に支払うものとする。また1960年以降20年間老齢保険をうける功労者と認められた者の数の割合に応じ必要とする資金を支払い、この支出は国家債務の款項に負担せしめる。

省令第557/61号 1961年12月7日

既述の社会保障金庫の営業報告を解明し、及びその措置を講ずるため、官公庁職員のため制定され、国の他の労働部門に拡充された月額50,000ポリアノスから成る27.5%の手当、並びに工場労働者に対して1960年11月18日付政令第5640号によって拡大された年功手当は、社会保障金庫に対する労働者及び使用者の分担金支払いを名ぜられる唯一の報酬であり、従って、その他の報酬は社会保障法典第13条e項の規定に従って国の最初の保障機関に対するそれらの出資金の支払を行う義務を課せられる。

政令第7066号 1965年2月17日付

第1条 社会保障金庫に1965年3月31日迄社会保障法典第221条に規定された延滞利息及び罰金の免除をもって社会保障制度に生じた分担金徴収の許可を与える。

第2条 前条規定の期限満了後、社会保障金庫は社会保障法典及びその施行細則に定められたあらゆる附加金及び罰金と共に延滞中の使用者の債務の強制取立を行うものとする。

## 階級付け

1958年10月24日付法律

単条 年功による階級昇任の恩典を官公庁の雇員に拡大する1956年6月17日付政令第4451号を法律の部類に高める。

この規定には、その階級又は職務を問わず、官公吏が包含されている。

1958年12月27日付法律

単条 1959年1月1日以降、1956年7月17日付政令第4451号

の規定に従って国、県、市の予算に所属する建築労働者に対して年功による階級昇進の恩典を拡大する。

## 通 信

1959年12月21日付法律

第1条 電気通信労働者は、1938年5月20日付法令第16、17及び13条及び1948年12月30日付法律第1、2、7、9及び10条及び年齢の制限なく同年9月16日付法律第2条によって規定された条件において恩給を受ける権利を有する。

第2条 同様に1938年3月10日付法令第12、13、14及び15条の規定に従って肉体的、又は知的無能力による恩給をうける権利を有する。

第3条 さらに電気通信労働者は職業上の危険の中に包含せられ、法律が一般労働者に与える一切の権利を有するものとする。

第4条 本法に反する一切の規定は廃止される。

## 争 議

省令第400/58号

1958年11月17日付

1. 社会的争議の性格の問題は、当該管轄、及び権限に順拠し、及び1942年12月8日付労働法、1943年8月23日付施行令及びその他の関連法則に従って、労働・社会保障省にのみ提起すべきものとする。
2. 他の省に対し、又は十分に法律上の権限を有しない。又は法律に由来する職能、管轄権及び権能を侵害する官庁に対する社会的争議についての一切の問題の提起は法律違反とみなされる。

3. 雇員並びに労働者は、法律によって規定された処置法内において手続を行わねばならない本省令による規定を履行しない場合には、すべての権利を有しない不法、かつ無効な行為とみなされ、違反者は無効と宣言せられた手続きにつき何らの権利を主張し得ないものとする。
4. 本規定の定めるところにその行動を合致せしめず、かつ履行しない労働・社会保障省の官憲、即ち労働局、総検査局、地方、又は県の局長及び検査官は本法の規定する蔽罰に附せられる。

政令第5629号 1960年11月8日付

第1条 1948年12月21日法律のクラスにあげられた1948年1月7日付政令第1011号第13条の規定する純利益に対する年間2.1/2%の租税金は、提出された申告書及び第2条に挙げられた納税者の正当に承認された貸借対照表に従って、直接納税局及び恩地の出張所に納入される。

納税局は、税徴収後10日以内に技術教育審議会の口座に当該預金を行うものとする。

第2条 手工業工場を除いて、すべての工業クラスに該当する同形の国際工業分類における工業と指定された既に国内に設立された及び将来設立される一切の工業は、この税金を支払う義務を有する。

第3条 これら徴収金の20%は、国立科学院に当てられ、現行の法規に従って同団体の経費に使用されるため、その口座に直接払込まれる。

## 憲 法

法令第06949号 1964年11月5日付

第1条 1947年の憲法制定国会において承認された改正を付した1945年の憲法会議で批准された国家憲法を有効と宣言する。

第 2 条 国の社会的、経済的及び政治的發展のため必要な手段として選挙法に加えられる修正を附して大鉱業の国有化、農地改革、教育法典及び普通選挙法は維持せられる。

## 労 働 契 約

政令第5051号 1958年10月1日付

第 1 条 本年10月1日以降、国内の一切の企業は、当該労働組合と1956年12月13日付法律に従い団体契約を締結せねばならない。その細目、及び条件は当事者によって自由に協定される。

第 2 条 労働団体契約は使用者、又はその法定代理人と企業の労働組合との間に締結される。一企業内に二つ、又はそれ以上の組合が存在する場合には、それらの団体全部は当該団体契約締結のため組合の唯一の代表者を選定せねばならない。

第 3 条 すべての団体契約は、その有効なるためには、労働局の認可を得なければならない。同局に団体労働契約登記簿を具える。

第 4 条 共和国の内奥地に法定住所を有する企業は、最寄りの地方労働事務所に当該契約書を2通提出し、同事務所は原本をその認可のため労働局に送付する。

第 5 条 欠

第 6 条 すべての団体契約はその廃棄、及び消滅について1956年12月13日付法律第13条の規定する規則を除き、少なくとも1年間の効力を有しなければならない。

第 7 条 すべての団体契約は、その有効期間中、その代表権についていかなる変更が生じても、その名において契約を締結した自然人又は法人を拘束する。

第 8 条 団体契約によって拘束せられる使用者及び労働者は、法律、善良



な習慣に反する。又は公共の利益に反する取極めを行うことが出来ないものとする。

第 9 条 社会福祉法、労働法の一般規定、その施行細則によって与えられた供与は、労働団体契約によって変更することが出来ないものとする。

第 10 条 労働団体契約は厳粛な行為であるにより当事者は、法律に従いその能力及び法人格を立証せねばならない。

第 11 条 団体契約の交渉において紛議ある場合には、労働法及びその施行細則に包含せられた規則が厳しく適用される。

第 12 条 ストライキの権利は、労働法に示されたあらゆる手段が尽きたとき、総会における秘密投票により表明された労働法第 114 条による労働者の民主的決議によってのみ行うことが出来るものとする。

第 13 条 1954 年 4 月 29 日付政令第 3713 号、及び本政令に反する一切の規則は廃止される。

政令第 5740 号 1961 年 3 月 10 日付

第 1 条 労働契約は労働力を必要とするすべての農業用地、及び牧畜用地においては義務的とする。

第 2 条 この契約は 1 使用者、又は使用者の団体と 1 労働者の間、又は 1 使用者、又は使用者の団体と農民の中央組合、地方組合、組合連合会又は同盟との間に締結されるところにより、個人的又は集团的に締結される。

第 3 条 契約には次の要件を記載せねばならない。

- a) 契約当事者、及び場合により、調印する団体の姓名
- b) 契約当事者の居住地及び住所
- c) 労働の種類及び時間の詳細
- d) 必要な労働時間数の決定及び農牧作業の異なる時期に対する夫々の時間数
- e) 賃金の額、形式、種類及び支払時期

- f) 労働の場所及び条件、農業労働者の移動から発生する費用の支払い
- g) 未成年者労働の条件
- h) 労働の期間、延長、変更又は廃止
- i) 契約調印の場所及び日付
- j) その他

第 4 条 労働契約は、農民省の交付する書式に調印され、これを有しないときは、普通用紙で作成する。その有効性のためには農業検査官代理及び労働、及び農民裁判所の地方検査官の承認を得ねばならない。

第 5 条 個人契約は労働、及び農民裁判局の定める時及び期間において毎年更新され、その違反は制定される裁判をうける。

第 6 条 団体契約は契約当事者双方の権利及び義務を規制する。その条項は、個人契約の従わねばならない最低条件とする。但し、団体契約の実行ためには、個人契約の締結は必要としない。

第 7 条 団体契約は次の者を拘束する。

- a) 当事者
- b) 契約団体に所属しなくとも、労務に従事する農業労働者
- c) 契約を結ばなくとも使用者、又は使用者団体の活動を行う者又は之に代る者。

第 8 条 農業労働の団体契約は、次の者の間に締結される。

- a) 労働組合はその使用者、又は使用者団体と
- b) 地方組合はその使用者団体と
- c) 中央組合、連合会、及び同盟は地方的又は全国的な使用者団体と。

第 9 条 これらの契約は次の基準に従って実施される。

- a) 一労働団体と当該使用者又は使用者団体と締結された契約が労働者にとってより有利な条件を有するときは、これらの条件は、その他の上級労働組合によって締結された契約に優先して適用される。
- b) 組合によって締結された労働団体契約の条件がその他の上級労働組合

の契約に定められた条件より劣るときは、後者の条件が優先適用される。  
c) 使用者と又は使用者の団体と農業労働者とによって締結せられた個人契約が団体契約よりより有利な条件を有するときは、その約款は優先的に適用される。

第10条 地方労働組合及び中央労働組合は農牧作業の夫々異なる時期に該当する必要性に従って協定した労働者を提供する義務を負う。

第11条 団体契約は1年乃至4年の期間を有するものとし、当事者双方の合意により又は改訂のために定められた期限の満了により改訂することが出来るものとする。

第12条 個別的団体契約は、その更新の交渉の継続中その効力を保持する。

第13条 当事者間に発生する解釈、履行、紛争の解決、争議の各場合は労働・農民裁判局の権限とする。

第14条 法律、政令、及びその他の農地法規が農業労働者に与える権利は放棄出来ないものとする。従って、これら法規に反する条項は全く無効とする。

第15条 本政令に規定のない事例は、社会立法の基準に従って解決される。

第16条 現行の契約は、その性質の如何を問わず、本年6月24日迄労働・農民裁判局の官憲によって審査せられ、その期限の延長することは許されず、違反は規定の制限をうけ、本政令の規則が適用されねばならない。その他の一切の農牧場の作業に対しては、同期限内に当該契約が調印されねばならず、違反は罰金及び当該制裁をうける。

第17条 本政令に反する一切の規定は廃止される。

政令第5749号 1961年3月24日

第1条 いかなる動機によっても、あらゆる農牧場における仲間、又は共同経営の契約は承認されない、給料制度のみが有効である。

第2条 何らかの理由により異なる型の耕地において給料制度の下で就働

することが出来ないときは、現行法に従って農民と協同組合を組織することが出来る。そのため農民事務省は明示の省令を通じて耕地に介入し、そこに団体労働制度を設定し、農地放棄の場合に規定された罰則を適用する。

第 3 条 いかなる状況によっても地代の徴収を目的とする賃貸借契約は承認されない。

第 4 条 賃貸借契約は労働・農民裁判局と協議し、予め地方検査官によりその必要性の判定をうけたのち、及び次の条件に合致したときに限り、例外的に認可される。

- a) 疾病、廢疾、老齡、兵役及び止むを得ない不在等の理由によりその耕地に働くことに支障あるとき
- b) 賃貸借の農夫として認められた資格
- c) 施設内に最低数の改良及び生産増強を目的とする新しい耕作技術の導入を含む労働計畫の提示及び承認
- d) 労働計畫履行のための保証

第 5 条 すべての賃貸借は必ず、かつ全面的に現金で契約されるものとする。期限を定め、不履行の場合の罰則を制定すること。労働・農民裁判局はこれら契約の実施を監督する。

第 6 条 障害が消滅したとき、この種の契約の更新は許可されない。賃貸借期間は、その提出された労働計畫の実施に要する時間、及び地主の直接耕作を不可能ならしめる理由の存在との直接関連において決定せられる。

第 7 条 又貸しは固く禁止される。

第 8 条 本政令に規定された条件及び要件を侵し、労働・農民裁判局の承認を得ないで協定された賃貸借は、地主に対して1961年2月10日付政令第5702号第34条に従い農耕地放棄の場合に規定された罰則を適用する。

第 9 条 現在有効な賃貸借契約は、延長することの出来ない本年6月24日迄に既存の制裁の下に労働・農民裁判局の官憲によって再審査される。

## 協 同 組 合

協同組合法は、5章、145条から構成されている。

法令第5035号 1958年9月13日公布

長文のため、ここに記載しない。

政令第5295号 1959年9月10日付

第1条 内国協同組合院を組織し、及び監督するため7名の委員から成る監督委員会を設立する。

1. 内国協同組合庁協同組合教育部長
2. 同部の協同組合教育専門家
3. 内国協同組合審議会の技術顧問たる国連及びF A Oの専門家
4. ユネスコ使節団々長で、国連のアンデス部内の教育調整官
5. 市場協同組合事業を指導する米国農業事業団の官吏
6. 社会科学の適用部門に関連する大学教授
7. 内国協同組合同盟の代表者

内国協同教育部の協同組合教育における専門家が同院の担当事務長として執務する。

第2条 内国協同組合員の監督委員会は、同院事務長の召集により協同組合教育局の独立した諮問機関として、活動し、その委員は名簿参事官の資格を有する。

協同組合局は協同組合教育部の監督の下に同院の書記1名を任命し、内国協同組合審議会の承認を得て、特別目的のため専門家の役務を契約することが出来るものとする。

第3条 協同組合法第123条及び第124条の規定を履行するため内国協同組合院は、次の職能を有する。

- a) 各種の技術水準において協同組合の構成、及び訓練の講習会及びゼミを直接行うこと。
- b) 各種の水準において国内で行われる協同組合講習会及びゼミのため義務的性質の課目を作成すること
- c) 協同組合教育の各種事業及び計画において内国協同組合院及び県、並びに地方の組合局の官公吏の協力の方法を指示すること。
- d) 協同組合教育の計画（拡充、試験、管理融資等）の実施において公共事業体の各部門の技術協力の形式を決定すること。
- e) 協同組合を組織する農民、鉦夫、職人等の団体の教育水準を昂めることを目的とする協同組合局の技術援助の基準を決定すること。
- f) 国連アンデス作業班の如き共同体の振興及び発展の分野において行動する国際機関の特別計画を研究し、及び承認して協同組合の教育及び訓練事項における国際技術援助を立案すること。
- g) 大学、師範学校及び工芸院と協同組合教育部の開設、又は技術指導、又は組織の講習会及びゼミの実施を交渉し、その作業計画を立案し、その正しい適用のため不可欠の技術援助を供与すること。
- h) 大学の協同組合教育部、師範学校、及び工芸院、又は協同組合連合会、地方、中央協同組合、又は第1級の組合において至急に協同組合図書館の設立を奨励すること。
- i) 普及、及び教育のための資料の研究、及び作成において協同組合局と協力すること。
- j) 協同組合局の各部課が組合教育のため使用する農業、鉦業、林業、工芸、サービスの各協同組合のため計画する定款のひな型、作業書、簿記々帳法の計画を研究すること。
- k) 大学、師範学校、又は工芸院、協同組合連合会、労働組合等を通じて展開される教育、及び訓練の講習会及びゼミの実施を監督すること。
- l) それを主催し、及び実行する団体、又は者とは別に協同組合教育の名

称及び目的をもって国の領域内において計画される講習会、及びゼミを協同組合法第5条の指導方針に従って許可し、又は拒否すること。

- 11) 師範学校及び工芸院と同様に国の初等学校及び中等学校の協同組合教育計画を立案すること。
- m) 協同組合教育の機関と直接連絡を行い及び教育、指導方針、及び訓練の資料の収集及び交換を組織すること。ラテンアメリカ、米国、アジア、アフリカ、又は欧国の協同組合連合会、及び同盟とFAO、OIT、UNESCOの如き国際機関との連絡樹立を最優先的に行うこと。
- n) 各段階において、協同組合の文化水準の高揚、及びその目的の達成のため不可欠と考えられる発案を國家協同組合審議会に提出すること。
- c) 各種団体が発給し得る職業、技術、又は訓練の免許証の細則を定めること。

第4条 職業形成、基本の方針又は訓練の必要性の見地から、協同組合教育は次の3段階で行われる。

- a) 協同組合、及び共同体の専門家向けの高等水準
- b) 協同組合検査官、協同組合管理及び振興における訓練を有する農林、又は都市の教員、協同組合における実務を許可された会計士のための中等水準
- c) 共同体の指導者、並びにその種類を問わずあらゆる協同組合の組合員に対する基礎的水準

第5条 農民の大集落、鉞夫、工員、鉄道員組合、又は運送業者及び職人の組合は、國家協同組合院の直接援助の下に協同組合管理の恆久的学校を設立することが出来る。

第6条 内国協同組合局は、定期的に上級水準の講習会に給費生として出席すべきグループを選択するため協同組合管理の学校において選抜試験を行う。

その技術的能力に 上級水準の講習会を終了した基地の指導者は、

FAO、OIT、UNESCO又はポイント・フォア等の如き国際機関の  
与える専門家養成の給費に優先権を有するものとする。

第7条 内国協同組合局及び県の同局の技官は、内国協同組合院の勧告に  
従い、当該水準において協同組合の形成、及び訓練の講習会に参加し、成  
功裡に終了したとの免許状を提示せねばならない。

第8条 内国協同組合院の全国管理委員会は各種の協同組合に対して、協  
同組合の教育及び普及に関する資料の取得に関連して特に教育基金の5%  
の使用の形式を示唆することが出来る。

第9条 内国協同組合局は、内国協同組合院の権能を全く無視し、又は之  
に代位せんと企てる団体、又は人に技術的、法律的又は財政的のあらゆる  
援助を拒否するものとする。

第10条 協同組合法の基準に従い、いかなる団体も人も内国協同組合院な  
る名称を使用することを許可されない。

暫定条項 全国協同組合同盟が組織される迄内国協同組合審議会は、本政令  
第1条に規定する内国管理委員に代表を任命する権限を与えられる。

## 自動車運転手

省令第086/59号 1959年3月12日附

当事者の合意による他の形式の報酬を与えることに同意が行われた場合を  
除き、現行の法律上の規定に従い個人使用者に奉仕する職業自動車運手手  
のため、最低賃金を205,000ポリピアノスと規定する。

政令第5207号 1959年4月29日附

第1条 他人の勘定で労働する職業的自動車運転手並びにその助手は給料、  
歩合、旅行又はその組み合わせで受取る報酬の如何を問わず以上の支払形式  
から結果するところにより社会立法の適用上、「従業員」の類別を有する。



第 2 条 同様に給料、又は他の契約された形式の報酬を受けて、他人の勘定により、車庫又はサービス・ステーションにおいて労働する車庫の職工、及びその助手も並「従業員」の類別において考慮される。

第 3 条 使用者又は親方に対して労働者の労務の提供を規定するあらゆる場合において労働契約が存在するものと推定される。

政令第 5 5 2 8 号 1 9 6 0 年 8 月 5 日

第 1 条 1 9 6 0 年 8 月 1 日以後、社会保障法典の適用範囲に有給自動運転手を義務的に包含し、この法典に規定されたあらゆる特典をうける権利を有せしめる。自己の負担によって労働する独立自動車運転手も亦、法典施行細則第 I 冊第 III 編に規定された任意保険の条件に従って社会保障に包含される。

これらの労働者に対する社会保障制度の適用は社会保障金庫を通じて行われる。

第 2 条 社会保障の特典をうける権利を有するが為には、前条記載の労働者は、法典施行細則第 VI 冊第 I 編第 II 章に規定せられた個人加入の手続を果さねばならない。有給運転手の使用者は、同冊同編の第 I 章に規定された使用者加入の手続を果さねばならない。

第 3 条 有給労働者に対する労資分担金は施行細則第 IV 冊第 I 編に規定されたところと同様とする。即ち次の分担金から成る。

- a) 社会保障金庫に対し、労働者分担金として報習金額の 7.5 %
- b) 社会保障金庫に対し、使用者分担金として報酬全額の 2.8 %
- c) 国民住宅院に対し、使用者分担金として報酬全額の 2 %

第 4 条 前条記載の分担金の支払われる基準となる報酬月額は、いかなる場合においても施行細則に定められて最低賃金以下であってはならない。

法典に従い報酬全額とは、その名目に係らず、労働者が毎月受取る総収入と解する。

第 5 条 第 3 条記載の分担金の支払いは、給与表に基づき使用者より毎月行われ、この給与表は法則細則に規定された期限、及び条件において社会保障金庫及び労働省に提出されねばならない。使用者は、その従属する労働者に該当する 1 時的無能力の補助金及び家族手当を直接支払い、当該支払表を社会保障金庫及び労働省に提出せねばならない。

第 6 条 車主運転手の分担金は、法典細則第 28 条において規定されて居り、運転手は加入を希望する保険制度を選択せねばならない。

その分担金の支払のためこれらの労働者は、所得税務所に対する申告写しを添付してその収入月額の状態を国民社会保障金庫に提出する。1 時的無能力の補助金は直接国民社会保障金庫から支払われる。

金庫は最長 30 日の期間内に特に月収の計算の形式及び仕様を定める内部規則を制定せねばならない。

分担金の支払われる基準となる月収入はいかなる場合でも法典細則第 164 条記載の最低賃金以下であってはならない。

第 7 条 労資分担金支払いの適切な履行を怠ることは、社会保障制度の特典の供与の即時停止を意味し、疾病、老齢及び死亡保険の目的のための年功は維持せられる。

第 8 条 1957 年 1 月 24 日付政令第 4565 号によって創設せられ、1959 年 1 月 25 日以来実施中のガソリン販売に課せられる 2% 税の収入は法典細則第 II 冊、第 IX 編の規定するところに従い疾病、老齢及び死亡の補定制度の維持費に充てられる。

第 9 条 前条規定の補足特典決定のため並びに自動車運転手に対する社会保障制度の財政的均衡の研究のため、これらの被保険者の員数調査の決定の日から 90 日の期間内に技術的現状の調査が行われ、金庫には直ちにこの研究に従って措置する。この調査の結論は本政令の補足令によって承認される。

第 10 条 疾病及び出産の保険並びに職業病保険の医療サービスは、国民社

会保障金庫の診療所の存在する地域においてのみ供与される。これらの診療所の存在しない地方においては、分担金は次の通りとする。

- a) 国民社会保障金庫に納付するため報酬全額に対して5%の労働者分担金
- b) 国民社会保障金庫に納付するため報酬全額に対して16%の使用者分担金
- c) 国民住宅院に納付するため報酬全額の2%の使用者分担金。

第11条 疾病及び出産のサービスは、当該分担金支払いの翌月の第1日目より供与される。

第12条 自動車運転手に対する社会保障制度は社会保障法典、その施行細則及び本政令の規定に従って運営される。

## 休 日

省令第101/61号 1961年3月17日付

省令第334/60号を確認して、毎年5月27日「母の日」を記念して、企業内において労働するすべての母に有給休暇を与えることを共和国領域内において稼働する全ての工場に認可する。

省令第207/58号 1958年7月3日付

1950年7月4日付政令第2103号を解釈して全共和国の一般商業の労働者、従業員及び工員のため、毎年7月5日を「商業労働者の日」と宣告する。

省令第151/64号 1964年3月17日付

毎年3月1日を「アナウンサーの日」と宣言せられたので、同日中は共和国全域においてラジオ放送活動の停止を決定する。

第1条 労働法第41条及びその施行細則第29条に従って下記の日は、共和国全域において一切の活動を停止する休日と宣言せられる。

日曜日、1月1日、謝肉祭の月曜日及び火曜日、聖週間の3月23日、木曜日及び金曜日、5月1日、キリスト聖体の日、8月5、6、7日、10月12日、11月2日、12月25日。

第2条 県及び地方の看護婦は各場合につき、政府の特別政令の対象となる。

第3条 特別の規定がない限り、國家の宣告は公私の活動の停止を意味しない。

第4条 各種の法律上の規定によって定められた祝祭日は活動の停止を来すことなく 表敬、及び記念の目的のためのみ維持される。

第5条 本政令第1条に記載の祭日を除いて1年のすべての有効日における労働は義務的と宣言せられる。

第6条 その階級の如何を問わず、いかなる労働官庁も又は団体も有効労働日中における公私の活動の停止を命ずることが出来ない。か、3処置が起し得る経済的損害について直接の責任を有するものとし、又その職務の剝奪をうけることも妨げない。

第7条 いかなる公私の団体も有効労働日中の活動の停止に対し、給料、又は給料を支払う義務を負わない。

第8条 唯、政府のみが政令によって、例外的に、かつ労働法第41条に基づいて第1条に列挙された休日の外にまた、正当な理由の存在するときに限り、休日を定めることが出来る。

第9条 1965年7月5日以降、官公庁に対して次の労働時間を定める、即ち月曜から金曜迄は、8時から12時迄及び14時から18時迄、官公吏に対しては土曜日は休日とする。5月21日から9月21日に至る期間

を含む冬期々間に対する労働時間は、8時半から12時迄及び14時から18時30分迄とする。

熱帯地方に対しては、各地帯の気象的条件によって行われる慣行に従うものとする。但し、土曜日休日の権利を得るためには、毎日8時間労働を行わねばならない。

国の非集中団体及び全ての民間部門はその労働時間を本統制に一致せしめるか、否かは自由であるが労働法の規定及びその他の労働に関する法規の順守に留意するものとする。

第10条 本政令に反する一切の規定は廃止される。

## 電 気 技 師

政令第5265号 1959年7月28日付

単条 電気技師、針金巻技師、スイッチ係及び電話交換手は労働法及びその補足法規の適用上、従業員の類別の中に包含される。

政令第5592号 1960年10月4日付

第1条 自治、自主経済、非集中団体の理事会、又は審議会へ派遣の中央政府の代理人及び代表者は公吏とみなされ、従って国内法によってこれらの者に与えられる義務及び特典に包含される。

第2条 上記団体はその予算が定める給与、給料、交際費及びその他の手当のみを認める義務を負う。

第3条 有給の2つ以上の職務、又は代表を兼ねるためには、各場合に閣令を要する。

第4条 1948年3月3日付政令によって規定されたところに従い、公吏に認められる社会福祉の特典は、国の負担とする。

第1条 1965年1月24日付政令第7032号によって定められた休戦実施のため、選挙前期間中、使用者とその労働者による社会的紛争はさげなければならない。そのため一切の請求は当事者の直接合意によって解決されねばならない。一致に達しない場合においてのみ、労働官憲の調停、又は介入が行われるものとする。

第2条 失業及び新しい労働源の欠除によって生じた問題は、社会不安の原因の1つであるので、労働者を擁護するため本日以降国の合憲性が回復される迄一般労働者及び従業員の個人的又は集団退職は禁止される。

第3条 必要に迫られた特別の理由、又は企業を強いるその他の理由により一定数の労働者の退職が強行される場合には、前もって労働・社会保障省の明示の許可を取付けるものとする。

第4条 期限付契約を有する労働者、試採用中の者及び労働法第16条、及び補足令第9条の理由に該当する者は本政令第2条に規定された範囲から除外される。

### 看 護 婦

第1条 本日以降全ての診療所、産院、療養所及びその他の個人経営の健康相談所は衛生省の認可した国立看護婦学校を卒業した看護婦主任を置かなければならない。

第2条 看護婦主任及びその他の補助員は衛生省看護局に登録せねばならない。そのため看護婦登記簿を備え、この中に教育の程度、専門科及びその他のデータを詳記する。これらの要件を充たさないときは、上記病院はこれらの要員を雇入れることが出来ないものとする。

## 旧 軍 人

政令第7207号 1965年6月11日付

単条 官公庁、自治、自主経済、準自治団体において職務を執行する祖国の  
功労者のため終身職を認められ、かつ保証される。1956年12月21  
日付法律第9条に規定された場合以外は、かつ十分に正当な理由があり、  
立証されたときに限り、その職から罷免されることが出来ないものとする。

## 製 造 工 場

政令第4995号 1958年7月15日付

単条 ポリビア工場労働者総同盟は、1954年10月7日付政令第3845  
号によって創設された基金をこの本部に加盟している組合支部へのクレヂ  
ットに投資することが出来るという趣旨において1955年11月17日  
付政令第4226号を拡大する。但しこの取引は、いかなる場合においても  
も、この名目で徴収された年間徴収額の10%を超えることが出来ないも  
のとし、かつ集团的利益の目的のために使用されるときに限るものとする。

また、予め労働・社会保障省の許可を得て、適当な支払保証の下に、及  
び労働者階級のためにこれら資金の適切な投資と取扱いを守るため政府が  
許可せねばならない特別細則に従って、全国的性質のその大会、会議及び  
スポーツ大会開催のために要する費用を賄うため使用される。

暫定条項 本令施行前に行われた一切の支出は、上記の目的に投資されたも  
のであるときは、予め労働・社会保障省及び共和国会計検査院に対して支  
出勘定の報告及び審査を提出して整理される。

閣令第78530号 1958年10月21日付

1. 161,000 ポリビアノ以下の工場労働者の基本的給与及び給料月額

- は1958年10月1日以降205,000ポリアノスに調整される。調整されなかった161,000ポリアノスに等しいか、又はそれ以上の基本的給与及び給料月額は27.5%の調整を受ける。
2. 第1項記載の調整は特別手当の性格を有し、即ち社会保障上の特典の目的のための給与又は給料の一部とはならず、又社会保険のための分担金のため及び個人的労働の所得税のため控除されない。
  3. 1957年1月1日と本年9月30日との間に直接調整を行った企業の場合には、ケース毎に前条記載の調整の適用が販売価格が変更されない時に限り検討される。
  4. 労働法第113条c項、及びその施行細則第155条により、前数項に反しない本年10月15日付の裁定の詳細は承認される。

## 公 務 員

政令第5432号      1960年3月17日付

第1条 1956年5月17日付政令第4400号第1条記載の公務員に対する旅費支給表を改正し、本日より次表に従って支払われねばならない。

100,000	ポリアノス迄	1日に付	24,000	ポリアノス
101,000~150,000	"	"	30,000	"
151,000~200,000	"	"	36,000	"
201,000~250,000	"	"	40,000	"
251,000~300,000	"	"	46,000	"
国務大臣及び国務大臣の				
階級の高官				
		"	60,000	"

第2条 1956年5月17日付政令第4400号第2、3、4及び5条に記載された規定は有効とする。

第3条 本政令の規定する旅費支給表の値上げに当てるため旅費の支給に



差し向けられる現行予算に計上された項目を増額することは不可能なるに鑑み、諸官庁の各部局は公務員の旅行は、全く必要なものに制限せねばならない。

第 4 条 公務に関係のない者のため旅費の支払を許可し、又は支払証明の  
手続を行うことは固く禁止され、違反の場合には、支出官は当該金額の返  
還の外、その金額の3倍の罰金をもって処罰される。

政令第6392号 1963年3月7日付

単条 本日以降、公務で外国に旅行するすべての国の官吏、非集中団体の理  
事長、理事、支配人、及び高級職員は当該省を經由して政府の明白な許可  
を取付けるものとする。この許可は省令によって承認される。

法令第7021号 1965年1月11日付

第 1 条 国の電気通信及び郵便事業の官吏、及び従業員はその職務の執行  
中政治的及び政党活動を行うことは禁止され、又通信の不可侵性及び安全  
を危くする同種団体の細胞又はその他の分子となることは出来ないものと  
する。

第 2 条 上記禁止の違反は、責任従業員の即時解職をもって罰せられる。

## 料 理 人

1961年1月5日付法律

第 1 条 1953年4月30日付政令第03374-2号を法律のカテゴリ  
に昇格する。

第 2 条 同政令第5条及び第6条記載の調理労働者に対する最低賃金は、  
同政令の規定する最低賃金を超過したるにより労働・社会保障省の介入の  
下に使用者、及び労働者間の直接協定によって定められる。

第1条 1961年1月5日付法律を次の様に細則を規定する。

第2条 酒場、ホテル及び類似商業において大衆の直接消費の上にかける10%の課税は次の様に分配される。ボーイ及び給仕に対して8%及び上記建物の台所要員、及び帳場係りに対して2%。

第3条 ボーイ、給仕、台所要員及び帳場係りに対する賞与及び休暇の如き特典、補償及び罷免の支払いは、1961年1月5日迄に受取っていた給与及び給料の外に臨時、及び夜間労働に対する追加手当を基準として行われる。同日付以降は、90日勤務から生じたものの平均10%が加えられる。

第4条 ホテル、コーヒー店、バー、菓子店、クラブ、酒場、食事及び飲物の販売所、及び類似の店に勤務する調理労働者は、社会保障法典によって付与された最高労働時間、祭日、日曜日、時間外労働、夜間労働休暇及びサービスをうける他の従業員と同様に受益者とする。

第5条 調理労働者の最低賃金並びに食料及び住宅の評価は今回に限り、使用者が食料及び住宅を供給する場合の最低賃金に関し、1953年4月30日以後に行われた調整及び1944年1月6日付法令第6条を考慮して労働・社会保障法の労働・労務局の担当官の介入の下に使用者及び労働者の代表機関間の協定によって決定される。

食料とは労働施設の活動の種類に応じてその場所の慣習に従って使用者が提供するものと解する。

第6条 調理労働者の勤務を利用する店舗の所有者はその統制のため、彼等の代表者に労働者の負担する10%分から店舗の分を区別して消費管理者の署名した1通を交付する義務を有する。この分担金は、配分に従って要員に対する払込みが賃金支払表を通じて行われる様金庫に交付されるものとする。

第 7 条 国民社会保障金庫への分担金の支払いは付保険団体との既存の協約を尊重してその定められる最低賃金を基として行われるものとする。

第 8 条 この部門の労働者に対する解職及び補償の支払いを保証するためポリビア・ホテル、バー、ストラン、菓子製造業及び類似商業の組合に「ホテル業者及び附属業の共同基金」を設立することを許可しその増資のため、1955年3月3日附政令第03974号第1条a項に示された5%を充当する。

第 9 条 前条記載の基金運営のため、上記組合は、本政令公布以後60日の期間内に労働・社会保障省による認可のため当該計畫書を提出せねばならない。

第 10 条 制定される施行法及び本政令の規定は、その公布の日から適用される。

第 11 条 1961年1月5日付法律及び本政令の規定の違反は、1951年11月2日付法令第02763号に従って処罰される。

政令第6140号 1962年6月15日付

第 1 条 解職の支払い、補償、及びボーイ、給仕、台所要員及び帳場係りに対する賞与及び休暇の如きその他の特典は、1961年1月5日付法律に規定された10%を含めて、法律に従って最終の労働日数90日の平均が与える比率を基準として採用して行われる。

第 2 条 労働法の規定する形式で解職、又は退職に対する補償の特典を直接ボーイ、給仕、台所要員及び帳場係りに支払うことを任務とする機関である「ポリビア・ホテル基金」の設立を認可する。本政令公布の日から1年を資本金調達の間とし、この期間経過後は本条記載の責任を採り、その期限迄は、使用者が一切の責務を負担する。

第 3 条 ポリビア・ホテル基金の増資を計るため1957年2月23日付政令第4592号第1条a項の規定する納付金の70%を当て、残りの

30%は国家所得税務所からの通常収入として引続き当てられる。

第4条 国家所得税務所は前条規定の70%の徴収に対し15%の手数料を徴収する。

第5条 手数料15%を控除後70%からの残額は次の様に配分される。

ボリビア・ホテル基金に	55%
国家観光審議会に	35%
児童都市建設委員会に	10%

第6条 国家所得庁は2ヶ月毎に前条に定められた比率をボリビア・ホテル基金、国家観光審議会及び児童都市建設委員会の勘定に払込むものとする。

省令第123/65号 1965年2月18日付

1965年2月1日以降その受取る給料から給与表に従って控除される当市の調理師及び菓子職人組合加入の労働者の組合費を親方には5ボリビアノスに徒弟には3ボリビアノスに高め、その法定代理人がボリビア中央銀行内の特別勘定に預金する様、同労働組合の法定代理人に徴集金額を引渡さねばならない。これら法定代理人は固有の簿記帳を具え、法律上の効力のため6ヶ月毎に労働局にその計理状況を必ず提出せねばならない。

政令第4990号 1958年7月10日付

第1条 同業組合労働者の一般的名称をもって、本政令の以下の条項に規定された定義に従って工芸職人並びに小売商人を包含する。

第2条 細工場の所有者であって手工々具をもってその仕事を行い、顧客の性格の第3者から報酬をうけて手仕事を行い、個人的に又はその家族と協力して、その事業に従事する全ての者を同業組合工芸労働者とみなし、3人迄の弟子を有することが出来る。この種類の中には第2級及び第3級理髪師、大工、洋服屋、仕立職人、裁縫師、靴工、帽子作り、鍛冶屋、鉛

管工、その他等の労働者が包含されている。

第 3 条 同業組合員小売商人とは、2 百万ポリピアノスを超えない資本をもって、かつ個人的な形式で、又はその家族と協力して働くときに限り、合法的に行商活動及び市場、広場及び公道におかれた販売店、又は道路に面した戸口及び搾乳所において物品小売に従事するあらゆる者と解する。給料をうけて販売人として商業に従事する者、家内労働で第 3 者を利用する者、店員を有する者及び設立された商店を有する者は同業組合員小売商人とみなされない。

### 年間の所得税

第 4 条 本政令第 3 条及び第 4 条に包含せられている手工具をもって労働する職人、第 2 級及び第 3 級の理髪師、2 百 ポリピアノス迄の運転資本を有す同業組合加入の小売商人は、簿記帳を具える義務を有しない。

第 5 条 一般的に同業組合員労働者は、1957 年 1 月 24 日付政令第 4563 号の決定に従い、個人的勤労の所得に対する税金を支払う義務のみを負い、既に決定せられた控除に社会保険のサービス料に該当する金額を加算せねばならない。

### 税金支払いの形式

第 6 条 本令の効力上、法定期間内に個人的勤労所得の年次申告書の提出は義務的と定められ、その違反は関係法律の規定する処罰をうける。

第 7 条 同業組合員労働者は、その資格を証明するため上記の書類と共に同業組合員労働者同盟の当該組合員身分証明書を提示せねばならない。

第 8 条 1955 年 9 月 3 日付政令第 4157 号は廃止される。但し 2 百 ポリピアノス迄の運転資本を有して同業組合を組織していない特定の小

売商人に対する収入、及び支出の帳簿を具える義務並びに独自の手段により1928年5月3日付法律に従い組合員労働者、職人、及び一般商人の実際の所得を調査し、及び決定する国家所得税局の権限は存続するものとする。

政令第6517号 1963年7月5日付

第1条 換金可能の固定資産6,000ポリアノス迄の資本をもって運営する職人、小売商人及び酒保商人で自身で、及び有給店員2名以下の協力をもって営業する者は小額所得に対する1959年1月24日付政令第4563号の基準に該当する次の年間定率及び3階級に従って個人勤労に対する税金を支払うものとする。

	階 級	年間定率
第1級	4,000～6,000ポリアノス をもって営業する者	120ポリアノス
第2級	2,000～4,000ポリアノス をもって営業する者	80ポリアノス
第3級	2,000ポリアノス をもって営業する者	50ポリアノス

年間の課税は仮算の課税し得る純最低所得を対象としたもので、従って家族扶養として控除をうけない。前払制とし、毎年の2月28日迄に支払われる。

所得税局は、本政令に包含されている各納税者の階級を決定する。

第2条 前条の効力上、次の者と解釈される。

- a) 工芸職人、仕事場を所有して、その職業の工具をもって働く者。この種の納税者には第2級及び第3級の理髪師、大工、靴職人、機械工、銀治工、鉛管工、ブリキ職人、電気技師。
- b) 小売商人、公道、市場、市及び小店舗で小売りの商売を営む者。

c) 酒保商人、公道、市場、市、売店及び居酒屋で食料品及び飲物を売る者。

第 3 条 所得税務所は、本政令に規制される納税者の住人録作成のため新しい登録簿を作成する。登録人には 3 年毎に更新する小商人身分証明を發給し、毎年、これに管理収入印紙 5 ポリピアノスを貼布する。

登録は義務的とし、納税者はその營業開始以前に又は当日以降 90 日の期間内に之をなさねばならない。その違反は店舗の閉鎖をもって罰せられる。所得税務所は関係者の申請により違反者を復権させることが出来る。但し、100 ポリピアノスの罰金を払った場合に限る。

第 4 条 前述の基準に包含されている納税者は収支計算書又はその他の帳簿を具える義務がなく、又、年次貸借対照表を提出する義務がない。毎年の定額税金の支払いはその職人的活動、又は小売商業からのみ発生した販売利益、及びサービスの利益に対するその他一切の課税を免れしめる。

資本金 6,000 ポリピアノス以上の工芸職人、小売商人及び酒保商人、又は 2 人以上の有給店員を有する以上の者は、税金の支払、帳簿、貸借対照表及びその他の国庫上の義務に関する一般的規制を履行する義務を有する。

第 5 条 本政令に反する規定は廃止される。

政令第 6561 号 1963 年 8 月 30 日付

単条 1963 年 7 月 5 日付政令第 6517 号の効力は、次の者に及ぶものとする。

a) 1963 年 7 月 5 日以後に設立される。又は登録される小店舗、及び町工場

b) 1958 年 7 月 10 日付政令第 4990 号に従い同業組合員労働者として、己に登録した者。

## 課 税

法令第6989号 1964年12月10日付

単条 一般書籍の輸入はその輸入が教育機関、商業団体又は個人によって行われるとに拘らず税関手数料、領事手数料及び関税の支払いを免除される。

政令第6473号 1963年5月17日付

第1条 国立職業衛生院は、現行法規によって規定された制約内において、法人格及び自治制を有する公法上の機関である。

第2条 国立職業衛生院は、国内における職業衛生の活動を規制し、及び看視することを任務とする唯一の政府機関である。

本院はこの点につき、国の有する全ての管理上の技術上の及び有形上の手段を総合し、及び調整する責任を有し、そのため公衆衛生省、ポリビア鉱山公団、ポリビア国有石油事業団、社会保障国民金庫、その他本院の定める機関の職業衛生局における使用し得る設備を利用する。

第3条 国立職業衛生院はあらゆる資材、器具、機器、薬剤及びその他の必要物資の輸入に対する全ての国税、関税及びその他の課税の支払いを免除される。

国立職業衛生院は、公私の運送企業において運賃支払いについて国に与えられると同様の免税及び特典を享受する。国立職業衛生院のすべての職員は、公務員に与えられると同様の法律上の権利を有する。

第4条 国立職業衛生院は毎年法定期間内に次年度予算、事業年次報告、次年度計画及び年次貸借対照表を各省委員会に提出する。

第5条 国立職業衛生院の目的は、次の通りとする。

- a) 職業、及び災害による疾病、特に梅毒及びその併発病を撲滅し又は管理すること。
- b) 無能力となった者に肉体的及び職業的な迅速な回復を与えることに留



意し労働者の一般的健康を維持し、及び改善し、一般的には労働の環境を労働者の精神的及び肉体的能力に適合する様努力すること。

第 6 条 各省間委員会は、公衆衛生省が司会し、次の各省の代表者によって構成される

公衆衛生省、労働・社会保障省、鉱山・石油省、ポリビア鉱業公団及び社会保障国民金庫。

本委員会の委員は、4年間職務に就き、その勤務につき報酬を受けない。

第 7 条 各省間委員会は、労資の団体特にポリビア鉱山労働者組合連合会、工場労働者同盟、全国産業会議所及び全国鉱業会議所とその活動を調整する。

第 8 条 委員会は、本院の計画及び予定の運営について責任を有する。

第 9 条 委員会は職業衛生の予定計画については技術上及び監理上の自治権を有する。但し、公衆衛生の計画に関しては委員会は経済、及び社会開発の国家的計画の中においてその活動を調整する。

第 10 条 委員会は公私の他の機関と本院の管理運営上の調整につき責任を有する。

第 11 条 委員会は次の本院書類の検討、及び承認につき責任を有する。

- a) 経過活動の年次報告
- b) 法律に従い予算、及び一般収支決算を承認すること。
- c) 将来の事業計画、特に次年度の計画
- d) 地方事務所の設置又は廃止
- e) 理事の任免
- f) 職業衛生の適用部門の制約をうける機関に対して強制的性格を有する理事の報告の承認
- g) 10,000 ポリビアンズを超えない投資を許可すること。

委員会の行いすべての決議は、同院理事長を通じて実行される。

第 12 条 委員会は、少くとも月 2 回会議を開き、その審議及び決議が有効

であるがためには委員3名の定足数を要する。会議には職務上当然出席すべき1員として委員会の書記の役目をする本院理事長及びUSAID-Bolivia（国際金融事務局）の代表者1名は必ず出席するものとする。被招待者の資格で、当国駐在の公衆衛生及び労働の国際機関の夫々の代表者も出席することが出来る。

第13条 本院は、次の通り組織される。

- a) 局、及びその各課
- b) 個人衛生部及びその各課
- c) 環境衛生部及びその各課
- d) 実験部及びその各課

第14条 本院は国内駐在の国際機関から技術援助及び助言を受けることが出来るものとする。

第15条 理事長は本院の全ての事業及び活動を調整し、及び指導し、各省間委員会に対してその職能につき責任を有する。

第16条 理事長の権限は次の通りとする。

- a) 本院の上級職員と共に本院の予定計画を立案すること
- b) 職員の任免
- c) 年次報告の作成
- d) 調査を監督すること。
- e) 職員の規律を指導し、及び看視すること。
- f) 各省間委員会の会議に、本院を代表すること。
- g) 公衆衛生省技術審議会に対し、及び予め審議会議長の許可を得て、その活動に関連するその他の会議に本院を代表すること。
- h) ボリビア鉱業公団、ボリビア国有石油、社会保障国民金庫の各職業衛生部及び本院の指定するその他の如き、この分野において資金及び設備を利用して国内の一切の職業衛生事業を調整し、及び総合すること。
- i) 職業衛生に関する基準指数を定める法規の公布、並びにその定期的改

正を行い、かつ達成すること。

j) 本院の技術報告、及び刊行物を検討し及び普及せしめること。

k) 政令第02348号衛生及び産業安全の基本的規則の規定の適用を監督すること。

l) 職員の監督、訓練奨学資金に対する志願者の任命及びあらゆる訓練活動の監督を行うこと。

11) 本院の資金管理に責任をとること。

m) ポリビアにおける職業病の発生、及び災害についての統計的報告を作成し、普及せしめること。

n) 工業病及び災害について流行性病学的調査を指揮すること。

o) 予算及び収支決算を調製すること。

第17条 本院の活動の適切な運営のため、本部に次の各部をおく。総務、統計、視聴サービス及び報道。

第18条 総務部は次の目的、及び義務を有する。

a) その価格が50ポリビア・ペソを超過しない一切の資材及び機材の購入に当ること。部長は、この金額返は理事長の署名なしでその取得を行うことができるものとする。

b) 理事長の承認を得て本院の経理及び投資につき責任をとること。但し、本条a項に規定された場合を除く。

c) 部長は、その部下職員及び雇員の監督につき責任を有する。

d) 運送手段の維持と管理。

第19条 統計部長は理事長に対して責任をとり、次の職務を行う。

a) 職業上の疾病、及び災害の統計的情報を蒐集し、分析し及び解明すること。

b) 国民生活及び労働統計局と協力すること。

c) 応用統計の最善の方法を開発し、及び勧告すること。

d) 産業及びその附属共同体における統計学的研究及び調査を行うこと。

第20条 視聴及び情報部長は、次の諸活動の発展につき理事職に対して責任を有する。

- a) 職業衛生及び関連事項につき技術図書館を組織し、及び維持すること。
- b) 職業上の疾病、及び災害に関連する映畫、スライド、写真、及びその他を作成し維持すること。

あらゆる種類の視聴資料のデザイン、制作及び配給のための便宜を所有せねばならない。

第21条 個人衛生部長は、理事職に対して直接責任を有し、定められた計畫一切を実施する。

第22条 職業衛生部は健康査定課及び調査課をもって構成される。

第23条 査定課は次の権限を有する。

- a) 社会福祉院に心臓呼吸部のシリコンによって生じた無能力の程度を調査し、報告すること。
- b) 廢疾の現在の制定法を改善するための基準を制定すること。
- c) 通常の状態の者の心臓呼吸の能力を測定し、病にされた労働者の調査において比較の基準を定めること。

第24条 調査課は次の権限を有する。

病理実験室、工場の医療計畫の評価、流行病研究、産業における医療手当の振興、及び教育事業の調査を行うこと。

第25条 本課の職員は、流行病班を構成するため利用される。

第26条 環境衛生部長は理事職に対して責任を有し、設定された凡ての計畫を実施する。

第27条 本部は工業衛生課及び工業福班課をもって構成される。

第28条 福祉課は、災害の調査及びその分析につき責任を有し、及び安全実務の手引の編集につき責任を有する。

工場における安全につき通例の検査を行ない又、ある程度の教育活動を展開する。

第29条 工場衛生課は次の活動を行い、及び展開せねばならない。

- a) 健康に対する環境上の危険を評価すること。
- b) 取縮りの方法を開発する。
- c) 行われた調査及び勧告の事後の経過を看視すること。

第30条 本課の職員は労働部門において調査を行うため流行病理班を構成する。

第31条 実験部長は理事職に対して直接責任を有し、当該計畫を実施する。

第32条 本部は臨床実験室課、及び職業衛生化学課をもって構成される。

第33条 臨床実験課は、次の職能を行う。

- a) 生物学的資材の検討
- b) 流行病理学班と協力すること。

第34条 職業衛生化学課は、次の事項を行わねばならない。

- a) 大気、生物学的見本及び工業用原料におけるあらゆる有害構成物質を分析すること。
- b) 新規の方式及び機具を評価し、及び開発すること。
- c) 基準指数及び実験室の技術の畫一性の作成のため他の国立実験所及び国際実験所と協力すること。

第35条 本院は理事長がこれを勧告するときは国内の主たる飲業中心地に地方技術事務所を設置し、及び運営する。

第36条 国立職業衛生院の理事長となるためには次の条件が要求される。

- a) 医学、工学、及び化学部門においてその高度の科学的 統により信用のある大学の卒業生であること。
- b) 権威のある公衆衛生の学校において少くとも1年間、職業衛生における学位、及び専門の研究を行ったこと。
- c) 職業衛生及び公衆衛生において少くとも5ケ年間、実務の経験あること。一方、この内3ケ年間は、管理事務に関係していたこと。
- d) 下記事項を熟知していること。

1. 職業衛生の基本
2. 労働生理学
3. 職業の衛生
4. 病理学及び職業毒物学
5. 労働の災害及びその回復
6. 労働の病理学
7. 予防医学
8. 産業工芸学
9. 法医学及び社会保障
10. 産業内における医療サービスの組織及び管理
11. 生活統計

第37条 個人衛生部長は職業衛生医師のため第40条に規定された資格と要件を所有し、及び少くもこの分野において2年間の管理責任の実務経験を有しなければならない。

第38条 環境浄化部長は、産業衛生技師のため第41条に明記された要件、及び資格を具え、少くとも1年の産業衛生工業科の大学院課程の訓練を有しなければならない。また2年間の経験を持つことを要し、その1年は管理能力を示すものでなければならない。

第39条 実験部長は、産業衛生化学者のため第42条に明記された要件を満たし、及び産業衛生化学の信用ある実験室において大学院課程を少くとも1年有しなければならない。

第40条 職業衛生医師は、次の要件を具えなければならない。

- a) 信用ある医科大学の卒業生であること。少くとも職業衛生学の大学院訓練を一年受けたこと。又は産業において2年の実地経験を有すること、また公衆衛生において2年の実習を行った者も認めることが出来るものとする。
- b) 次の専門的知識を有する候補者を優先させる。

1. 産業内における医療サービスの機能及び指導
2. 産業の組織、及び機能、及び同産業における医師の占める位置
3. 産業内における医療手当
4. 産業看護法の組織
5. 産業内における医師の検査の目標
6. 職業衛生の原則及び毒物学
7. 職業医学における臨床医
8. 産業衛生組織
9. 労働災害についての知識
10. 肉体的欠陥を有する労働者の健康保護
11. 職業病と職業によらない病気との関連

第41条 技師は次の2種とする。

1. 産業衛生の
2. 安全性の
  - a) 産業衛生技師は土木学、工業、鉱業又は化学における信用ある大学の卒業生でなければならない。又、産業衛生活動において最低1年の経験を有しなければならない。
  - b) 安全技師は、産業衛生技師と同様の訓練を有し、さらに産業安全活動において1年の経験を有しなければならない。

第42条 産業衛生の化学者は、信用ある大学において取得した免状の他に工業、又は金属工業実験所においての経験1年を有しなければならない。

第43条 臨床実験所の技術者は、何れかの技術学校、又は同種学校において受けた臨床実験所の技術について1年の訓練、及び信用ある臨床実験所において2年の実地経験を有しなければならない。

第44条 本院の統計部長は、人文学修士の免状を有し最低3年の訓練及び生活、又は労働統計の分野における経験を有しなければならない。

第45条 視聴サービス及び情報部長は、人文学修士の免状を有し、及び視

聴技術において2年の研究と経験を有しなければならない。

第46条 総務課長は、次の条件を具備しなければならない。

- a) 公共管理における特に管理組織、事務並びに経理職員の指導における近代的実務の原理及び基本について十分な知識
- b) その組合員、部下、他の機関の職員、並びに一般大衆と効果ある関係を樹立し及び維持する能力
- c) 最低2年の管理経験

第47条 主としてその第1段階並びにその運営中、本計画を資金援助する国際機関は、米国外務省開発事業団であり、ボリビア政府はこの機関と国立職業保健院を組織し、及び運営することを可能ならしめる計画について協定を取結んだ。

第48条 ボリビア政府は本院に次の分担金を与えた。

- a) 公衆保健省は現在手持の器具、及び資材を交付する、その価格は25,000,000米弗に上る。同様に本院に職業保健部の上級技官、及び行政職員を移管する。
- b) 次の機関は、政令第062778号第5条に従って資金援助をする様召集される。ボリビア鉱業公団、毎年本院の運営費の40%。

労働・社会保障省	20%
公衆保健省	10%
- c) 投資5ヶ年計画に対する政府出資の割合は、次の様に予定されている。

運営第1年目	10%
"  第2年目	25%
"  第3年目	50%
"  第4年目	75%
"  第5年目	90%

この最終年の終りに政府は、本院の完全な財政上の責任を採る、この金額は毎年60,000弗に達するものと推定される。



- d) 労働・社会福祉省は本院に予め評価の上、社会福祉国民金庫が開設すべき出資金の負担において国連技術援助使節団から寄贈された実験所を移管する。

## 司 法 部

政令第4849号 1958年1月30日付

第1条 暫定的に当該法典に従い社会保障法廷が設立される迄、国家労働裁判所は社会保障法典第26条に従って同裁判所の責任に属する一切の訴訟を控訴審迄処理する。

第2条 上記法典第227条に規定された顧問医師が任命せられる迄、ラパス市の県医師会はこの職能を執行する。

## 労 働 法

政令第6813号 1964年7月3日付

単条 本日以降、労働者に対する退職予告は従業員に対すると同様、仲断されない労働3ヶ月の後では90日とする。

## 教 員

政令第5727号 1961年3月8日付

第1条 第1級教員のため、基本給に対する職務手当を54,000ポリビアノスと定める。

第2条 特別手当をうけるその他の教職員はこの手当に対して54,000ポリビアノスの増額をうける。

第3条 これらの特典は本年10月から支払われる。

政令第1638号 1962年6月15日

第1条 師範学校出身の教員に対して、国家の附与する免状を取得するための前提条件として地方において2年の勤務を行うことが要求される。

第2条 教育法の制定せられた1955年以前に各異なる学期、及び専門部門において公立及び私立の都市師範学校を卒業したすべての者にこの前提条件を免除する。上記の目的のため、1955年に卒業した者は、この義務を果さねばならない。

第3条 教職養成の都市学校に入学する代用教員、及び農村師範学校卒業生で、その入学以前に地方において2年間勤務したことを立証する者は、国家附与の師範学校卒業免状を取得するための条件としてのこの義務を免除される。

第4条 1955年以降教職に就いた代用教員は教育法第233号の規定及びそのために教職員俸給表規則の定める規定を履行する外、年功による本任教員の資格を取得するための条件として地方において勤務する義務を有する。

### 未 成 年 者

省令第552/62号 1964年8月8日

1. 未成年者の精神的及び道徳的健全性に反するあらゆる性質の書籍、雑誌及び刊行物の販売は固く禁止される。
2. 書籍、雑誌、冊子及び一切の刊行物の輸入業者、商人、経営者及び販売人は例外なく毎月、その承認のため未成年者用刊行物の完全なリストを国家未成年局に提出するものとする。
3. 本省令の規定に対する違反は、国家未成年局の提起する当該刑事上の訴訟の外に違反の重大性に従って逮捕、及び夫々の罰金と課せられる。
4. さらに未成年者に不適当な文献を提供し、及びかかる種類の刊行物を

ひそかに販売するの事實は、前条規定の制裁をうけることがある。

各 省

政令第5428号 1960年3月17日付

第1条 本年の一月以降、労働・社会保障省の高級官吏に対する時間外手当の支払の実施を許可し、次の様に類別する。

書記官長	500,000	ポリビブス
法律顧問	500,000	〃
部、局長		
労働・労力局		
局長	500,000	〃
労働局次長	350,000	〃
労力・見習局次長	350,000	〃
社会保障局		
局長	500,000	〃
社会保障局次長	350,000	〃
社会援護局次長	350,000	〃
未成年・幼児保護局		
次長	350,000	〃
リハビリテーション局次長	350,000	〃

第2条 この支払は、時間外手当の性質を有し、国家予算から支出されず、労働・社会保障省の自己資金から支払される。

## 農地改革

政令第5619号

1960年10月29日

第1条 1958年11月6日付法律第1条に関し、次の土地分類を制定する。

- a) 国家農地改革事業団の管轄に属する適用、寄贈及び整理をうける土地
- b) その境界決定及び譲渡が農務省所管の植民用々地
- c) 国有保有地及び未開墾地

第2条 植民用々地に定住するため必要な条件を具えた自然人、又は法人は移住者(コロノ)とみなされる。

第3条 農作業に従事し、又は従事しようとする18歳以上のポリビア国籍、又は外国々籍の一切の者は、性の区別なく、自ら又は代理人を通じて1958年11月6日付法律第1条に従い農務省に対して植民地区内における土地の譲渡を申請することが出来るものとする。

第4条 申請書には次の要件を記入せねばならない。

- a) 姓名、又は会社名、国籍、住所、身分及びその他の個人的前歴
- b) 入植を希望する地方
- c) その従事しようとする開拓の種類(農牧、林又はその混合)
- d) 農地改革の規定に定められた制限内において譲渡を申請するヘクタール数
- e) 開発計画
- f) 地形図又は略図
- g) 国家農地改革審議会、又は植民局の国家土地登記所の証明書を必要とする他の土地の贈与、又は譲渡をうけていないこと。

第5条 申請書は検印済用紙に当該収入印紙を貼布して農牧植民省に提出するものとする。

第6条 植民局長は、第4条記載の図面の提出を容易ならしめるため妥当

な期限を与えることが出来るものとする。

第 7 条 申請書は 2 通に作成され、職務、年月、時間を書入れて登記簿に記録し、写 1 通を関係者に返還する。

第 8 条 申請書は植民局附属の技術部に報告として移牒され、同局は予め土地の一般図面を検査した上、申請された地域が許可、又は不許可のための自由地帯にあるか否かを決定する。

第 9 条 技術報告により農牧植民省は、申請土地の仮占有を許可し、又は拒否する省令を公布する。

第 10 条 仮許可は 2 年の有効期限を有し、この期限経過後当該地券の手続がとられねばならない。

第 11 条 入植者はその仮占有を許可する省令の日付後 60 日の期間内にその譲渡をうけた土地の中に定住する義務を有する。

第 12 条 地券発行のため農務省は、植民局を介して、その譲渡された土地において実行すべき最低の労働計画を定めるものとする。

第 13 条 労働計画が第 10 条所定の期間内に実行されない時は、譲渡地は省令により国の所有に戻される。

第 14 条 すべての植民地の申請には当該税金の支払済票を添付せねばならない。

第 15 条 前数条に規定された手続がふまれたのち当該閣令が公布され、国家農業改革審議会地券課より地券の発行が命令される。

第 16 条 作製された確定地券は、占有手続きを行うため農務省に送付される。この権限は支障のない官庁に委任することが出来る。

第 17 条 農牧植民省の許可なしに行われた土地の占有は所有の権利を与えない。

第 18 条 入植者は予め次の要件を満たしたのちその仮譲渡地を他に移転することが出来る。

a) 譲り受入植者の放棄書を添付した希望者の申請書

- b) 国家農地改革審議会地券課の許可
- c) 補償のため植民技術室による既存の改良の評価
- d) 新申請人は本閣令のあらゆる規定を履行せねばならない。地券取得後は十分に所有権を享受する。

## 暫定規則

第19条 その任務とする植民計畵内においてポリビア勸業公団から与えられた譲渡は本閣令の規定に従わねばならない。

第20条 植民地について、国家農地改革事業団に対して懸案となっている手続きは農牧植民省に移牒されねばならない。

第21条 農牧植民省が植民可能地帯において譲渡を行うに当って合法的に認められた私有地が存在するときは、その手続は国家農地改革事業団の管轄、及び権限に属する。

第22条 正式の許可なくして植民地に定住した者は120日の期間内に本政令に従ってその権利を完全なものにせねばならない。

第23条 国家農地改革審議会の許可をうけて植民地内に定着した者は、農務省から閣令よりその確定権利の追認を得るものとする。

第24条 植民地について定着した者、又は農務省、又は農地改革審議会により許可された定住権を有する者との間に発生した優先的権利についての紛議は、今回に限り、次の基準の下に国家農地改革審議会と共に農務省によって解決せられる。

- a) 既に稼働した定住者は譲渡土地に対して優先権を有し、本政令に示された要件を満たさねばならない。
- b) 譲渡地に定住しないでその土地に対する権利を主張する者は、本政令の手続に従って農務省が指定する自由地域内で植民地が与えられる。
- c) 自発的にその譲渡地に対する優先権を譲渡することを希望する定住者は、その行った改良につき予め支払をうけて、之を行うことが出来る。

d) 農務省、又は農地改革審議会に許可されているが、未だ定住していない者により譲渡地に対し優先の権利が争われる場合には、先づ最初に所定の手続を開始した者が優先権を持つものとする。

政令第5678号 1960年12月31日付

単条 回復、又は合併を通じて土地を取得した元共同体々員、又は之等の直系の子孫で自ら耕作しないために農民たる条件を放棄して農業と異なる活動に従事するため1956年10月29日付で法律のカテゴリに編入された閣令第4235号に従って3年以上に亘って土地を放棄した者は、土地の所有権を失い、国の所有に返還され、これらの土地は農地改革の通常の手続きを経て、入植者、借地人、小作人、又はその他の形式で土地を耕作し、他の配分地を所有しない時に限り、これらの農民、又は十分に土地を有しない者、又は土地のない同じ共同体の農民、同地所の前入植者、及び終局的には共同作業を通じて同一共同体の利益のために配分される。

政令第6671号 1964年2月1日付

- 第1条 国軍は、土地を最も良く利用するため技術的に能率ある水準の生産隊を編成して農地改革の強化に協力するものとする。
- 第2条 国軍は、技術援助をもってその農業及び社会的発展のため農村人口と協力し、耕地、工具、機械の適切な使用において徴募兵を訓練し、教育し、及び最良の生産に貢献する様協同組合の組織を指導するものとする。
- 第3条 これらの目的を達成するため、国軍は国の夫々異なる地理的地方に農牧教育、生産センターを設立し、これらのセンターにおいて適切な指導、及び経営に不可欠の将校、及び下士官を養成する。
- 第4条 同様の目的をもって、国防省に協同組合法の基準に従って現役、及び退役の国軍々人によって構成される混合協同組合を組織することを承認する。

## 退 職

政令第4822号

1958年1月9日付

第1条 現在余剰労力を有する私企業から自発的に退職する従業員、及び労働者は、その年功の如何に拘らず、放棄出来ない性質をもつて給料、又は俸給3ヶ月分の外に、勤務1年につき補償の名目で支払われる給料、又は俸給1ヶ月分を受取るものとする。

第2条 前条規定の自発的退職は、労働・社会保障省、及び国家経済省が合同で定める労働者の数迄行われ、企業は将来新規職員を採用する義務を有しない。

第3条 本政令から発生する債務の精算には最後に労働した90日間に受取った給料、又は俸給の平均を計算し、時間外手当、夜間割増し、オーバー・プロダクション特別手当及び、かかる特典の存在する労働部門における年功特別手当を算入する。

第4条 前数条に包含されている従業者、及び労働者は本年3月31日迄、同条に規定された例外制度の特典を享受することが出来るものとする。

本条に定められた期間内に余剰労働力を吸収し、生産の合理化、及び増大を容易ならしめるため新しい労働源計画の実施を開始する。

第5条 前条の規定は現に勤務中の労働者のみを包含し、その公布の日付以後に契約された者によって採用されることも、主張されることも許されない。

第6条 国に従属する企業及び機関においては、労働者の退職は、これらの機関の夫々がその最良の運営と国民的利益の職分において採用する内規によって規制される。



## 市 民 役 務

1958年1月7日付法律

第 1 条 兵役法、及びその補則に記載された徴募兵の人員を全員利用するため、満18歳に達した生来の又は帰化によるすべてのポリビア人男子に対して、義務的の市民役務を制定する。

第 2 条 前条に包含される者は例外なく、1年間、国防省、土木・通信省、及び教育美術省の命ずるところにより、次の類別勤務に就く義務を有する。

a) 予め身体検査をうけ国軍に徴募兵の資格で

b) 土木省及びその他の公署の行う工事に人夫頭、道路工夫、及び人夫として

c) 前項の勤務を免ぜられた者で、小、中、大学の教育を有する者は、夫々の学校区の直接監督の下に少くとも25名の文育児童、又は成人に文学を教えねばならない。

第 3 条 前条に示された勤務の何れかの遂行は第一の場合には、兵役手帖を受ける権利を与え、次の2項の場合には、兵役法に規定された目的のため、前項に等しい市民役務手帖を受ける権利を与える。

第 4 条 本法によって規定された義務の履行を怠るときは、怠慢者、又は浮浪者とみなされ、設定される農業植民地及び国のその他の工事において2年間勤務せしめられる。

第 5 条 異なる勤務に対する要員の選択は関係各省の代表者委員会によって行われ、その担当する各工事に対して要求される団隊の割当て、及びその実施のため与えられた財政能力において、国防省、教育・美術省、及び土木・通信省の順位で各省の要求に優先権が与えられる。

第 6 条 道路、農業、建設及び工場の工事を担当する上記各省、及び国の従属機関は技術要員、及び労働者に対するその必要性並びにその収容、扶養及び衣服について有する資金について完全な統計を作成する。

第 7 条 公共事業に当てられた徴募兵は、国防予算に毎年計上された兵士の給金、及び一般に兵役を行う者に与えられるその他の一切の給与を受取るものとする。

教育に当てられた徴募兵は、教育官憲の決定により、その住所と異なる場所で勤務するときは、土木工事及び国軍にまわされた徴募兵に対して前条に示されたと同様の待遇をうけるものとする。

第 8 条 政府は、本法の施行細則を制定する。

## 労働組合

省令第 053 / 59 1959年2月13日付

1. 労働法第 101 条及びその施行令第 138 条、140 条、141 条及び 147 条に従い、及び国内の各種労働団体が構成した資産、及び一般労働者の利益を擁護する目的をもってその名簿、貸借対照表、資産報告、及びその他の資金運営を証明する信 書類を提示しない団体は、労働省から当該証明書を取付けない間は、国の行政官庁に対していかなる手続きをも行うことが出来ないものと規定される。
2. 国の行政官庁は、前項に示された証明書を提示しない団体幹部には一切応待しないものとし、あらゆる手続きは無効と宣言されねばならない。
3. 本規定によって定められたところを履行しない労働・社会保障省の下部官憲は、直ちに罷免の処分をうける。
4. 本省令は、印刷に附し国、県の官憲、及び国内の一切の機関に送付されねばならない。

省令第 371 / 63号 1963年8月28日付

1. すべての公私の企業及び機関において、応援ストライキに参加する者は、ストライキ当日、労働契約の基本である勤務供与からの不在により、

当該報酬をうけないものと規定する。

2. 作業の停止が行われる公私の企業、及び機関においては、報酬1日分に該当する金額をもって責任指導者に制裁が加えられ、当該金額は労働・社会保障省宛、ポリビア中央銀行の「未成年者保護」勘定に預託されねばならない。

省令第428/63号

1963年10月9日付

1. 大会は労働組合の最も重要な機関であって、加盟労働者の全部をもって構成され、同大会に労働組合の意志が存在する。
2. 組合指導者は、その定款及び労働法施行細則第138条に従って労働者の大多数により民主的に選挙された労働者であって、その組合員及び使用者の尊敬と尊重とをうけるに値し、1944年2月7日付政令に従い組合特権、即ち罷免不能性をもって保護せられる。
3. 2種の組合幹部が存在する。即ち臨時、及び本任である法律に従い、法人格の承認迄を臨時とし、承認後を本任とする。
4. 組合幹部は、その組合の夫々の定款に従って厳しくその責任を果さねばならない。そして、労働者の代表権、援助、防衛、教育及び文化向上を行う任務を有する。
5. 労働組合の資金は、法律の規定によって設定されたもの、組合費、寄附、組合財産からの所得、及びその定款に従ってその組合員に課せられる罰金から由来する。
6. 組合幹部は、その勤務する労働の場所に対する義務を果す外、その代表権を執行し、幹部一同はその運営行為につき共同、連帯して責任を有する。
7. 大会は、労働時間外に行われる。個別の及び団体的の請求、及びその他の運動は書記長及び当該部門の書記によって手続きされる。
8. 全国的連合会、同盟及び本部の幹部は各場に明示の省令によりその代

表と宣言される。省令は、次の事項のみを包含する。

- a) 使用者側より支払われる報酬をうけることなく夫々の労働の場所において、その年功を維持すること。
- b) 社会保障制度への分担金の支払いは、使用者の負担とする。
- c) 代表と宣言された組合幹部の手当は、その代表権を行使する労働組合の固有の資金をもって支払われる、この手当は労働・社会保障省によって決定される。

政令第7171号 1965年5月18日付

第1条 民主的に選挙せられ、政治団体において政治活動を行わない全ての組合幹部に対して労働組合特権の有効性が認められる。

第2条 共和国のすべての労働組合は、本日から40日の期間内に民主的選挙を通じてその執行部を再編成せねばならない。これを基盤として、労働組合は県、国単位で再編成される。

第3条 あらゆる労働組合の執行部員となるためには、立候補者は、労働法の要求する一切の条件をみたす外に、夫々の企業又は団体内において現職の労働者であることが不可決の要件である。

第4条 政党、又は政治団体の指導者は、労働組合的性格の執行部員となることが出来ない。

第5条 本政令の効力上、共和国の労働組合、連合会、同盟及び労働省の組合本部の現在のすべての執行部員の職務は終了し、これら労働団体は、臨時大会において選挙される臨時執行部によって、第2条に規定された再編成が行われる迄運営される。

第6条 労働官憲は本政令の定める要件を履行しないすべての者に組合執行部員の資格を認めないものとする。

本政令に反する一切の規定は廃止される。

政令第7172号 1965年5月18日付

第1条 労働組合は、国の法制によって認められた、かつ、その行い労働との関連において、その組合加入者の社会的利益擁護の特定目的を達成するため組織された自由、かつ政治的に無色な団体である。

第2条 憲法第128条及び本年5月17日付政令に記載された組合の特権は、組合幹部が民主的に選挙され、政治団体において活動を行わず、その職分を本施行令第1条に示された目的に限定する限り、組合幹部のため認められた特権である。

第3条 組合の幹部の職を行うためには、その選任された者が、労働法規によって定められた要件を具える外に企業、又は工場の現職労働者でなければならない。組合幹部の資格は企業、又は工場の労働者であることを止めたとき、活発な政治職に就いたとき、又はその勤務する企業と関係のない異なる労働を行うとき直ちに喪失する。

第4条 その階級の如何に拘らず、労働組合は自由、かつ民主的な大会において、40日の期間内にその幹部を再編成せねばならないことを一般的に規定する。そのため及び労働に関する法律及び規定の厳格な順序のためのみ、労働・社会保障省の労働組合局の代表者1名が出席する。その間、本政令に従って臨時大会において特別幹部が構成される。

第5条 組合指導部の部員となるために規定された条件に関する法律、本年5月17日付政令及び本施行令の不履行は、選挙後10日の期間内に労働者より及び書面をもって労働・社会保障省労働組合局より労働判事に対して提起することが出来るものとし労働判事は、最長15日以内に判決を下さねばならない。労働判事の判決は3日以内に労働法廷に控訴することが出来る。

第6条 労働・社会保障省は規定の要件に従って選挙された組合幹部のみを認めるものとする。

第 7 条 組合幹部は加入労働者の数が 50 名を超えないときは 3 名の指導者、100 名を超えないときは 5 名の指導者、この数字を超えるときは最高 8 名をもって構成される。連合会及び同盟は最高 10 名の指導者をもって構成される。

政令第 7204 号 1965 年 6 月 3 日付

第 1 条 憲法第 128 条に記載された権限を行使して、国内のすべての有給労働者は、それが知的であると、手工業であるとを問わず、労働法第 104 条に示された例外を除き、労働組合を組織することが出来るものとする。

第 2 条 3 種の労働組合が認められる。即ち企業の労働組合、同業、又は職業労働組合及び混合労働組合、即ち各種の職務の労働組合。企業の労働組合とは、同一企業、会社又は使用者に役務を提供する各種の職業、職務、又は専門職の有給労働者によって構成されたものであり、同業、又は職業労働組合とは同一経済活動に属する数人の使用者に勤務する同一の職務、職業、又は専門職の有給労働者によって構成されたものであり、混合即ち各種職業の労働組合とはその人数により、企業内労働組合又は同業労働組合を構成することが出来ず、その存在は稀少人口の場所、及び低い経済活動の場所においてのみ正当と認められる数種の経済活動に従事する使用者に従属する各種職業、職務又は活動の有給労働者によって構成されたものである。

第 3 条 その種類に不拘、労働組合は有効組合員 20 名以下で構成することが出来ないものとする。

第 4 条 各企業又は会社においては「労働組合」なる一般的名称の下に 1 つの組合のみを組織することが出来るものとし、この組合にその職業、専門職又は活動の区別なく、企業の全労働者を集合する。

第 5 条 企業が各県の首都に、又は人口 5,000 人以上の場所に数箇所の

労働の場所を有するときは、それらの労働の場所の夫々に最低20名の労働者を有するときに限り、1労働組合を設立することが出来る。労働者の数が以上の数に達しないときは、最寄りの労働組合に直接従属する組合委員会を設置することが出来る。労働組合委員会は、大会で任命される最高2名の代理人によって運営される。

第6条 労働組合はその組合員の人数に応じて次の様に幹部会を構成する。

- a) 組合員20名乃至50名の労働組合 幹部3名
- b) 組合員51名乃至75名の労働組合 幹部4名
- c) 組合員76名乃至100名の労働組合 幹部5名
- d) 組合員100名以上の労働組合 幹部5名

外に100名毎に幹部1名を増強し、最高8名の幹部をおく。

第7条 労働組合の幹部となるためには、次の条件をみたさねばならない。

- a) 生来のポリビア人であること。
- b) 年令21歳以上であること。
- c) 読み、書きの能力あること。
- d) 裁判所において体刑の宣告をうけたことがないこと。又は執行判決を有しないこと。当該労働組合、連合会、又は同盟において懸案中の過失も、負債も有しないこと。
- e) 兵役法を履行したこと、又は正式に免除されたこと。
- f) 一年を下らない年功を有する1企業内の正規の労働者であること。
- g) 6箇月以前から政党の執行部員でないこと、及び試採用期間を果したること。

第8条 労働組合幹部の任期は、1年とし、上級の労働組合又は組織において1期経過後でなければ再選されることが出来ないものとする。

第9条 設立されたばかりの企業においては1年経過後迄労働組合を組織することが出来ないものとし、その代りに大会で選出された最高3名の幹部から成る労働組合委員会を設置せねばならない。

第10条 労働組合組織は、共和国の制度を規制する法律、特に労働法の規定、その補則及び本政令の基準を履行する義務を負う。

第11条 労働組合に加入することを欲しない労働者は書面で、明白で労働組合及び労働局にその意志を表示せねばならない。この場合には組合費を支払わないものとする。

第12条 組合設立後48時間の期限内に労働省官憲、及び使用に之を通知し、その執行部の名簿を知らしめねばならない。さらに60日の期間内に法人格の承認を取得する迄、労働・社会保障省の労働組合局の登録簿に暫定的に登録せねばならない。

第13条 労働組合活動は、企業の就業時間及び生産に迷惑を与えて之を行うことが出来ないものとする。

緊急の必要ある場合には、使用者の許可を取付け、時間外労働をもって、労働時間及び損害を補填せねばならない。この労働は時間外労働として支払をうけない。

第14条 同業及び混合労働組合の場合には執行部は出来得る限り、各種企業の比例代表をもって構成されるものとする。

第15条 作業員、職工、自由職業家、技師及びその他等の各種型の労働者の存在する企業の労働組合は執行部は出来る限り各団体の夫々の比例代表をもって構成されるものとする。

第16条 労働組合幹部は他の労働者と同様にその契約より生ずる一切の義務、並びに企業の内規及びその他の法規を履行する義務を有する。

第17条 労働組合幹部はその職能の活動を行うため、1時的に労働から欠勤するためには、予め使用者の許可を求めるものとし、使用者は必要な期間中、給料及び労働者が通常受取るその他の恩典を害することなく、之を許可せねばならない。これらの引出許可は週3時間、月に12時間を超えてはならない。

第18条 50人以上の労働者を有する労働組合においては、労働・社会保



障省の公布する明示の省令により、3名の幹部を任期の1部、又は全期間に互り、無給で代理幹部に任命することが出来るものとする。

第19条 前条記載の代理宣言が継続中、使用者は労働者の受取った最近の3箇月の給料の平均値を基礎に、社会保険に使用者及び労働者分担金を通常に支払う義務を有する。さらに社会的恩典の支払いのためこの者の年功を認めるものとする。同様に使用者は代理の期間中、12分1制度の控除を行うことなく年末賞与の全額を支給するものとする。

第20条 すべての労働組合加入者は、その給料の $\frac{1}{2}$ パーセントに等しい毎月の組合費を組合に預金するものとし、この金額は使用者が差引き、組合の勘定に払込むものとする。その他の一切の臨時預金は加入者の絶対多数により大会で承認されねばならない。労働法施行細則第147条の規定の不履行は幹部の停止及び訴訟の理由となる。

第21条 労働法施行令第126条は次の通り改正する。

「労働組合は略式裁判の結果として、労働裁判所の判決により、及び次の原因の何れかを犯したるによってのみ解散し得るものとする。

- a) 国家憲法、及び法律の定める法律上の基準に違反したるにより
- b) 労働法、その施行細則及び関連規定の違反により
- c) 国、個人又は私有財産の安全に対する重大な反逆罪により
- d) 立証されたサボタージュにより

さらに労働組合は企業の閉鎖、使用者の破産又は営業の停止により、並びに1年以上に互って労働組合の活動中止、又は組合員の最低数を失ったことにより事実上解散される。

第22条 暫定的性格の企業、又は特定期間の労働を行うため設立された企業においては法人格認知を申請する義務を有することなく最高、幹部3名迄の労働組合委員会のみを構成することが出来るものとする。

第23条 労働組合の特権は、労働・社会保障省の省令によって認められた幹部にのみ及ぶものとし、民事及び刑事の分野に該当する事実については、

その保護をうけない。

第24条 労働組合設立後、その法人格認知の手続を行うため任命された代理人は、その管轄の労働検査官に次の書類を3通提出するものとする。

1. 設立議事録の写
2. 労働法施行細則第138条、及び本政令第7条の改正に従い、現職の執行部の名簿及び各役員の商品との関係
3. 労働組合員の完全な名簿、各人の署名及び押印添付
4. 定款写し
5. 総会における定款承認の議事録写し
6. 手続代理人の代理権を立証する委任状、又は議事録写し
7. 当該申請書

第25条 労働検査官は、前条記載の書類を受領後24時間以内に予め原本と照合した上、之を認証する。

第26条 申請書は、認証済書類と共に労働局に送付され、同局は労働組合局に報告を求め、書類受領後48時間内に要求されている法律上の要件の全部をみたしたか否か及び定款が関係現行法の規定に合致するか否かを宣言する。

異論のある場合には、申請書は訂正のため関係者に返還される。

第27条 受諾の報告を付した申請書は、労働社会保障省に報告せられ、同省は予め政府の検察官の裁定をうけたのち省令を公布する。

第28条 手続中すべての裁定、報告、及び決議は申請書3通に対して夫々の写しを作成せねばならない。

第29条 法人格認知の閣令公布後、この閣令の原文は主たる申請書とともに労働組合局に保管される。第2通は労働局に保管され、第3通は、関連労働組合に交付される。

第30条 定款の変更は本政令に示されたと同様の手続を経て行われ、申請書には現行定款、改正及び之を承認した総会議事録写3通を添付せねばな

らない。

第31条 労働組合定款は次の事項を包含せねばならない。

- a) 労働組合の名称及び種類
- b) 法定住所又は本部
- c) 目的
- d) 組合員の権利及び義務
- e) 組合員の条件、加入許可、脱会及び除名
- f) 幹部の任名の形式及び改選
- g) 幹部の義務
- h) 組合資金、収支予算、会計報告これらの承認
- i) 定款又は役員会、又は総会々議において採択された決議の違反及び資金の不正な運用、又は労働組合資産に対する損害による制裁
- j) 総会及び役員会開催の日時
- k) 労働組合解散の場合における資産の処分。

第32条 同種活動の使用者に従属する企業の労働組合、又は同業組合は県単位の連合会を設立することが出来る。

第33条 共和国の数県に設定された労働の場所を有する企業従属の労働組合は、全国的な連合会を設立することが出来る。また混合労働組合は全国的連合会を組織することが出来る。

第34条 県単位の連合会を設立するためには最低、同種労働の労働組合5単位が要求される。

第35条 全国連合会を設立するためには異なる都市の労働組合を最低5単位必要とする。

第36条 鉄道事業の特殊性格により、その労働組合は単一の同盟に組織することが出来るものとする。

第37条 鉾山労働者は次の3様式の何れかに従い連合会を構成することが出来るものとする。

a) その一つは国有化鉱山のため、第2は中級鉱山業のため、そして第3は小規模鉱山業のため

b) 県連合会

c) 省令によって承認される特別地理分布に従い、地方連合会。

第38条 その経済活動により同種の全国的又は県単位の3つ、又はそれ以上の連合会は同盟を組織することが出来るものとする。

第39条 すべての同盟及び終局的には全国的連合会は単一のポリビア労働者本部を組織することが出来るものとし、この本部はその事務総長によって構成され、最大12名から構成される執行委員会によって運営される。

第40条 労働及び社会保障の各局は、共和国の各種労働組合及び連合会の所属すべき連合会及び同盟を規定する。

第41条 連合会、同盟及びポリビア労働者本部執行委員会委員は、労働・社会保障省の公布する省令により、有給又は無給で代理人を任命することが出来るものとし、この場合、本政令第19条規定の権利を享受する。

## 助 成 金

政令第4823号 1958年1月9日

第1条 本年1月1日以降、社会保障法に規定された家族手当制度、並びに1957年6月29日付政令によって創設された婚姻前助成金は労働者の基本給料、又は給与月額に応じ、及び次表に従って増額される。

新家族手当表

家族手当	旧交付金	基本給与月額					
		100,000迄	100,001から 125,000迄	125,001から 150,000迄	150,000から 200,000迄	200,001から 300,000迄	300,000から 以上
婚姻前	6,000	15,000	13,000	12,600	11,400	10,200	9,000
婚姻	9,000	20,000	18,800	17,600	16,400	15,200	14,000
出生							
a) 什器	70,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
b) 現金貸付	50,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
授乳	12,500	20,000	18,800	17,600	16,400	15,200	14,000
家族	9,000	18,000	16,800	15,600	14,400	13,200	12,000
埋葬							
a) 乳児	55,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
b) 1年以上	80,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	120,000

第 2 条 婚姻前助成金を含む前条規定の家族手当制度における増額の費用は、現行の使用者分担金の増額を行わないで調達される。国民社会保障金庫の予算に従って家族手当補整基金に生ずる不足額は、国により全額負担される。国は年度内に計算された不足額の12分の1の金額を同基金に毎月前渡支払いを行わねばならないものとする。国民社会保障金庫に加入していない部門に対しても同様の処置がなされる。

第 3 条 家族手当は社会保障法の適用範囲に挙げられたすべての者に与えられる。

第 4 条 婚姻前助成金は、社会保障法の適用範囲に包含されていても、婚姻助成金を受領しないすべての者に与えられる。

第 5 条 料理労働者の如き特別の場合に対する本政令第1条の表が適用される給料基準は特別細則により労働省によって決定される。

第 6 条 将来、廃疾、老衰及び死亡、又は職業上の危険から生ずる収入をもって利益をうける現職労働者はこの収入の恩典をうける前月に受けていた金額の家族手当を受取るものとする。

第 7 条 社会保障法第149条記載の家族手当制度の運営経費は1958年1月1日以降4パーセントに減額される。

家族手当制の「準備資金」は、1958年1月1日以降、年間収入の1%をもって構成される。

政令第5126号 1958年12月30日付

第 1 条 1959年1月1日以降、社会保障法及び1958年1月9日付政令によって規定された現職労働者に対する家族手当、及び婚姻前助成金の支払は、使用者の負担とし、1956年12月15日付政令の規定する30%の使用者分担金に転嫁することが出来ないものとする。使用者から直接支払われるその他の分担金は引続き30%の使用者分担金から控除される。

第 5 条 同日以降、社会保障法第 195 条に従って国庫は、官公署の労働者に対する家族手当の直接支払を担当する。

第 6 条 家族手当制度下の出生、授乳、家族及び埋葬の交付金、並びに職業上の危険、廃疾、老衰及び死亡による手当は、国民社会保障金庫の送付する毎月の人員表に基き、企業、又はその代理店と同一の地方に居住している旧労働者、又は有権者に直接使用者から支払われる。他の地方に居住する受益者の供与は、同金庫の地方管理者から支払われる。これらの支払は企業が同金庫に支払うべき使用者、及び労働者の分担金から控除される。企業が受取り勘定を有するときは、金庫の地方事務局は当該決済の提示後 30 日の期間内にその差額を企業に支払うものとする。

給与を受取るため、受益者は金庫から交付された受益者身分証明書、又は個人的身分証明書を提示せねばならない。未成年者の場合を除いて代理人により受取りは認められない。未成年者に対する受取りは夫々の後見人により手続きせられ、受取られる。

第 7 条 本政令に反する規定は廃止される。

政令第 7126 号 1965 年 4 月 9 日付

第 1 条 1965 年 4 月以降、使用者は P I L (牛乳工業工場) 代理店で取得せねばならない特殊容器に詰めた粉ミルクによる授乳交付金を支給する。

第 2 条 P H L は 20、18.80、17.60、16.40、15.20 及び 14 ポリビアノの価格の特殊容器を製作し、国内の主たる地方の代理店倉庫に之を備えるものとする。

第 3 条 P I L が倉庫を有しないか、又は然るべき時期に供給出来ない場所においては使用者は、授乳交付金を現金の等価で支給することが出来るものとする。供給が行われているにも拘らず、現物で支給しない使用者は 1,000 ポリビアノスから 10,000 ポリビアノス迄の異なる罰金を課せ

られる。この罰金は社会保障法及びその施行細則に規定された強制執行により取立てられ、ボリビア中央銀行内に開設された労働者「社会保障勘定」口座に預託される。

法律第 88 号 1961 年 1 月 5 日付

第 1 条 農牧作業の有給労働者に対する最低賃金は農地改革法に規定された高原地帯、熱帯性及び半熱帯性溪谷及び副地帯を考慮して、生産と消費の条件に従って政府によって決定される。

第 2 条 団体労働契約は、農地の所有者、労働組合幹部、全国農民同盟に所属する県、又は特殊連合会の役員により、農民事務省所属の農地労働地方検査局の干与の下に署名調印せられる。

第 3 条 本法の規定に対するあらゆる不履行は農民労働の官憲によって、違反の重大性に従って加減せられる罰金をもって処罰される。

## 収 入 印 紙

政令第 5067 号 1958 年 10 月 24 日付

第 1 条 国庫の通常収入として、小切手発行に際して収入印紙の使用を規定し、銀行がその顧客に売渡し、又は交付する小切手 1 枚毎に、又は、その当座勘定から落ち負担毎に 100 ボリビアノスの税率を定める。

銀行は課税金保留の代理人の役目を務める。

第 2 条 国、県、市の官公署、大学及び国の自治、及び自主経済団体には、本令により制定された課税金を免除する。

第 3 条 本政令に反する規定は廃止される。



# 高 利

法律第76号 1961年1月5日付

## I 民事における貸付利息

第1条 個人間のあらゆる貸付、又は金銭消費貸借契約においては、通常利息は月4パーセントを超過することが出来ないものとする。

第2条 本法の適用上、利息と明確に協定されたもの以外にあらゆる形式の歩合、元本に対する過負担、利子、貸付、又は預託の手数料、及び一般的に債務者が貸付金額に対してその債権者に支払うことを協定する一切の利潤、及び供与は利息とみなされる。

第3条 本法によって認められたもの以上の利息の徴収並びにその原本繰入れ、及びあらゆる形式の利息の資本化及び前払いでその支払いを請求することは禁止される。之に反する条件、及び利息の協定は全く無効とする。

第4条 貸付、又は現金消費貸借のすべての公私の契約は利息を徴収し、及び法律が流動資本の所得に規定する税金が徴収される様、契約書調印後30日の期間内に国税局に登録されねばならない。

登録、及び税金支払を怠るときは公益違反として告発され財政詐欺罪として処罰される。

登録事務所の存在しない地方及び県の首都においては、この手続きはその場所の行政官庁に対して行われ、同官庁は本法の目的のため各経済管轄内の地方国税局に之を通知する。

第5条 本法に定められたもの以上の一切の利息、及びあらゆる形式の利息の資本繰入れは高利を構成する。

第6条 貸付書類の条項に鑑み強制執行が開始された際、方法によって定められたより以上の利子を内容とするときは、この金額の裁判官は当該刑事訴訟のため検察庁の介入を妨げることなく、当事者の協約した利息を法定利息迄減額せしめる。

第 7 条 個人間の金銭の預託、及び有償でない一切の金銭消費貸借は、預託者又は金貸しが利息付の貸付契約を行うことを専業としているときは、高利を隠蔽するものと推定される。

## Ⅱ 刑法上の高利

第 8 条 その形式の如何を問わず、高利的貸付又は商売を行うことに専心する者は、その高利々息の金額の3倍に等しい罰金刑におちいるものとする。

本法に規定されたもの以上利息を取得することのみならず、債務者から金貸しによって与えられたもの、又は事実に関して著しく不均衡な利益、又は特典を意味する供与、譲渡、保証又は同種のものの取得は高利とみなされる。

第 9 条 高利的貸付、又は商売の仲介者、名義人、便宜供与者、又は勧誘者は前条規定の罪過におちいるものとする。

第 10 条 給与、又は給料、又はその他の報酬、又は行わねばならない支払い、使用权のあるクレジット、又は商売の全部、又は1部を有権官庁の許可なくして割引し、又は保留する者は第8条規定の高利についての処罰を受ける外、不正に差押えた金額を返還する義務を阻害されない。

## Ⅲ 一般的規則

第 11 条 高利貸付の裏書きを立証する一切の先付小切手は、1949年12月23日付法律の効力中に包含されない。

直接の又は裏書きによる受益者が利息目的の貸付に従事するときは高利の存在が推定され、本条の場合においては、詐取した税金及び附帯利息、及び法定追徴金の精算及び強制取立のため、銀行監督局、又は同局の存在しない場所の行政官庁に直ちに通告せねばならないものとする。

第 12 条 国税を免れるため、及び詐取の裁判をもって脅迫し債務者にゆす

りを行うため不正に使用した所謂先付け小切手は、本法第4条に従って、その債権者の状況を正当にしない限り、受益者の共犯の証人を構成する。

第13条 あらゆる種類の高利が証明された場合には本法の規定に従って利息の減額、又は精算が命ぜられる。

いかなる権利の形式の下でも利息の支払いが懸案となっている貸付契約は、第1条に従って精算される。

第14条 第1条に規定されたものより以上の利率をもって貸付、又は現金消費貸借を行う信用機関は、本法の規定中に包含される。

第15条 本法に反する法律、政令及び規定はすべて廃止される。

# ポリビア国労働法

(1942年12月8日付法律)

第1条 国会が労働法典を審査し、之を承認する迄、1939年5月24日付政令は次の改正を附して法律の部類に昇格せられる。

法律第13条を次の通り改める。

従業員又は労働者が、その意志に関係のない理由によって退職せしめられるときは、使用者は追立の外に勤続1年につき1ヶ月の給料又は俸給に等しい金額をもって勤務期間を賠償する義務を有する。その勤務が労働した月に比例して1年に達しないときは、当初の3ヶ月を試採用期間とみなして控除する。但し、特定期間による労働契約は之を除外し、この期間の控除をうけないものとする。当初3ヶ月の労働開始に当る期間のみを試採用期間とみなすも、契約更新又は延長から結果する次の3ヶ月はその適用をうけない。従業員が15年以上の勤務年限を及び、労働者が8年以上を有するときは、自発的に退職した場合でも上記の賠償を受取るものとする。

第91条を次の通り改める。

賠償は、災害の日又は罹病した日の前日の最終90日間に取得した平均から結果する給料を基礎として計算される。

第2条 鉄道及び電車労働者は、同政令第118条が規定する禁止から除外される。

# 労働法

(1939年5月24日付政令)

## 第I編 総則

第1条 本法は、特別規定の対象となる農作業を除いて、労働から発生する権利及び義務を概括的に規定する。さらに、規定される例外を除いて、たとえ収益を追求しなくとも国の企業、又はあらゆる公私の団体に適用される。

第2条 使用者とは、工事又は企業の実施又は開発のため、自己の又は他人の勘定により仕事を与える自然人又は法人である。従業員及び労働者は、他人の勘定により働く者である。前者は、従業員として役務を提供することにより、又は時間制で又は特別条件で事務所で働くことにより識別され、主として知能的努力を展開する。この種の従業員の中には、特別法によって庇護されるすべての労働者が包含される。労働者は、物質的の又は手工的性質の役務を提供することをもって特徴とし、この部類には又、人夫類、又は看視人の如き他の労働者群の労働を準備し、又は看視する者が含まれている。

第3条 いかなる企業又は工場においても外国労働者の数は、全労働者の15%を超過することが出来ないものとし、特に技術員のみを含むものとする。その性質上、女子要員の労働を多数使用する必要のない企業又は工場においては、女子要員は45%を超えることが出来ないものとする。国の機関及びその活動が国の利害、特に経済的及び財政的分野と直接関係する民間的機関においては支配人、管理人、顧問及び代表者の職務を執行するためにはポリビア国籍の者であることが要求される。

## 第Ⅱ編 労働契約

### 第Ⅰ章 総 則

第5条 労働契約は、1使用者又は使用者団体と1従業員、又は1労働者との間に、又は1使用者又は使用者の団体と1労働組合、労働者組合の連合会又は全盟との間に締結せられるとに従って、個人契約又は団体契約となる。

第6条 労働契約は、口頭で又は書面で締結することが出来る。そしてその存在は、あらゆる法的立証手段により証明せられる。合法的に締結せられたときは、事業者を規制する法であって、明示の条項を欠くときはその地方の風格及び慣習に従って解釈せられる。

第7条 契約が、その提供すべき役務を定めないときは、労働者は企業の目的を構成する労働の種類の種類範囲内、その身分及び条件に該当する役務を行う義務を負う。

第8条 18歳以上、21歳未満の者は、その両親又は保護者の明示の反対がない限り労働契約を締結することが出来るものとする。14歳以上、18歳未満の者は、両親又は保護者の許可を必要とし、これらの者を欠くときは労働検査官の許可を必要とする。

第9条 その住所と異なる場所における役務のため労働者が契約されるときは、合理的な往復の旅費は使用者が之を負担する。その住所の変更を希望するときは、使用者は全様の割合で、その義務を課すものとする。費用の金額について意見の相違がある場合には、労働検査官がこの決定を行う。反対の規定がある場合を除き、契約が労働者の意志により又はその過失により又は双方の全意により終了するときは、上記の義務は成立しない。

第10条 労働が労働者の住所から2軒以上距った場所で行われるときは、国は特別決議により移転の義務を使用者に課すことが出来るものとする。

第11条 使用者の交替は既存の契約の有効性を害しない。その適用のため、  
交替された者はその譲渡後6箇月迄後継者と連帯責任を有する。

第12条 契約は、不特定期間、特定期間又は工事又は役務の実現について  
締結することが出来るものとする。第1の場合には当事者の一方は何人も、  
次の準備に従って他方への予告なしにこれを廃棄することが出来ないもの  
とする。

1) 労働者との契約については、継続労働1箇月後は1週間の予告、6箇  
月後は15日の及び、1年後は30日の予告をもって、

2) 従業員との契約については、継続労働3箇月後は従業員より3箇月の  
予告、使用者より90日の予告をもって。予告を怠る事業者の一方は、  
規定された期間の給料又は俸給に等しい金額を支払うものとする。

第13条 従業員又は労働者がその意志に関係のない理由によって退職せし  
められるときは、使用者は解雇とは別に役務の期間に対して、継続労働各  
1年につき給料又は俸給1箇月分相当の金額をもって補償する義務を有し、  
勤務が1年に達しないときは労働した月数に比例した割合で補償し、試採  
用とみなされる当初の3箇月は差引きされる。

第14条 破産又は立証せられた損失による役務停止の場合には、補償は半  
額に減額せられ、労働者の取り分は民法に従って優先権を享受する。

第15条 清算又は使用者の死亡による閉鎖の場合にも補償の支払いが行わ  
れる。この後者の場合には、債務は相続人に帰する。

第16条 次の原因の一つに当たるときは、解雇も補償の余地がないものとし  
る。

- a) 故意による労働機具に加えられた物質的損害
- b) 産業秘密の漏洩
- c) 産業の安全又は衛生に影響を与える手ぬかり又は不注意
- d) 3日以上に亘る正当な理由のない欠勤
- e) 契約の全面的又は一部不履行

f) 労働者の自発的退職

g) 労働者による盗み又は剽窃

第17条 期限付契約は、前条に示された理由の何れかによって廃棄することが出来るものとし、それと異なる場合には第13条により規定されたところに従う。

第18条 団体争議の場合には、本法の関係条項に記載された形式による予告を要しないものとする。

第19条 補償の計算は、最終3箇月の給料又は俸給の平均を採って行われる。

第20条 本章の適用上、労働者の勤務年限は本法の公布の日から計算される。従業員は現行の規定に服する。

第21条 期限付契約の場合においては、労働者が契約期間終了後引続き奉仕するとは、契約の更新が存在するものと了解される。

第22条 労働契約は、法律上の効力を有するためには労働官憲により、若しくは之を欠くときは行政官憲によって認証される必要がある。

## 第II章 団体契約

第23条 団体契約は、それを締結した者を拘束するのみならず爾后書面によって契約に参加する者、及び契約組合に加入する者をも拘束する。

第24条 団体契約には次の事項を記載する。職業、仕事、専門技能・契約が発する日付、契約期間、延期、廃棄及び終了の条件。

第25条 団体契約の条項は、個人労働契約の構成部分とみなされる。

第26条 契約当事者たる労働組合は、その組合員一人々々の義務について責任を有し、明示の委任の必要なくこれらの者のため訴訟を提起する。組合財産は、その債務を保証する。解散の場合には、その財産は発生した債務を引続き保証する。



第27条 労働組合に加入している労働者を雇入れる使用者は、請求あれば組合と労働団体契約を締結する義務を有する。

### 第Ⅲ章 徒弟契約

第28条 徒弟契約とは、この契約によって使用者が手当付きで又は無しで、習得する者の労働を利用して、自ら又は他の者をして職業又は産業を実際に教える義務を負うものをいう。

第29条 徒弟契約は、書面により締結される。この契約においては役務の相互の提供が推定される。報酬及びその他の契約様式は明確に規定される。

第30条 使用者は、徒弟に通学するため必要な時間を与える義務を負う。徒弟の事故又は病気の場合には、直ちに医療保護を加える外に、その法定代理人に之を通知するものとする。

第31条 仲介契約とは、通常、その常住の場所から離れたところで行われるべき労働に対して、使用者と異なる場合により、労働者を契約することを目的とするものをいう。将来は、国のみが使用者と労働者との間の仲介人としてその任に当ることが出来るものとし、無料の仲介事業を組織する。労働者の移動は、本法第9条の規定に従って行われる。

## 第Ⅲ編 ある種の労働

### 第Ⅰ章 家内労働

第32条 家内労働とは、他人の勘定により特定の報酬を得て、労働者の居

住の場所、その家庭工場又は使用者の住所において行われる労働と解せられる。この定義の中には次のものが含まれる。

1. 使用者の勘定により請負で別箇に又はその住所において家族工場を作って働く者。家族工場とは、通常、その工場内に居住する世帯主の親戚によって構成されるものである。
2. 収益開始から、彼らの中の一人の住所で使用者の勘定により、共同して働く者
3. 使用者の住所で日当、出来高又は請負で働く者。公衆のため直接行ふ労働は、家内労働とはみなされない。

第33条 本章に包含される使用者は労働検査局に登録され、その使用する労働者名簿を通知する。委託する労働の特別記録を行い、之を受ける労働者に立証する。

第34条 手当は、仕事の引渡しにより又は1週間を超えない期間毎に支払われる。

第35条 労働者が欠点ある仕事を引渡し、又はその託された材料を損亡するときは、使用者は労働検査局の許可を得て、その賠償の支払い迄毎週の支払額の5分の1迄を差押えることが出来るものとする。

## 第II章 家庭労働

第36条 家庭労働とは、家庭の役務に固有の雑用において継続して、只一人の使用者に奉仕する労働である。口頭で又は書面で契約することが出来るものとし、後者の場合は、その期間が1年を超えらるとは義務的とし、さらに治安警察に登録が要求される。

第37条 不特定期間による契約においては、家庭労働者は、15日の予告又はこの期間の給料に等しい補償をもって解雇し得るものとする。但しその解雇が剽窃、盗み、品行不良、伝染性疾病等の如き家庭労働者の理由に

- よって行われた場合を除くものとする。家庭労働者は、15日の予告なしに退職し得ないものとし、これを行わないときは虐待、重大な侮辱、不徳義又は伝染病が介存する場合を除き、この期間の給料を失うものとする。
- 第38条 同じ家庭において継続して1年以上勤務した家庭労働者は、給料金額をうけて毎年10日間の休暇を享受するものとする。
- 第39条 家庭労働者は、時間に拘束されず、その仕事の性質にその労働を適合せしめるも通常少くとも毎日8時間の、及び毎週の1日は6時間の休息を持たねばならない。
- 第40条 家庭労働者の病気の場合には、使用者は最初の医療加療を行い、その勘定により病院に移すものとする。

## 第Ⅳ編 労働の一般的条件

### 第Ⅰ章 労働に有効な日

- 第41条 労働有効日は祭日を除く1年の全日であって、祭日とは日曜日、民間祝祭日及び法律及び特別の政令によって随時宣言される日とみなされる。
- 第42条 祭日には、その労働が職業教育又は慈善のものであっても、いかなる種類の労働をも行うことが出来ないものとする。首都から遠隔の部落にあっては臨時の祭日は他の休日をもって補填することが出来るものとする。
- 前項の規定からは収益の理由により、又は労働の性質そのものから労働を中止することの出来ない企業の場合が除外される。この場合に労働者は、祭日に2時間から半日迄の休息をとるものとする。
- 第43条 休息の日時は特別の掲示板によって企業内で表示される。

## 第Ⅱ章 年次休暇

第44条 企業において1年以上、5年以下継続して勤務した従業員及び労働者は、毎年1週間の休暇を有するものとし、5年以上10年以下は2週間、10年以上20年以下は3週間、20年以上の者は1箇月の休暇を有するものとする。

第45条 その性質上、1年の特定期間中労働を中止する企業の労働者は、その中止が15日以下でないとき、かつ、その期間中平常通りその俸給をうけているときに限り休暇を変更しない。

## 第Ⅲ章 労働の時間

第46条 労働の実労働時間は1日8時間、1週48時間を超過しないものとする。夜間労働時間は7時間を超えないものとする。夜間労働とは20時と翌朝の6時との間に行われる労働である。この規定からは、特別の立法に従う新聞事業の労働は除外される。婦人及び18歳未満の者の労働時間は昼間週40時間を超えてはならない。

断続して働く又はその性質上、労働時間を順守することの出来ない仕事を行う管理、看視又は信認の地位にある従業員、又は労働者は除外される。これらの場合には昼間1時間の休息を有し、毎日12時間以上働くことが出来ないものとする。

第47条 労働の実労働時間とは、労働者が使用者の命令の下にある時間を謂う。労働時間は不可抗力の場合に、不可欠の限度迄延長することが出来るものとする。

第48条 労働時間が器具によって行われるときはその時間は、3週間の労働時間の平均が最高時間を超えないときに限り、毎日8時間、毎週48時間以上に延長し得るものとする。

第49条 通常の労働時間は、1回又は2回の休息で中断せられねばならない。その休息時間は合計して2時間以下でないこと、かつ労働時間は継続5時間以上に亘って労働することが出来ないものとする。

第50条 使用者の願い出により、労働検査局は、1日について最高2時間迄の超過勤務の許可を与えることが出来るものとする。労働者がその過失を調整するため使った時間は超過時間とはみなされない。

第51条 使用者及び労働者は合計して48時間に達する様、毎日の最高労働時間の限度を1時間超過して毎週半日の休息を協定することが出来るものとする。

#### 第IV章 報 酬

第52条 報酬、又は給与とは従業員、又は労働者がその労働の支払いとして受取るものを謂う。最低賃金以下の給与を協定することが出来ないものとし、その決定は、労働の種類及び国の地方に従って労働省によって行われる。給与は労働に応じて支払われ、性又は国籍による差別は許されない。

第53条 給与支払の期間は労働者に対しては15日、従業員及び家庭労働者に対しては1箇月を超えることが出来ないものとする。支払いは正確に法定通貨で労働日に、仕事の場所において行われる。その場所で支払いの行われる工場の労働者の場合を除き、娯楽場、商品の販売場又は酒精飲料小売店において之を行うことは禁止される。

第54条 18歳未満の両性の労働者及び既婚の婦人は、有効にその給与を受け取り、その自由処分権を有する。

第55条 超過期間及び祭日は100%の割増しをもって支払われ、昼間労働と同様の条件で行われる夜間労働は、場合に応じ25%から50%の割増しを支払われる。

第56条 請負い労働者の場合には、休日に対する給与は、休暇直前の月中

の平均給与を基礎に定められる。

## 第 V 章 年末賞与

第 57 条 年末に利益を取得した企業の使用者は労働施行細別の定める制度に従って 1 箇月を下らない、及び給与 15 日分を下らない年末賞与を従業員、並びに労働者に夫々支給するものとする。

## 第 VI 章 婦人、及び未成年者の労働

第 58 条 両性の 14 歳未満の者の労働は、見習いの場合を除き禁止される。  
18 歳以下の者は、その力以上の労働又は通常な肉体の発達を阻むが如き労働に対して契約することが出来ないものとする。

第 59 条 危険な、不衛生な又は重労働及びその徳性、及び善良な習慣を害する職業における婦人、及び未成年者の労働は禁止される。

第 60 条 婦人及び 18 歳以下の未成年者は看護の仕事、家庭労働及び規定されるその他の仕事を除き、昼間に限り労働することが出来るものとする。

第 61 条 妊婦は出産前 15 日から産後 45 日迄、又は分娩の結果として病気にかかったときは、それ以上の期間迄休息するものとする。

(改正：1949 年 12 月 6 日付法律によって出産前後の休日を 30 日づつ、100%の給金を支払うことを規定している。)

第 62 条 50 人以上の婦人労働者を使用する企業は、定められる計画に従い保育室を備えるものとする。

第 63 条 その仕事場に婦人及び子供を有する使用者は、その労働において、その健康と労働の快適性を保証するためのあらゆる手段を講ずるものとする。本章の全ての規定は公の訴訟を通じて、特に幼児及び母性保護団体によって決定される。

## 第Ⅵ章 製パン屋における夜間労働

第64条 労働検査局は、製パン屋及び同種工場における夜間労働の漸進的廃止を進めるものとする。その間この労働は、夫々通常の労働時間を超えることなく各班によって行われるものとする。

## 第Ⅶ章 昇進、及び恩給の義務性

第65条 何らかの職務に生じた欠員は、廉直性、能力及び年功を備えている限り、すぐ下級の従業員又は労働者によって満たされる。

第66条 60歳に達し、恩給に関する規定によって定められた条件中に含まれている銀行及び信用機関の従業員は、使用者の責任の下にこの恩典に浴する義務を有する。

## 第Ⅴ編 労働における安全と衛生

### 第Ⅰ章 総 則

第67条 使用者は、その労働者の生命、健康及び徳性を保護するあらゆる必要な予防措置を採る義務を負う。この目的のため災害及び職業病をさけるため、労働の場所の快適性と通風を確保するための手段を採用し、適当な衛生設備を設置し、一般的にはこの問題について制定される細則の規定を履行するものとする。

第68条 労働の場所において酒精飲料水の搬入、販売及び消費、並びにこの目的を有しない産業においてのその製造は禁止される。

第69条 家内労働の場合には、伝染病の発生した家屋又は工場内での衣料の仕立、修復、飾り付け、消費用生産物の製造又は包装は禁止される。

第70条 労働者は労働の場所において就眠することが出来ないものとする。

但し、鉱山における開発の場合を除くものとし、この場合には使用者は適当な場所を準備し、又は作業が鉱山の底辺で行われるときは受諾し得る場所を指定するものとする。

第71条 建築においては、市の技師又は当該官憲の許可なしに宙吊りの足場を使用することが出来ないものとする。

第72条 労働細則は、不衛生で危険な産業を分類し、保護と防衛の手段を規定する。その違反は公訴によって告発することが出来るものとする。

## 第VI編 医師診療及びその他の社会保障の手段

### 第I章 医師診察

第73条 80名以上の労働者を有する企業は、それに従属する従業員及び労働者に何らの負担も、控除もなしに恒久的な医師の診療事務及び薬局を維持するものとする。この場合使用者は、職業的の場合には、従業員のときは最長6箇月迄、労働者のときは90日迄、この援助を与えるものとしこの期間中は、これらの従業員及び労働者はその職を保持し、及び給料全額を受取るものとする。この期間満了に際し、補償の目的上無能力の判定が下される。

病気が労働から発生したものでなく、労働者が1年以上勤務しているときは、従業員の場合には3箇月間その職を保持し、労働者の場合には30日間その職を保持する。勤務1年以内6箇月以上のときは、夫々30日間及び15日間、6箇月以内のときは同様に30日及び15日間。但し、場合に応じその給料の25%乃至50%のみを受領するものとする。上記の期間は、勤務年功の目的上診療期間とみなされる。

第74条 死亡の場合には、使用者は、その死亡が災害又は職業病により発



生じたものであるときに限り、補償とは別箇に埋葬費を支払うものとする。

## 第Ⅱ章 労働者のキャンプ

第75条 200名以上の労働者を使用し、最寄りの部落から10軒以上隔離している企業は、労働者及びその家族を衛生的に収容するためキャンプを建設し、医者及び薬局をおく義務を有する。500名以上の労働者を有するときは、あらゆる必要な設備を是えた一つ又はそれ以上の病院を維持するものとする。企業の診療所より以外に診療所の存在しない場所においては、その福祉は労働者の家族にも及ぶものとする。

## 第Ⅲ章 生活必需品の供給

第76条 キャンプにおいては、労働者は、会社の食料品店たると、他人から購入するとを問わず生活物資を取得することが出来るものとする。使用者は、その企業の通路を労働者、及びその荷物に対して通行の自由を与えるものとする。

第77条 使用者は、部落から10軒以上の場所においては、直接経営の雑貨店を維持するものとする。販売は原価で、かつ前貸しの形式で行われ、その価格は支払われる給与から差引かれる。割引協定の存在する企業の場合は例外とする。

## 第Ⅳ章 労働者の技術教育

第78条 労働者500名以上を有する企業は、労働者又はその子供が内外国の教育センターにおいて技術研修を行うための費用を支出するものとする。受益者はポリビア人であって、使用者により又は労働組合の指名によ

って選択されるものとする。補助金は研修の終了、又は試験の不合格によって停止される。両者の場合に、使用者は他の労働者を援助せねばならない。

## 第 VII 編 職業上の危険

### 第 I 章 総 則

第 79 条 あらゆる企業又は工場は、その使用する従業員、労働者又は見習いに対して使用者による、又は労働者による過失又は怠慢が存在すると否とに不拘、労働から発生した災害、又は職業的に対して以下に規定された補償を支払う義務を有する。この義務は、反対の規定がない限り、その産業の運営のため使用者が利用する請負人に従属して労働する労働者にも及ぶものとする。

第 80 条 発生した次の災害は、一般法律の規定内に属し除外される。

- a) 犠牲者の明白な故意により、
- b) 労働に関係のない不可抗力によるとき、
- c) 企業の固有の労働に関係のない臨時役務を行う労働者について、

第 81 条 労働の災害とは、恒久的な又は一時的な、直後の又は爾後の一切の外傷、又は機能傷害、又はさきに規定された条件において労働に固有の勢力によって生じた死亡である。

第 82 条 職業病とは、労働から結果するすべての病気で、恒久的又は一時的の器官傷害、又は機能変調を現わすものである。本法の適用上、職業病は、労働から来た唯一の結果と宣言され及び職業病により生じた無能力の兆候出現の前の年にかかったことが宣言されねばならない。

第 83 条 疾病が、その性質又は原因から見て、漸進的にかかったものであるときは、最終の使用者は、その疾病の比例的部分を支払うものとし、労

働者は、その残りの分を最終年中にその役務を利用した者から獲得するため訴訟を提起する。

第84条 災害による補償は、犠牲者が少くとも14日以前に企業に勤務していたとき、及び労働に対する無能力が6日を超えるときに発生する。

第85条 使用者は、災害発生後24時間以内に労働局、又は最寄りの警察官庁に災害を通知するものとする。職業的に関しては、犠牲者又はその他の者は、上記官憲に移牒する様使用者に通知する。この通知のないときは、補償は災害について適時に医師、及び薬剤師の援助が与えられたときは、無能力を生じた種類、程度及び期間を考慮して計算される。

第86条 給与について協定がなかったときは補償の計算は、最低賃金を基礎として行われる。

## 第Ⅱ章 無能力の程度、及び当該補償

第87条 補償の権利を与える災害、又は職業病の結果は次の様に分類される。

- a) 死亡
- b) 恒久的な絶体無能力
- c) 一時的な絶体無能力
- d) 恒久的な一部無能力
- e) 一時的な一部無能力

第88条 死亡の場合、民法上の相続人は1箇月30日の計算で、2年間の給料に等しい補償をうける権利を有する。

第89条 恒久的な絶体無能力の場合には、犠牲者は前条に規定されたと同様の補償をうける権利を有するものとし、一時的な絶体無能力の場合には、それが1箇年を超えないときは無能力の継続する期間の給与に等しい補償をうける権利を有するものとする。即ち、この性質において補償される恒

久的な一部無能力の場合には18箇月の給与に等しい補償を一時的な一部無能力の場合には、6箇月を超えない時に限り無能力の継続する日数の給与に等しい補償をうけると権利を有するものとする。即ち、この時は恒久的な一部無能力とみなされ、この性質において補償される。

第90条 補償は月末払いで支払われる。但し、死亡及び絶体恒久的な無能力の場合には、一時払いで支払われる。

第91条 補償は、労働者が災害発生の当日、又は発病した日に受取る権利のある給与を基準として計算される。

第92条 補償は差押え不能のものとし、それに対する受取勘定は破産の場合に優先権を有する。

### 第Ⅲ章 緊急手当

第93条 災害及び職業病の場合には、使用者は、犠牲者に医療及び薬剤の援護を提供し、必要の場合には本人を入院せしめる。病院又は診療所を有する企業は同所において医療を提供し、犠牲者が同所で手当をうけることを繰返して拒むときは、使用者は、この点に関する正式の責任を解除される。企業が病院を有しない場合には、治療は使用者の任命する職業家によって行われる。但し、労働者は他の医師を選択することが出来るものとし、この場合には使用者の責任は、労働裁判官の決定する医療の費用に限定せられ、治療を看視する他の者を任命する権利を有する。

第94条 当事者の何れかが医師の診断に不服であるときは、労働裁判官は、その決定的診断を顧問医師に委嘱するものとする。

### 第Ⅳ章 その他の規定

第95条 企業の医師又はその他による労働者の身体検査は契約の前提条件

である。労働者が検査の結果に不服であるときは、労働者は労働裁判官に他の医師による診断を無料、かつ強制的に行うよう請求出来るものとする。

第96条 一定の場所に固有の風土病は、職業病とはみなされない。かかる場合には使用者は労働者の健康を保持し、回復させるに必要な手段を採る義務を有する。

## 第Ⅷ編 義務的社会保険

### 単章

第97条 職業上の危険から労働者を保護するため、使用者負担の義務的社会保障制度を設ける。また無能力の場合も包含し、この中には労働から発生したものでないものをも含むも、その場合にはその負担は国、使用者、及び被保険者にかかるものとする。

第98条 保険制度は補償、手当及び恩給の全額支払いを引うけ、従って使用者は当該危険よりするその義務から解除される。

## 第Ⅸ編 労働者、及び使用者の団体

### 単章

第99条 組合結社の権利は認められ、これらの組合は使用者、企業者又は自由職業家、混合又は産業又は企業の組合となることが出来るものとする。

かかる組合として活動するため、協同組合は恒久的な性質を持つこと、その法人格を取得したこと及び法の基準に従って設立されることを要する。

第100条 協同組合の主たる目的は、その代表する衆合的利益の擁護にある。特に労働者の組合は次の権能を有するものとする。

使用者と団体契約を締結すること。

それから生ずる権利を有効ならしめること。

利害関係が特にこれを要求するときは、個人契約から発生した権利の執行においてその組合員を代表すること。

団体争議において、及び和解、及び仲裁々判において、その組合員を代表すること。

職業及び産業学校、大衆図書館等を創立すること。

生産及び消費の協同組合と組織すること。但し、その働いている企業又は産業が製造していると同種の商品の製造を除外すること。

第101条 労働組合は責任ある委員会によって運営される。その委員は生来のポリビア人であることを要する。労働検査官は、その審議に出席し、及びその活動を監督する。

第102条 政府と労働者との間の関係は労働組合県連合会、又は全国会議に結合した連合会によって行われる。

第103条 同業者又は職業組合の場合には、20名以下の労働者をもって労働組合を、産業労働者組合については、一企業内の労働者の50%以下をもって設立することが出来ないものとする。

第104条 その職種、及び身分を問わず官公吏は労働組合を結社することが出来ないものとする。

## 第X編 争議

### 第I章 和解、及び仲裁

第105条 いかなる企業も本編に規定されているあらゆる和解、及び仲裁の手段が尽くされる以前に、使用者側であろうと又は労働者側であろうと、不適当な時機に労働を停止してはならない。之に反するときは、その運動は非合法とみなされる。

第106条 使用者と何らかの意見の不一致を有する労働組合は、組合幹部

によって署名された抗議書を労働検査官に送付する。幹部不在のときは、  
争議労働者の過半数によって署名される。

第107条 抗議書受領後24時間以内に、検査官は所属の雇員、又は保安  
警察官を通じて関係使用者に之を通知する。同時に、当事者に和解委員会  
を構成するため当事者双方から代表者2名を48時間以内に任命する様要  
求するものとし、また単純な陳述人の資格で他の者を参加せしめることが  
出来るものとし、その最大人数は各職業、及び各労働の場所を代表する様  
留意して労働検査官によって決定せられる。

第108条 当事者は弁護士、及び専門家の助言を受け、並びにあらゆる法  
的証拠を提出することが出来るものとする。

第109条 和解委員会は抗議書受領後72時間以内に会合する。労働検査  
官は委員会を司会し、妥協の条件を求めるが事件の本質について意見を表  
明することなく、又投票もしない。

第110条 委員会は、和解の同意に達する迄又はあらゆる決着が不可能で  
あることを納得する迄解散しないものとする。和解が全部、又は一部失敗  
したときは、争議は仲裁々判所に提起される。この裁判所は、双方から夫  
々任命される調停人1名によって構成され、ラパス市においては労働検査  
総長により、その他の県においては労働長官により及び労働官憲によって  
司会される。争議中の労働者、その代理人、弁護士及び代表者、並びに使  
用者側の取締役、支配人及び経営者、出資社員又は弁護士は、仲裁人とな  
ることは出来ないものとする。

第111条 当事者から夫々の仲裁人の任命通知後24時間以内に、仲裁々  
判を行わないときは、欠席のまま議長は他の仲裁人を任命し、応分の処罰  
を加える。

第112条 仲裁々判所は、当事者にそれを維持する様通告したのち48時  
間以内に会合する。当事者を出頭せしめ、審問し、妥協を求める。必要あ  
るときは、最長7日以内に訴訟の記拠を受取り、その後の15日以内に判

決を下す。この間は、従業員及び労働者は、その作業を継続する義務を有する。

第113条 裁判所の決定は、絶体多数決に付せられ、次の場合には当事者双方に義務的とする。

- a) 当事者が同意するとき
- b) 争議が不可欠な性質の公共事業に影響を与えるとき
- c) 特別省令により、政府がこの様に決定するとき

## 第II章 ストライキ、及びロックアウト

第114条 和解及び仲裁工作が失敗したとき、次の状況が発生したとき限り、労働者はストライキを、及び使用者はロックアウトを宣言することが出来るものとする。

1. 提起せられた問題に関し、和解及び仲裁々判所の決定
2. 決定が少くとも現職労働者の4分の3によって採られること。

第115条 ストライキの宣言せられた総会議事録原文は、責任労働者の名簿を添付してその住所を明記して5日の予告をもって、県、又は地方の行政官庁に送付される。同議事録写しは同時に地方労働検査局に送付される。

第116条 同様な形式で、工場を閉鎖する使用者は、上記の官庁に書面で之を通知し、閉鎖の理由及び期間を述べ、作業に従事しなくなる労働者の名簿を添付する。

第117条 ストライキの概念は、単に労働の平和的停止を意味する。人、又は建造物に対する一切の敵対行為、又はデモは刑法の規定に触れるものとする。

第118条 公益事業における労働の停止は禁止される。その違反は法律の最高の刑罰をもって罰せられる。

1942年12月8日付法律第2条の規定により鉄道、及び電車の従業



員は除外される。

第119条 ストライキの決議に全意しない組合員又は労働者は、いかなる種類の責任に落入ることなく、その労働組合の団体的決議から自由に分離することが出来るものとし、警察官憲の保証の下にその職務を継続することが出来るものとする。その同僚によってとられる報復は2、乃至6箇月の投獄をもって罰せられる。

## 第XI編 時効、及び制裁

第120条 本法より発生する保証、及び権利は、その事実発後2年以内で消滅する。

第121条 本法の規定に対する違反は、100乃至5000ポリピアノスの罰金をもって処罰され、再犯の場合は2倍の刑罰と、さらに本年1月18日付政令の規定する手続きに従って工場の閉鎖をもって罰せられる。

## 第XII編 特別規定

第122条 個人的性質の農、商、工業企業の支配人、取締役、経営者、顧問の職務又は所有者は、公共的性質の利益を取扱う信用機関の取締役、支配人、経営者又は顧問の職務と両立しない。公益の理由によりこれらの機関において固有の代理人を必要とする商、工、農業の団体の場合のみが除外される。

# 労働法施行細則

1943年8月23日付政令

## 第 I 編 総 則

第 1 条 農業労働者，官公吏及び軍人は，労働法及び本細則の規定に拘束されない。

第 2 条 法律及び本細則の解釈上，「労働者」なる言葉が使用されるときは，従業員及び労働者を含めたものと了解される。未成年者により 18 歳に達せず，14 歳以上の両性の労働者と了解される。本細則が労働検査官の介入を要求して居り，その場所にこの官吏が存在しないときは，その直接上級官吏によって代位せられる。

第 3 条 労働法第 2 条の規定に従って，全法によって総称的に定義されているものの外，特別法によって保護を受ける次の者は「従業員」とみなされる。

- a) 公私営の鉱山，及び鉄道の労働者（1925年1月8日付法律）
- b) 電車関係労働者（1925年10月18日付法律）
- c) 販売店員及び商業行商人（1927年12月3日付法律）
- d) 50,000 ポリピアノス以上の資本をもって営業するホテルの労働者（1929年3月20日付法律）
- e) 当該工場が 50,000 ポリピアノス以上の資本をもって営業するとき  
に限り，印刷所の労働者（1929年12月17日付法律）
- f) 職業運転手，ガレージの機械工及び助手（1938年10月11日付法律）

第 4 条 次の者は，労働法及び本施行細則の適用上，従業員とはみなされない。

- a) 使用者の住所又は事務所に毎日出勤することなく，自己の住所又は事

務所から役務を提供する者

- b) その役務が継続的でないもの。

## 第Ⅱ編 労働契約

### 第Ⅰ章 総 則

第5条 それによって一人、又は数人の者が他の者、又は数人の他の者に手  
工的、又は智的役務を提供する義務を負うものを個人的労働契約とする。

第6条 個人的労働契約は当事者間の法律である。但し、その約款は法律の  
規定及び団体契約によって認められている権利の何れかを労働者に放棄せ  
しめることを内容としたいことを条件とする。明示の規定を欠くときは、  
その地方の風俗及び慣習をもって解釈せられる。

第7条 個人的労働契約は、少くとも次の条項を内容とせねばならない。

- a) 父母の姓名又は契約当事者の社名、
- b) 労働者の年齢、国籍、身分及び住所
- c) 役務の種類、及びその提供の場所
- d) 労働、又は役務が時間～工事の単位、仕事、即ち請負によるか、又は  
この制度の一つ、又はそれ以上によって行われるものであるかどうかの  
決定
- e) 約定された報酬の金額、形式及び支払いの期間
- f) 契約期間
- g) 契約の場所及び日付
- h) 職業上の危険の賠償に関する規定の適用上、姓名及び年齢を記入して  
その相続人の登録。

第8条 労働者が、その意志に関係のない理由によって退職せしめられると  
きは、使用者は雇用の外に継続労働1年につき1箇月の給与、又は俸給に

等しい金額をもって勤務期間を補償する義務を有し、勤務が1年に達しないときは、試採用期間とみなされる最初の3箇月を控除して就労した月に比例した割合で支払われる。但し、特定期間による労働契約は除外せられ何らの控除をうけないものとする。試採用期間としては、労働開始の当初の3箇月間に該当する月のみとみなされ、契約の更新、又は延長から発生する当初の月には及ばない。

従業員が勤続15年以上、労働者が8年以上を有するときは、自発的に退職した場合でも上記の補償を受取るものとする。この補償の適用上、勤務期間は、施行細則公布の日より計算される。

第9条 次の原因の一つが存在するときは追放、又は補償の理由がないものとする。

- a) 故意に機械、生産物又は商品に加えられた物質的損傷
- b) 工業機密の漏洩
- c) 産業の衛生、及び安全を害する怠慢、又は不注意
- d) 引続き3日以上、又は1箇月中に6日以上 of 正当な理由のない欠勤
- e) 労働契約、又は企業の内規の全部又は一部の不履行
- f) 労働法第13条、又は労働契約に定められた期間前の労働者の自発的退職
- g) 労働者による信認の乱用、盗み又は剽窃
- h) 製品の手抜き、労働における罵詈、又は不道德な行為
- i) 労働の集団的放棄。但し、労働者が関係官憲の通達に従わないときに限る。

第10条 労働の集団争議の場合においては、労働法、及び本施行細則の当該条項に記載された規定を充たしたときは、本章の目的上、契約の破棄ではなくして停止が行われたものとみなされる。

第11条 補償の計算は、月給制の場合には最後の3箇月の平均を、日給制の場合には最後の実働75日を考慮に入れて行われる。

第12条 従業員の強制退職による補償の目的のための勤務期間は、1924年11月21日から、又はかかる恩典を与えた特別法の公布の日から計算される。施行細則第2条により、最近に従業員とみなされる者、及び一般労働者に対する勤務期間は、その公布日付たる1942年12月8日から計算される。

第13条 労働者は、義務的兵役に服する間、又は動員された予備隊に編入されている間報酬をうける権利はないが、その職場の権利を保有する。

第14条 書面によって締結せられた労働契約がその法的効力を取得するためには、労働検査官又はその不在の場合には、その場所の上級行政官憲によって副署されねばならない。

第15条 労働契約は、普通の用紙を用いて作製され、社会事業の行為として収入印紙の使用を免除される。

第16条 契約終了に当り、労働者の口頭の願い出により、使用者は普通用紙に次の事項を記載した証明書を交付する。

- a) 就職の日付
- b) 離職の日付
- c) その行った労働の種類
- d) 退職の理由
- e) 素行

## 第II章 団体契約

第17条 団体労働契約とは、一人又はそれ以上の使用者と労働組合、労働組合連合会又は全盟との間に、労働又は内規の一般的条件を定める目的をもって締結された協定である。

第18条 団体労働契約は義務的に書面により締結せられ、労働検査官の面前で登録されねばならない。

第19条 政府により認められた法人格を有し、労働法及び本施行細則に従って結成された労働組合、労働組合連合会、又は全盟のみが有効に団体契約を締結することが出来るものとする。

第20条 あらゆる労働組合、労働組合連合会、又は全盟はその定款によって規制される。

### 第Ⅲ章 見習契約

第21条 見習契約は労働検査官によって副署せられ、検査官はその履行を監視するため、その終了迄介入する。

第22条 すべての見習契約には使用者の個人的責任の下に通学する法律第30条の第1期の履行を記入する。使用者の不履行の場合には、見習いの勤務が続いた全期間の給料の支払いをもって処罰する。

### 第Ⅳ章 斡旋契約

第23条 国が官立の斡旋業を設立する迄、労働者は企業にその直接、かつ独自の責任の下に、労働者を契約するため仲介者を利用することを許可することが出来るものとする。

## 第Ⅲ編 各種の労働

### 第Ⅰ章 家内労働

第24条 家内労働を提供するすべての使用者は、家内労働登録簿と呼ばれる登録簿を備え、その中に労働者の両親の姓名、その住所、委嘱した仕事の量及び種類、及び協約された報酬を記入する。

第25条 使用者は、家内労働を行う労働者に次の事項を記載した手帳を添付する。

- a) 仕事の量と種類
- b) 引渡し日付
- c) 協定価格
- d) 引渡し材料の値段
- e) 仕事の返還される日

第26条 決定された給料は全額、直接に労働者に支払われ、請負人又は下請けに対する謝礼として何らの控除を行わない。

## 第Ⅱ章 家庭労働

第27条 未成年者とすべての家庭労働においては、家庭労働者に通学に必要な時間を与えることを使用者に義務づける条項が規定されているものと了解される。

労働検査官及び公安警察は本条の履行を監視する。

第28条 労働法第37条の第1期の効力上、家庭労働者が受取る現金による月給のみが考慮される。

## 第Ⅳ編 労働の一般的条件

### 第Ⅰ章 労働における有効日

第29条 労働法第41条の目的上、次の日は法律によって宣言せられた祭日とする。

日曜日、謝問祭の月曜及び火曜日、聖祭週の木曜及び金曜日、5月1日、聖体節の日、8月6日、11月1日及び2日、12月25日。

国吏又は祝日と宣言された日は、法律の適用上祭日とはみなされない。

第30条 日曜日及び祭日には、1927年8月30日付政令に指定された以外の労働は行うことが出来ないものとする。

第31条 その勤務が第30条に指定された例外に包含されて居るために、休日に就労した労働者は、使用者の選択により週間の他の日の休日をもって代替せられるか、通常の給料に対し100%の割増しを支払われる権利を有する。

第32条 労働法第42条規定の祭日の半日に2時間の休息は、労働が公益の理由により、又は仕事の性質により機器で行われるときは与えられないものとする。

## 第Ⅱ章 年次休暇

第33条 年次休暇は、労働契約の終了の場合を除いて金銭で補償せられないものとする。

書面による相互協定を除いて累積することが出来ないものとし、使用者の作成する当番制に従って行われる。

第34条 労働者の正当な理由のない欠勤は、年間1.2日以上に達するときは使用者によって有給の年次休暇と計算される。

## 第Ⅲ章 労働時間

第35条 労働法第47条の目的上、労働者がその時間を自由に使うことが出来ずに作業の場所において使用者の命令に服している時間は労働継続の時間とみなされる。

第36条 上司の直接監督を受けることなく働いている支配人、取締役、経営者、代表者又は管理人は、法第46条第2項に規定された例外に包含せ



られる。

第 37 条 通常の労働時間は、工場の正常な運営における損害を回避し、災害を防止し、又は機械、又は施設に延期出来ない調整、又は修理を行うため、又は偶発事件が突発したとき、必要欠くべからざる度合において延長し得るものとする。

第 38 条 使用者は、企業又は工場の見易き場所に掲示板により、一般労働又は場合に応じ各班の労働が開始し、及び終了する時間、及び時間中の休息時間を告示する義務を負う。

#### 第 IV 章 報 酬

第 39 条 報酬、又は給料とは従業員又は労働者がその労働の支払いに現金で受取るものであって、この名称の中には恒久的性格を有する手数料、及び利益参加が含まれるものとする。

第 40 条 請負労働者には、決定的精算が行われる迄、その利得の平均に従って月割りで支払われる。

第 41 条 超過期間の計算のため、労働検査局の承認するひな型に従って、特別記録簿に記入する。

第 42 条 給与の支払いが行われるに当って、使用者は所得税、社会保険金庫に対する分担金及び法律、司法官憲又は契約の定めるその他に該当する金額を控除する。

第 43 条 使用者は住居の借料、電気、水、医療及び薬剤、工具の使用、または労働者の承認を得た工場内規によって認められない罰金として給料の金額を低減させる如何なる金額をも差引き、保留し又は相殺することが出来ないものとする。但し、民法の規定による場合を除く。

第 44 条 既婚の婦人は、当該労働裁判官によって悪習の夫と宣告されたその夫の受取っていた報酬の 50% を、その訴えにより受取ることが出来る

ものとし、使用者は該当する控除を行う義務を有する。

第45条 全様の権利が、未成年の息子によって受取られる給与に関して、その母に与えられる。

第46条 労働者は、定期的に最低生活賃金を決定するものとする。全決定は、全省の定める原則及び方法に従って、地理的及び経済的地方、及び労働者の種類に従って行われる。

第47条 使用者が最低賃金より以下の給料を定める場合には、労働裁判官及び之を欠くとき、その直接の上級行政官憲は単純な口頭の願出により、予めその事実を確認した上、負債となった給料の支払の外、上記給料の倍額に相当する罰金の支払を命ずるものとする。

## 第V章 年間賞与

第48条 年末に際し、利潤を挙げた企業はその従業員、及び労働者に1箇月を下らない年間賞与、及び給料15日分を夫々支給するものとする。この賞与は、年間を通じて継続して就労した従業員及び労働者に対するものと解せられる。3箇月以上勤務した者には、これらの者が年間中に就働した期間の割合に応じて賞与が与えられる。3箇月を超えない勤務には賞与が与えられない。

第49条 いかなる場合においても、これらの賞与の全額は、純利潤の25%を超過することが出来ないものとする。支払いは、貸借対照表の法律上の承認の日付後30日以内に行われる。本条の適用上、病気の期間は算入されない。上記25%が賞与全額に達しないときは、その配分は按分比例で行われる。

第50条 本章の効力上、常設国税委員会によって承認された一般損益計算書は信憑書類として使用される。

第51条 労働者の科による契約解除の場合には賞与の支払いは行われぬ。

## 第VI章 婦人、及び労働者の労働

第52条 労働法第58条によって婦人、及び18歳以下の未成年者に禁止されている労働とは、公衆衛生局によって制定された1929年9月21日付政令実施のための細則第16、17、19条及び第20条に列挙された労働とする。ただし、労働省は、特定の場合に特別許可を与えることが出来るものとする。

第53条 婦人及び18歳以下の未成年者は、工業において夜間労働せしめることが出来ないものとする。工業と異なる労働においては、18歳以下の未成年者は24時から5時迄は労働せしめられないものとし、何れの場合でも継続的に11時間を下らない休息をとるものとする。即刻着手せねばならない突発的の場合は除外される。ただし労働省は、特定の場合に特別の許可を与えることが出来るものとする。

第54条 労働法第61条規定の50%有給の休暇を使用するため、婦人は工場又は商店の長に、妊娠の状態がこの休暇を必要とする時期に達したことを証明する医師の証明書を提出するものとする。

この証明書は、企業の医師又は助産婦により、又は国又は市町村の医療施設の一つより無料で発給されるものとする。

第55条 使用者は、分娩によって直接発生した何らかの病気におかされ、かつ婦人の労働を妨げるときは、かかる事実を証明する医師又は助産婦の証明書が提示されたときに限り、産後休暇の期間を延長する義務を負う。この証明書も亦、前条記載の医師又は助産婦によって無料で発給される。この休暇の延長期間中、婦人はその給料の50%を引続き受取るものとする。

第56条 婦人労働者50名以上を使用する企業は、婦人が1歳以下のその子女に授乳し、及び就働中託児出来る労働の場所から独立した附属の部屋を設置せねばならない。

第57条 保育室の維持は、使用者のみの負担とし、使用者は幼児の保育に  
当る資格ある者を雇用せねばならない。

第58条 本細則の日付から2年以内に、婦人労働者50名以上を使用する  
企業は、必要な衛生及び安全の条件を具えた保育室の建設、及び運営を労  
働省に対して立証せねばならない。

## 第Ⅶ章 製パン屋における夜間労働

第59条 本章の規定は製パン、製菓子の商売、洋菓子製造又は類似業に従  
事するすべての工場に適用される。

第60条 本細則の日付から2年以後は、これらの工場において22時から  
4時迄は、労働者のあらゆる労働は禁止される。

## 第Ⅴ編 労働における衛生と安全性

### 第Ⅰ章 総 則

第61条 労働法第67条によって規定された労働における衛生と安全に関  
する規則が制定せられる迄、公衆衛生局によって制定された1929年9  
月21日付政令の実施に関する細則（第1、3、4、5、6、7、8、9  
及び11条）並びに1927年5月28日付、及び1940年8月4日付  
政令に記載された規定が本件を規制する。

第62条 20名以上の従業員又は労働者を有する各商工企業は、合法的に  
承認された内規を有しななければならない。この件に関して1938年  
11月23日付政令に記載された規定が適用される。

第63条 労働の場所において酒精飲料を持込み、販売し又は消費すること、  
並びに工場内に賭博場、又は売春屋を設立し、及び維持することは禁止さ

れる。この禁止は、市又は村の外に位置する労働の場所の周辺5軒の範囲内において順守される。

## 第VI編 医療、及びその他の社会保障手段

### 第I章 医療

第64条 労働法第73条に包含されている全ての企業は、労働者に何らの負担も、又控除もなく、恒久的な医師及び薬剤師のサービスを維持する義務を負う。薬局は、衛生省によって列記された最低限度の薬剤を有するものとする。

第65条 前条記載の医療及び薬局の援護は最寄りの部落より10軒以上離れて居り、かつ企業の施設以外に医療サービスのない場所において与えられる。この援護は労働者の家族を含み、家族とは次の者を解される。

- a) 配偶者、又はそれとみなされる者
- b) 未成年の子女
- c) その負担において、全一住所に生活する父母、又は未成年の兄弟

第66条 労働法第73条に包含されていない企業は、省令によって協同組合の形式で医師、及び薬剤師のサービスを維持するため結合することを強制されることがある。これらサービスは、これら企業群の中心に病棟の設立を企画せねばならない。

第67条 医療は、企業がえを維持する義務を有するときは、企業のサービスを通じて与えられ、これを有しないときは、使用者は労働者の治療が要求する医師と薬剤師の費用を負担する。

第68条 病気が労働から結果したものでなく、労働者が1年以上勤務しているときは、従業員の場合には3箇月間、及び労働者の場合には30日間、その給料金額を受けてその職を保持するものとする。また1年以下、6箇

月以上の継続的勤務のときはその給料の50%をうけて、夫々30日、及び15日間その職を保有し、6箇月以上、3箇月以下の時は全様に30日、及び15日間その職を保有するも、その給料の25%のみを受取るものとする。

上記の期間は、勤務年数による援護とみなされる。

第69条 治療中の労働者は、企業の医師に命ぜられた治療法に服する義務を有し、そのため指定された日時に出頭し、及び指示された場所又は工場内において休息をとらねばならない。また、休息に当てられた時間には、報酬をうけるいかなる労働にも従事してはならない。これらの義務に対するいかなる違反も本章に規定された恩典の停止を許すもので、そのため企業の医師は違反についての報告を行う義務を有する。

第70条 500名以上の労働者を有する鉱山、工業及び鉄道の企業は、恒久的、かつ無料の歯科サービスを維持する義務を有し、診療所に必要な機具と材料を供給する。歯科の治療に使用される金属材料、及びその他全様材料の費用のみが労働者の負担とする。

第71条 労働の災害又は職業病の理由による死亡の場合には使用者は、補償とは別に犠牲者の最終給料1ヶ月分の割合で埋葬費用を支払うものとする。この支払いは遅滞なくその緊急性により、犠牲者の家族に行われ、家族を欠くときは死亡労働者を引受ける病院又はその他の人に支払われる。

## 第Ⅱ章 労働者の宿泊所

第72条 労働法第75条に従って、その労働者のため住宅を建造する企業は、1941年3月15日法律のカテゴリにあげられた1939年5月24日付政令第20条に規定せられた衛生条件を充たし、全工事計画を労働・衛生・社会保障省の承認に附する。この要件なしに工事を開始することが出来ないものとする。

本政令の当日に既存の住宅に関しては、企業はそれに必要な改修を加えるため3年の期間を有する。

同条を適用して設立される病院は、労働衛生・社会保障省の規定する最低条件に従う。

第73条 商工企業は、その労働者にその労働時間外に、特定の運送機関のみの使用を強制することは禁止され、自由競争は尊重されねばならない。

### 第三章 生活必需品の供給

第74条 商工企業の構内及び附属建物内に於ては売買の自由が認められ、上記の場所において商売を行う商人は、当該経営者の制定する登録、検査、販売の場所、時間についての規則、及びその他の条件に服さねばならない。

第75条 上記構内、及び労働の場所、及び宿泊所の5料の距離の範囲内においては刃物及び火器の販売、及び使用は禁止される。

第76条 商工、又は鉄道企業は、その食品店を賃貸し、又は入札に附することが出来ないものとする。

第77条 労働法第77条記載の補給雑貨店においては、販売は、原価に、管理及び目減りの費用の名目で10%迄を加算して行われるものとする。最低原価協定の有効に行われている企業の場合は例外とする。

第78条 補給雑貨店においては、1940年8月4日付政令第1条に記載されている生活必需品の販売は義務的とする。それらの商品は、国籍、又は階級の名目により何らの差別なく従業員、及び労働者に供給される。割当て制度が未だ存在する企業においてはその分配は、労働・衛生・社会保障省の定め方法に従って、家族の状態の差異によって行われる。

第79条 商工及び鉄道の企業の食品店は価格・衛生・重量及び寸法に関して労働検査官の監視を受ける。

## 第Ⅶ編 職業上の危険

### 第Ⅰ章 総 則

第80条 本編の規定は、機械を使用する農林開発に、機械化された部門において適用される。

第81条 他人の勘定により労働の実行、又は産業の運営を引受ける請負人の責任は、使用者の二次的責任を除外しない。

第82条 本編の規定からは、その生徒に関して収益の目的を行うものを除き、美術及び工芸の学校、職業又は工業学校は除外される。

第83条 災害の犠牲者又は補償を受ける権利を有する者は、使用者の責任の外に事故を引き起した第三者に、一般法の規定に従って蒙った損害について補償を請求することが出来るものとする。本来に従って第三者から取得せられる補償は、事故を引き起した第三者が支払の義務を有する分だけ使用者からその責任を免かれしめる。使用者は、第三者に己に支払った金額の返還を催告することが出来る。

第84条 労働災害又は職業病による一切の清算は、それが有効なるためには労働検査官及び之を欠くときは、その場所の行政官憲の面前において正確に行われねばならない。

#### 労働事故の告発

第85条 すべての労働事故は、事故を知ったときから数えて有効24時間の期間内に、使用者又はその代表者又は労働の管理運営、又は看視を担当する従業員によって労働裁判官、又は事故の発生した地方の最寄りの警察に通告されねばならない。全様に犠牲者は、場合に応じ事故の発生を使用者、又は上記の官憲に報告する義務を有する。この通告は暫定的に電話・電報又はその他の手段で行うことが出来るものとし、出来るだけ短期間内に本細則の要求する一切の証拠を揃えて、之を確認せねばならない。その



ため1日につき30軒の距離の限界を採用する。

第86条 通告は、少くとも次の詳細を内容とせねばならない。

1. 使用者又は之を代表する者の姓名、及び住所
2. 事故の発生した場所の正確な表示
3. 犠牲者の姓名、住所、または居住の場所を表示する
4. 勤務年限
5. 事故を目撃した、又は之を知った証人の姓名及び住所
6. 犠牲者の給与又は俸給

可能なる限り、次の情報を添付する。

- 1) 犠牲者の年齢及び民法上の身分
- 2) 事故の物的原因、及びその発生した時間及び情況
- 3) 蒙った傷の種類、及びその起り得る結果
- 4) 犠牲者を治療した医師の証明書
- 5) 保険会社の名前

第87条 通告受付後、官憲は、即刻に報告作成の手段を行い、同報告は可能を限り事故の発生した場所、及び犠牲者が報告のため出頭することが出来ないときは、その所在する場所において作成される。この目的のため官憲は、使用者又はその代理人及び事故の目撃者2名、又は最初に事故の発生を知った者の出頭を要求することが出来るものとする。

第88条 上記の報告は、労働官憲が自ら事故を確認することが不可能な場合には最寄りの警察官憲に委嘱することが出来るものとする。

## 第Ⅱ章 無能力の程度、及び当該補償

### I 無能力の程度

第89条 絶体的、かつ恒久的無能力とは犠牲者をして、決定的にあらゆる種類の労働を不可能ならしめるものである。次のものは、かかる無能力と

みなされる。

- a) 上部2肢体，下部2肢体，上部1肢体及び下部2肢体の重要部分の全部，又は1部喪失，この目的のため重要部分とは手及び足と考えられる。
- b) 前項記載の4肢の欠損に等しい結果を来す運動器関の機能障害
- c) 両眼の喪失（これは視力の喪失又は器関の無力化を意味する）
- d) 1眼の喪失で他の眼の視力の重大減少を伴うもの
- e) 治療し難い癡狂
- f) 直接又は間接に機械，又は工具の機械的作動によって生ぜしめられた，かつ治療不能とみなされた脳，循環器，及び呼吸器の器官上の又は機能上の障害
- g) 夫々部分的無能力から構成される2つ又はそれ以上の障害の集合したもので，これらを合わせて評価したとき，その結果は絶体的無能力に等しいものとみなされ得るもの。

第90条 6日を下らない・1年を超えない期間・犠牲者にあらゆる種類の労働を全く不可能ならしめるものは，一時的な絶体的無能力である。

第91条 労働能力の部分的な，併し決定的低減を来すものは部分的，かつ絶体的な無能力である。次のものは，当該補償の決定をもたらす。

#### 事 故

- a) その全部又はその重要部分において右上肢の喪失又は不具，かかる場合とみなされるものは手，手指の全部，親指が残っている場合も含む。

第2指骨全部の喪失 100%

犠牲者が左利きの場合に，この割合は左上肢の喪失又は不具に適用される。

- b) その全部又はその重要部分において左上肢の喪失，又は不具。手掌手指の全部の喪失又は不具 80%

- c) 手指全部の不具  
右親指 40%

左親指	30%
右人さし指	25%
左人さし指	20%
中指	9%
薬指	9%
小指	13%

- d) その全部又は重要部分において下肢の1本の喪失、及び足部において支持及び進行に不可欠の部分とみなされる。 100%
- e) 足部の全部喪失又は不具 90%
- f) 1眼又は視力の喪失 50%
- g) 全くのつんぼ 50%
- h) 単純な脱腸 15%
- i) 二重脱腸 30%

第92条 6日を下らない、6箇月を超えない期間中犠牲者としてその職業又は常習的労働を再開することを不可能ならしめるものは、部分的な一時的な無能力である。

## II 補償

第93条 医師、薬剤師及び病院による治療及び葬儀の費用の外に、使用者は、犠牲者に及び労働の事故又は職業病によるその死亡の場合には、権利を有する者に以下に記載された現金による補償を支払う義務を有する。

第94条 死亡の場合には、補償は月30日の計算で2年間の給与に等しい額とし、1回に限り支払われる。

第95条 絶体的な恒久無能力の場合には、1度に払い得る補償は月30日の計算で2年間の給与に等しいものとする。

第96条 絶体的な一時的無能力の場合には、補償はそれが1年を超えない

ときに限り、補償は無能力の継続する期間の給与全額に等しいものとする。1年を超えるときは絶体的、かつ恒久的とみなされ、この名目で補償せられ、決定的判定の日迄に支払われた給料を差引くものとする。

第97条 部分的な恒久的な無能力の場合には、最高補償は給料18箇月とする。本細則第91条に定められた比率を基準とした金額である。

判定されていない部分的な恒久的な無能力は、無能力が上記表に示されている器官を冒すときは、上記の価格表に出来るだけ従って評価される。その他の場合のため及び当事者に意見の一致を欠くときは、労働裁判官は顧問医師の判定をもって之を決定する。

第98条 部分的な一時的無能力の場合には、補償は6箇月を超えないときに限り、無能力の継続する期間の給料全額に等しいものとする。6箇月を超えるときは部分的、かつ恒久的とみなされ、この名目で補償せられ決定的判定の日迄支払われた給料を差引くものとする。

第99条 補償は事故又は疾病発生の日に先立つ過去90日間に受取られた平均給料を基準に、労働法第91条に従って計算される。勤務期間が少ないときは、労働日数の平均をとる。

第100条 労働法の適用上、給料の保証し得る最高額は1日につき80ポリピアノス、及び1年につき24,000ポリピアノスと定められる。この数字を超える給料の労働者は、全数字と全額以上の補償をうける権利を有しないものとする。

第101条 いかなる場合においても、法定補償は法定最低賃金以下の給料に基づいて計算されることがない。この最低賃金に基づいて、少額の給料を受取るすべての見習いに該当する補償が調整される。最低賃金が制定される迄、見習いに対する補償は毎日15ポリピアノスの基礎の上で定められる。より高額な慣例上の給料が存在するときは、この給料が上記目的のため考慮される。

第102条 補償は、直接既婚の婦人たる被災者に支払われ、その与えられ

る精算は有効とする。未成年者は、その両親又は法定代理人の介入を要する。

### 第三章 年間賞与、及び医療

第103条 労働災害の場合に、使用者の即刻の義務は犠牲者に医師、及び薬剤師の援助を提供することである。

第104条 事故発生後之を目撃した者又は最初に之を知った者は、上記の使用者の義務とは別に、遅滞なく最寄の診療所に救護を求めねばならない。

第105条 労働の場所において適当な条件を具えた医師、及び薬剤師の治療をうけることが出来ないときは、使用者はその費用でその状態の許す限り、その治療を行うことの出来る部落、病院又は最寄りの場所に労働者を移動せしめるものとする。

第106条 犠牲者に与えられねばならない援護は医師及び外科の治療、薬剤及び一般的には整形外科設備、及び治療の成功を保証するため、又は負傷の結果を緩和するため処方された治療に必要なあらゆる臨床手段、又は援護を含むものとする。

第107条 医師及び薬剤師の援護は、犠牲者が労働に復帰する状態に至る迄、又は恒久的無能力と判定される迄与えられねばならない。

第108条 被災者が命ぜられた治療を続けることを拒み、又はその治療を故意に妨げるときは、使用者は労働裁判官にあらゆる補償の支払いと医師の治療の停止を請求することが出来るものとする。

第109条 被災者が企業に属さない病院で治療を受けるときは、支払部門において、専門医に支払うべき費用及び治療の補足的援助は使用者の勘定とする。

第110条 事情の如何を問わず労働事故の犠牲者を治療する医師は、適当な時機に次の証明書を発行する義務を有する。

- 1) 事故発生後直ちに労働能力を有し、無能力でないことの証明
- 2) 治療を受けたのち、労働復帰の能力あること又は決定的な無能力の判定の証明
- 3) 死亡の場合、死亡証明書

第111条 無能力判定の効力上、犠牲者の診察は企業の指定する医師又は場合により保険及び労働貯蓄金庫によって行われる。企業の医師の証明は、保険会社が労働の場所において固有の医師を有しないときは、保険会社に対する十分証拠となる。

犠牲者が診察の結果に満足しないときは、自己側から指定した医師による診断を受けることが出来るものとする。意見の一致をみないときは、労働裁判官は顧問医師にその解消診断を委嘱する。

#### 第IV章 職業病

第112条 職業病は、補償されるためには、次の要件を具備せねばならない。

- a) 本細則に記載されていること
- b) 労働者が労働に就く前に之にかかっていたいなかったこと、この事は入社  
の医師の証明書によって証明される
- c) 犠牲者の労働の種類的作用により、又はその発生の前年中に行った労働条件の結果罷病した事。このことは医師の報告によって証明せられ証人による立証は禁止される。

第113条 労働法第83条の適用上、補証はその働いた期間に関して、最近年にその労働者の役務を利用した使用者達の間で按分比例される。争議の場合の訴訟は責任ある使用者全部に一括提起される。

第114条 次の疾病のみが補償をうける権利を与える。異なる形式の肺炎、例えば珪肺、炭疽病、石灰病、ビシノシス、タバコ中毒、鉛中毒、水銀中

毒，銅中毒，硫化炭素中毒，炭化水素中毒，磷中毒，アンモニア眼炎，職業上の皮膚病，炭疽病，肺硬結，腎臓炎，肺炎。慢性気管支炎は部分的無能力とする。

## 第V章 その他の期定

第115条 使用者は，労働に就く際にその費用で労働者に医師の検査を受けさせる義務を有し，夫々の証明書に労働者の有している障害及び病気を明記せねばならない。この証明書は4通に作成され，第1通は労働者に，第2通は労働裁判官に，第3通は保険労働貯蓄金庫に及び最後の1通は使用者に交付される。企業から交付された証明書に不満の労働者はその交付後，次の30日以内に労働裁判所に企業に属さない他の医師の署名した証明書を副えて判定を請求することが出来るものとする。請求が行われたときは，労働裁判官は顧問医師による労働者の診察を行うことを命ずるものとする。

第116条 労働法第73条に包含されていない，従って医師の恒久的サービスを有しない企業又は工場は，入社の際の医師の検査を行うため労働者就職の日から数えて30日の猶余期間を有するものとする。この場合において，かかる証明書は，この期間中に発生し得る労働の事故に対して要求せられないものとする。

第117条 以上に規定された条件において発生された入社の際の医師の証明書は，その反証を認めない。

第118条 第115条記載の医師の検査を受けなかった場合には，労働者は良好な健康状態にあるものと推定せられ，その反証は認められない。

## 第Ⅷ編 職業上の危険の強制保険

第119条 社会保険が制度化され次第、企業は法律の指定する金庫に法律の定める割合において、各種の保険をかけるために使用される特別分担金を拠出すものとする。

## 第Ⅸ編 労働者、及び使用者の団体

第120条 労働者及び全一企業、職業、又は工芸、又は企業、全種の職業又は工芸、又は関連事業の使用者群を労働組合、又は同業組合に結社する権利は認められる。

第121条 労働組合の組合員たる資格は全く個人的なものであって、従って移転することも譲渡することも、又代理させることも出来ないものとする。

第122条 既婚の労働者は労働組合に加入し、及びその運営に寄与するための配偶者の許可を要しない。

第123条 その所属する企業、工業又は職業上の基盤となっている職業、又は工芸においても6箇月以上に亘り労働を中止した労働者は、組合員の資格を喪失する。

第124条 労働組合は、政府が之に法人格を附与して発令する関令の日付から合法的に成立したものとみなされる。

第125条 前記の目的のため労働省に対して次の書類の認証与しを添付して、夫々の願書を提出するものとする。

a) 設立議事録

b) 定款全文の2通

c) 定款承認の議事録

d) 承認を求める者の法人格を立証する議事録、又は委任状



e) 執行部の名簿

f) 組合員の名簿

第126条 認知は予め労働検査局、及び国家検察官の報告を徴して行われる。

第127条 すべての労働組合は、その法人格取得後労働検査局に発録し、全局はその目的のため特別登録を具えるものとする。全局によって発給せられた証明書は、労働組合の合法的存在を証明するため使用される。

第128条 定款の変更は、全様の手続きに従い、その願書には定款1通の外変更が決議された大会の認証された議事録を添付せねばならない。

第129条 労働組合、その連合会又は全盟の解散は、次の場合に政府が之を決定することが出来るものとする。

a) 労働法、本施行細則又はその定款の規定の違反が証明されたとき

b) 1年以上に亘って活動が中止されたとき

第130条 組合員が法人の取消しを請求するときは、その提起は決議の行われた大会議事録の認証した写しを添付して労働省に対して行われる。

第131条 解散の場合には、組合資産は6箇月の期間内に清算せられ、その財産は定款の指定する目的に当てられる。

この点に関して明白な決定を欠くときは組合の債務を支払ったのち、資産及び現金を供出した企業に返還せられ、残金は全一企業内又は組合が住所を置いた場所、地方又は県内で教育施設、社会福祉及びスポーツの奨励に投資されるものとする。この投資は労働省によって承認されるものとする。

第132条 労働組合の解散を宣言する閣令は、定款がこの点について何ら規定していないときは、1人又はそれ以上の清算人を任命するものとする。

第133条 労働組合は、その共通の利益のため連合会又は全盟を組織することが出来る。

第134条 連合会又は全盟は、労働組合に対して規定されたと同じ条件で

法人格を取得することが出来、その場合にはそれと全様の権利を享受し、さらに加盟組合を代表する権利を有する。

第135条 連合会又は全盟の解散は、労働組合に規定されたと全様の場合に行うことが出来るものとする。但し、加盟組合の解散は当該決議に明示しない限り発生しないものとする。

第136条 労働組合は、次の目的の何れかを追求することが出来るものとする。

- 1) 団体労働契約を締結し、及びそれに基づく権利を擁護し、規定された義務を履行し及び履行せしめること
- 2) 個人労働契約から発生する権利の行使において組合員を代表すること
- 3) 団体争議において、特に和解及び仲裁審において組合員を代表すること
- 4) 失業保険、相互援助金庫、職業紹介所、社会霊廟、職業再訓練所及び一般的にあらゆる協力、及び保障サービスの創設
- 5) 講習所の設置及び初等、工業又は職業学校及び大衆図書館の設置
- 6) 信用、消費又は生産の協同組合の設立。但し、企業会社が製造しているものと異なる商品のみを製造し得るものとする。
- 7) 組合員の共通の経済的利益を代表すること
- 8) 一般に組合員の同意する、又は組合定款に規定された文化、団結、協同及び社会保障の目的を行うこと

第137条 労働組合には上記の目的と異なる目的に従事し、並びに憲法及び法律によって保証された形式における個人の自由、労働の自由及び産業の自由を害するが如き行為を行うことは禁止される。

第138条 あらゆる種類の労働組合、連合会及び全盟は責任ある執行部によって運営せられ、その執行部員は次の要件を具備せねばならない。

- 1) 21歳を有すること
- 2) ポリビア人であること

3) 読み、書きの出来ること

4) 裁判所によって体刑に処せられたことのないこと、有罪の判決を有しないこと

5) 義務的兵役法を履行したこと、又は合法的に免除されたこと

第139条 労働組合の執行部の職務は無給とする。

第140条 すべての労働組合は義務的に次の帳簿を具えるものとする。

a) 組合員名簿

b) 議事録

c) 収支計算台帳

d) 文書綴、及び通信簿

第141条 労働組合の資産は、次のものから成る。

a) 総会が定款に従ってその組合員を課する組合費

b) 総会がその組合員、労働者又は第三者に課する寄附金

c) 労働組合財産の賃貸料

d) 定款に従って組合員に適用される罰金

第142条 労働組合は、あらゆる種類の財産を取得し、及び維持することが出来るものとする。

第143条 労働組合の資金は、組合を構成する労働者に属しない。たとえ職員が変わっても組合の所有物である。

第144条 労働組合の資産の管理は執行部の任務とする。総会で承認せられた年次予算に計上された資金を除いて、資金の一切の投資は総会によって承認されねばならない。このことを金額及び支出の目的の議事録に明示しておかなければならない。

第145条 いかなる場合においても、労働組合の資金を定款に規定されたところと異なる目的、及び本施行細則において認められ目的と異なる目的に投資することが出来ないものとする。

第146条 労働組合の執行部員は、連帯してその資金管理につき責任を有

する。

第147条 職金の移動は、工場の見易き場所に掲示される月間報告を通じて衆知せしめられ、定款の規定する管理及び計理の方法に従う。

金庫の貸借対照表及び事業報告は少くとも毎年提出せられ、その写しは労働検査院に送付される。会計帳簿は検査院の請求ある度毎に全院に提出される。

会計系の交替の場合には、会計事務の引継は部分的貸借対照表を通じて行われ、その写しは労働検査官に送付される。

第148条 相互扶助及び社会保障事務に関連する資金は、そのサービスに使用する場合を除き差押え不能とする。

第149条 団体争議は、一部又は全部、企業、工場又は作業の要員に及ぶことが出来るものとし、法律規定の適用は、かかる場合には争議によって影響をうける労働者に限定されるものと了解される。

第150条 団体争議が開始されたときから、いかなる労働者も又は従業員も、企業の財産又は家屋に対して悪事を企て、又は怠業行為を行う場合を除いてその労働から停職されることがない、又企業内の作業を中止せしめられることもないものとする。

第151条 労働法第106条記載の抗議書の提出は、使用者が労働者から行われた抗議を一部又は全部拒否したのち、又は双方の合意によって延長し得る10日の期間内に回答しなかった後でなければ受理されない。抗議書の提出は、少くとも関係者4分の3が出席する総会で多数決により決定される。

第152条 抗議書は次の内容を包含するものとする。

- a) 日付
- b) 請願の詳細
- c) 影響をうける職員
- d) 職員を代表する代理人の姓名
- e) これらの者の署名

抗議書には、前条後段記載の総合議事録1通を添付する。

第153条 労働法第107条記載の代表者は、21歳以上の男女の労働者でなければならない。いかなる場合でも、争議の影響をうける企業、工場又は作業に関係のない者は代表者として行動することが出来ないものとする。

第154条 和解委員会は、和解の同意が得られる場合であろうと、又はその不可能なことが明らかになった場合であろうとを問わず、同じ会議においてその委員によって署名された議事録を作成し、争議の原因を發表し、争議の写しを添付する。

第155条 和解が全部又は一部において決定的に失敗したときは、争議は労働法第110条第2段に記載された仲裁々判所に移される。

第156条 仲裁々判所は、その判事全部の出席をもつて職分を課す。判事の内ある者が病気又はその他のこれを妨げる正当な理由により3日以上に亘り欠席するときは、この期間満了の24時間以内に該当者により之を替える手続を行うものとする。

第157条 仲裁判決は多数決によって下され、その決定する期間は当事者に義務的とし、この期間は次の場合に6箇月以下であってはならない。

- a) 争議が公共サービスに影響するとき
- b) 政府が特別政令で之を決定するとき
- c) 当事者が之について決定したとき

第158条 直接協定によると、和解によると又は仲裁々判所によるとを問

わず、協定の有効期間中には合意又は判決の対象となった全一案件について団体争議を開始することが出来ないものとする。

第159条 和解及び仲裁工作が失敗したとき、労働者はストライキを、使用者は工場又は事業所の閉鎖又はロック・アウトを宣言することは出来ないものとする。但し、その決議が夫々労働者又は関係使用者の少くとも4分の3によって採択されることを条件とする。

第160条 団体契約の期間が約定されているときは、全契約の廃棄のための期間の満了以前にストライキ、又はロック・アウトを宣言することは出来ないものとする。

第161条 ストライキ宣言後、労働者は組合員又は職員の残りの者にストライキの進展を通知し、及び使用者及びストライキ中の職員間に仲介人として行動することを任務とする責任あるストライキ委員会の成立を労働検査局に通知する。

第162条 ストライキは、単に労働の平穏な停止を意味する。従って次の事例は、労働及び産業の自由に対する犯罪を構成する。

- a) 使用者、労働組合又は連合会による労働者に対して行われる脅迫の手段による圧迫
  - b) 資材、機器、労働の生産物又は商品を破壊し、又は破壊せんとする、又はその価値を減少し、又は損亡を来すが如き一切の行為。
- これらの犯罪は、刑法に従って罰せられる。

第163条 その施行細則の制定せられる法律から発生する訴訟及び権利は、

それらが発生した日から2年の期間内に消滅する。職業上の危険の場合には期限は事故が発生した、又は労働者が職業病に強いられて労働を放棄した日から計算される。

第164条 時効は、民法に従って後見又は財産管理の下におかれた者でない限り、18歳以下の未成年者、又は精神的無能力の状態にある者に対して適用されたい。又、戦時に兵役に編入せられた労働者にも適用されない。

第165条 労働法の規定に対する違反は、企業の重要性及び違反の重大性に従って100乃至5,000ポリピアノスの罰金をもって罰せられる。再犯の場合には、罰金は倍加せられ、及び計理の干渉及び事業所の閉鎖迄課せられる。制裁を課することは、1939年1月18日付政令に規定された手続に従って行われる。

本施行細則に反する政令及び細則は廃止される。

# LEY GENERAL DEL TRABAJO

LEY DE 8 DE DICIEMBRE DE 1942

**Art. 1o.**— Mientras el Congreso Nacional, estudie y apruebe el Código del Trabajo se eleva a categoría de Ley el Decreto Supremo de 24 de mayo de 1939, con las siguientes modificaciones:

El Art. 13 de la Ley dirá:

“Cuando fuere retirado el empleado u obrero por causal ajena a su voluntad, el patrono estará obligado, independientemente del desahucio, a indemnizarle por tiempo de servicio, con la suma equivalente a un mes de sueldo o salario por cada año de trabajo continuo; y si los servicios no alcanzaren a un año en forma proporcional a los meses trabajados, descontando los tres primeros meses, que se reputan de prueba, (\*) excepto en los contratos de trabajo por tiempo determinado que no sufrirán ningún descuento de tiempo. Se reputa como período de prueba sólo al que corresponde al inicial de los primeros tres meses, mas no a los subsiguientes que resulten en virtud de renovación o prórroga. Si el empleado tuviere más de 15 años de servicios y el obrero más de ocho años, percibirán la indicada indemnización aunque se retirasen voluntariamente”.

Conc.: Arts. 4o., 5o., 6o. y 7o. de D.R. de 19 de abril de 1949.  
Mod. por el Art. 2o. de L. de 21 de diciembre de 1948.

El Art. 91 dirá:

“La indemnización se calculará sobre la base del salario que resulte del promedio ganado en los últimos noventa días precedentes al día del accidente o aquel en que se declaró la enfermedad”.

Mod. por D.S. No. 1079 de 10 de marzo de 1948, elevado a L. en 26 de octubre de 1949.  
Conc.: Arts. 99, 100, 101 y 102 del D.R. de L.G.T.  
Arts.: 27 al 33 y 39 al 41 del Código de S. Social.

**Art. 2o.**— Se exceptúa a los trabajadores ferroviarios y tranviarios de la prohibición que establece el Art. 118 de dicho Decreto.

## LEY GENERAL DEL TRABAJO

DECRETO SUPREMO DE 24 DE MAYO DE 1939

### TITULO I

#### DISPOSICIONES GENERALES

**Art. 1o.**— La presente ley determina con carácter general los derechos y obligaciones emergentes del trabajo, con excepción del agrícola que será objeto de disposición especial. Se aplica también, a las explotaciones del Estado o cualquiera asociación pública o privada, aunque no persiga fines de lucro, salvo las excepciones que se determinen.

D.S. No. 3256 de 28 de noviembre de 1952.  
D.S. No. 2907 de 20 de diciembre de 1951.  
Conc.: Art. 1o. del D.R. de L.G.T.

(\*) Mod. por L. de 23 de noviembre de 1944, que determina computar el tiempo de servicios desde el primer día.



**Art. 2o.**— Patrono es la persona natural o jurídica que proporciona trabajo, por cuenta propia o ajena, para la ejecución o explotación de una obra o empresa. Empleado y obrero es el que trabaja por cuenta ajena. Se distingue el primero por prestar servicios en tal carácter; o por trabajar en oficina con horario y condiciones especiales, desarrollando un esfuerzo predominantemente intelectual. Quedan comprendidos en esta categoría de empleados, todos los trabajadores favorecidos por leyes especiales. Se caracteriza el obrero por prestar servicios de índole material o manual, comprendiéndose en ésta categoría, también al que prepara o vigila al trabajo de otros obreros, tales como capataces y vigilantes.

Conc.: Arts.: 2o., 3o. y 4o. del D.R. de L.G.T.  
Inc. a) y b) del Art. 13 del Código de Seguridad Social.

**Art. 3o.**— En ninguna empresa o establecimiento, el número de trabajadores extranjeros podrá exceder del 15% del total y comprenderá exclusivamente a técnicos. El personal femenino tampoco podrá pasar del 45%, en las empresas o establecimientos que, por su índole, no requieran usar del trabajo de éstas en una mayor proporción. Se requiere ser de nacionalidad boliviana para desempeñar las funciones de Director, Administrador, Consejero y Representante en las instituciones del Estado, y en las particulares cuya actividad se relacione directamente con los intereses del Estado, particularmente en el orden económico y financiero.

Conc.: D.S. de 2 de febrero de 1937.

**Art. 4o.**— Los derechos que ésta Ley reconoce a los trabajadores son irrenunciables, y será nula cualquier convención en contrario.

Conc.: Art. 131 de la Constitución Política.

## TITULO II

### DEL CONTRATO DEL TRABAJO

#### CAPITULO I

##### DISPOSICIONES GENERALES

**Art. 5o.**— El contrato de trabajo es individual o colectivo, según que se pacte entre un patrono o grupo de patronos y un empleado u obrero; o entre un patrono o asociación de patronos y un sindicato, federación o confederación de sindicatos de trabajadores.

Conc.: Art. 5o. del D.R. de L.G.T.  
Art. 128 de la Constitución Política.

**Art. 6o.**— El contrato de trabajo puede celebrarse verbalmente o por escrito, y su existencia se acreditará por todos los medios legales de prueba. Constituye la ley de las partes, siempre que haya sido legalmente constituido, y, a falta de estipulaciones expresas, será interpretado por los usos y costumbres de la localidad.

Conc.: Arts.: 6o., 7o., 14, 15 y 16 del D.R. de L.G.T.  
Arts.: 144 y 145 del D.L. No. 3463 de 2 de agosto de 1953.

**Art. 7o.**— Si el contrato no determina el servicio a prestarse, el trabajador estará obligado a desempeñar el que corresponde a su estado y condición, dentro del género de trabajo que forme el objeto de la empresa.

**Art. 8o.**— Los mayores de 18 y menores de 21, podrán pactar contratos de trabajo, salvo oposición expresa de sus padres o tutores; los mayores de 14 y me-

nores de 18 requerirán la autorización de aquellos, y en su defecto, la del Inspector del Trabajo.

**Art. 9o.**— Si se contrata al trabajador para servicios en lugar distinto al de su residencia, al patrono sufragará los gastos razonables de viaje y retorno. Si prefriere cambiar de residencia, el patrono cumplirá su obligación en la misma medida. En caso de disidencia sobre el monto de los gastos, hará la fijación el Inspector del Trabajo. No se entiende la obligación antes prescrita, si el contrato fenece por voluntad del trabajador o por su culpa o por común acuerdo, salvo estipulación en contrario.

Conc.: D.S. No. 2340 de 11 de enero de 1951.

**Art. 10.**— Cuando el trabajo se verifique en lugar que diste más de dos kilómetros de la residencia del trabajador, el Estado podrá, mediante resoluciones especiales, imponer a los patronos la obligación del traslado.

**Art. 11.**— La sustitución de patronos no afecta la validez de los contratos existentes; para sus efectos, el sustituido será responsable solidario del sucesor hasta seis meses después de la transferencia.

**Art. 12.**— El contrato podrá pactarse por tiempo indefinido, cierto tiempo o realización de obra o servicio. En el primer caso, ninguna de las partes podrá rescindirle sin previo aviso a la otra, conforme a las siguientes reglas:

- 1) Tratándose de contratos con obreros, con una semana de anticipación, después de un mes de trabajo ininterrumpido; con 15 días, después de 6 meses y con 30, después de un año.
- 2) Tratándose de contratos con empleados, con 30 días de anticipación por el empleado, y con 90 por el patrono, después de 3 meses de trabajo ininterrumpido. La parte que omitiere el aviso, abonará una suma equivalente al sueldo o salario de los períodos establecidos.

**Art. 13.**— Cuando fuere retirado el empleado u obrero por causal ajena a su voluntad, el patrono estará obligado, independientemente del desahucio, a indemnizarle por tiempo de servicios, con la suma equivalente a un mes de sueldo o salario por cada año de trabajo continuo y si los servicios no alcanzaren a un año, en forma proporcional a los meses trabajados, descontando los tres primeros que se reputan de prueba. Si el trabajador tuviere más de ocho años de servicios, percibirá la indicada indemnización, aunque se retire voluntariamente.

Modificado por Ley de 23 de noviembre de 1944, que determina computar, el tiempo de servicios, desde el primer día de trabajo.

Conc.: Art. 8o. del D.R. de L.G.T.

**Art. 14.**— En caso de cesación de servicios por quiebra o pérdida comprobada, la indemnización se reducirá a la mitad y el crédito del obrero gozará de prelación conforme a la ley civil.

Conc.: Arts.: 11 y 13 del D.R. de L.G.T.  
D.S. No. 3642 de 11 de febrero de 1954.

**Art. 15.**— Procede también el pago de indemnización en caso de clausura por liquidación o muerte del propietario. En éste último caso, la obligación recaerá sobre los herederos.

Conc.: Art. 405 y sig. del C.C.

**Art. 16.**— No habrá lugar a desahucio ni indemnización cuando exista una de las siguientes causales:

- a) Perjuicio material causado con intención en los instrumentos de trabajo;

- b) Revelación de secretos industriales;
- c) Omisiones o imprudencias que afecten a la seguridad o higiene industrial;
- d) Inasistencia injustificada de más de tres días.

(Derogado por Art. 2o. de la L. de 23 de noviembre de 1944).

- e) Incumplimiento total o parcial del convenio;
- f) Retiro voluntario del trabajador;

(Derogado por Art. 2o. de la L. de 23 de noviembre de 1944).

- g) Robo o hurto por el trabajador.

Conc.: Art. 9o. del D.R. de L.G.T.

**Art. 17.—** El contrato a plazo fijo podrá rescindirse por cualesquiera de las causas indicadas en el artículo anterior, y caso distinto, se estará a lo dispuesto por el artículo 13.

**Art. 18.—** En caso de conflicto colectivo, y siempre que se hubiera llenado las disposiciones contenidas en el capítulo pertinente de ésta ley, no se requerirá el aviso previo en la forma estatuida.

Conc.: Art. 10 del D.R. de L.G.T.

**Art. 19.—** El cálculo de la indemnización se hará tomando en cuenta el término medio de los sueldos o salarios de los tres últimos meses.

Conc.: L. de 9 de noviembre de 1940.  
L. de 18 de noviembre de 1947.  
D.S. de 5 de julio de 1948.  
D.S. de 11 de febrero de 1954.

**Art. 20.—** Para los efectos de éste capítulo, el tiempo de servicios de los obreros se computará a partir de la promulgación de la presente ley. Los empleados quedan sometidos a las disposiciones vigentes.

Conc.: Art. 12 del D.R. de L.G.T.  
Mod. por L. de 23 de noviembre de 1944.  
L. de 20 de diciembre de 1948.

**Art. 21.—** En los contratos a plazo fijo se entenderá existir reconducción si el trabajador continua sirviendo vencido el término del convenio.

**Art. 22.—** El contrato de trabajo requiere, para alcanzar eficacia jurídica, ser refrendado por la autoridad del Trabajo o la Administrativa en defecto de aquella.

Conc.: Art. 84 del D.R. de L.G.T.

## CAPITULO II

### DEL CONTRATO COLECTIVO

**Art. 23.—** El contrato colectivo no sólo obliga a quienes la han celebrado, sino a los obreros que, después se adhieran a él por escrito, y a quienes posteriormente ingresen al sindicato contratante.

Conc.: Art. 28 de la Constitución Política.  
Arts.: 17 y 18 del D.R. de la L.G.T.

**Art. 24.—** En el contrato colectivo se indicará: las profesiones, oficios o especialidades; la fecha en que el contrato entrará en vigor; su duración y las condiciones de prórroga, rescisión y terminación.

**Art. 25.**— Las estipulaciones del contrato colectivo se considerarán parte integrante de los contratos individuales de trabajo.

**Art. 26.**— El sindicato contratante es responsable de las obligaciones de cada uno de sus afiliados y tendrá acción por éstos sin necesidad de expreso mandato. El patrimonio sindical garantiza sus obligaciones. En caso de disolución, dicho patrimonio continuará afectado a las responsabilidades emergentes.

Conc.: Arts.: 19 y 20 del D.R. de L.G.T.

**Art. 27.**— El patrono que emplee trabajadores afiliados a asociaciones de trabajadores, estará obligado a celebrar con ellas contratos colectivos de trabajo cuando lo soliciten.

### CAPITULO III

#### EL CONTRATO DE APRENDIZAJE

**Art. 28.**— El contrato de aprendizaje es aquel en virtud del cual el patrono se obliga a enseñar practicamente, por sí o por otro, un oficio o industria, utilizando el trabajo del que aprende, con o sin retribución, y por tiempo fijo que no podrá exceder de dos años. Se comprende el aprendizaje del comercio y de las faenas que utilicen motores mecánicos.

**Art. 29.**— El contrato de aprendizaje se celebrará por escrito. En él sólo se presume la mútua prestación de servicios; la remuneración y demás modalidades del contrato se estipularán expresamente.

Conc.: Arts.: 21 y 22 de D.R. de L.G.T.

**Art. 30.**— El patrono estará obligado a conceder al aprendiz las horas necesarias para su concurrencia a la escuela. En caso de accidente o enfermedad del aprendiz, dará aviso a sus representantes legales, sin perjuicio de prestarle las primeras atenciones médicas.

Conc.: Art. 157 de la Constitución Política.

### CAPITULO IV

#### DEL CONTRATO DE ENGANCHE

**Art. 31.**— El contrato de enganche es el que tiene por objeto la contratación de trabajadores, por persona distinta del patrono, para faenas que generalmente deben cumplirse lejos de su residencia habitual. Sólo el Estado podrá en lo sucesivo actuar como intermediario entre patronos y trabajadores, organizando servicios gratuitos de enganche. El traslado de los trabajadores se hará conforme a lo que determina el Art. 9o. de ésta Ley.

Conc.: Arts. 23 del D.R. de L.G.T.

L. de 16 de noviembre de 1896.

D.R. de 25 de febrero de 1897.

L. de 31 de octubre de 1910.

L. de 20 de noviembre de 1924.

D.S. No. 288 de 4 de abril de 1945.

D.S. de 20 de septiembre de 1935.

D.S. No. 2340 de 11 de enero de 1951.

D.S. No. 3566 de 27 de noviembre de 1953.

## TITULO III

## DE CIERTAS CLASES DE TRABAJO

## CAPITULO I

## DEL TRABAJO A DOMICILIO

**Art. 32.**— Se entiende por trabajo a domicilio, el que se realiza por cuenta ajena y con remuneración determinada, en el lugar de residencia del trabajador, en su taller doméstico o en el domicilio del patrono. Se encuentran comprendidos dentro de ésta definición: 1o.— Los que trabajan aisladamente o formando taller de familia en su domicilio, a destajo por cuenta de un patrono. Taller de familia es el formado por parientes del jefe de la misma que habitualmente viven en él; 2o.— Los que trabajan en compañía por cuenta de un patrono, a partir de ganancias y en el domicilio de uno de ellos; 3o.— Los que trabajan a jornal, tarea o destajo en el domicilio de un patrono. No se considera trabajo a domicilio el que se realiza directamente para el público.

Conc.: Arts.: 24 y 25 del D.R. de L.G.T.

Arts.: 7 y 26 del D.S. No. 3691 de 3 de abril de 1954.  
V: L. de 30 de diciembre de 1948.

**Art. 33.**— Todo patrono comprendido en éste capítulo, se inscribirá en la Inspección del Trabajo, comunicando la nómina de los trabajadores que ocupa. Llevará un registro especial de los trabajos que encomiende y dará constancia al trabajador de los que reciba.

Conc.: Art. 2o. (2a. parte) del D.R. de la L.G.T.

**Art. 34.**— Las retribuciones serán canceladas por entregas de labor o por períodos de tiempo no mayores de una semana.

Conc.: Art. 26 del D.R. de la L.G.T.

**Art. 35.**— Cuando el trabajador entregue obras defectuosas o deteriore los materiales que le fueron confiados, podrá el patrono con autorización de la Inspección del Trabajo, retener hasta la quinta parte de los pagos semanales, hasta el pago de la indemnización.

## CAPITULO II

## DEL TRABAJO DOMESTICO

**Art. 36.**— El trabajo doméstico es el que se presta en forma continua y a un sólo patrono, en menesteres propios del servicio de un hogar. Puede contratarse verbalmente o por escrito, siendo ésta última forma obligatoria si el plazo excediera de un año, y requiriéndose, además, el Registro en la Policía de Seguridad.

R.M. de 19 de mayo de 1954.

**Art. 37.**— En los contratos por tiempo indeterminado, el doméstico podrá ser despedido con aviso previo de 15 días o una indemnización equivalente al salario de éste período, salvo que el despido se opere por causa del doméstico: hurto, robo, inmoralidad, enfermedad contagiosa, etc. Los domésticos no podrán retirarse sin aviso previo de 15 días, perdiendo si no lo hacen, el salario de dicho tiempo, salvo que mediaran malos tratamientos, injurias graves, ataques a la moral o enfermedad infecto-contagiosa.

Conc.: Arts.: 27 y 28 del D.R. de L.G.T.

**Art. 38.**— Los domésticos que hubieran prestado servicios sin interrupción por más de un año, en la misma casa, gozarán de una vacación anual de diez días con goce de salario íntegro.

V.— D.S. No. 3150 de 19 de agosto de 1932.

**Art. 39.**— Los domésticos no estarán sujetos a horario, acomodándose su trabajo a la naturaleza de la labor; pero deberán tener normalmente un descanso diario de 8 horas por lo menos, y de 6 horas un día de cada semana.

Conc.: Art. 46 de L.G.T. (2a. parte).

**Art. 40.**— En caso de enfermedad del doméstico, el patrono le proporcionará los primeros auxilios médicos y lo trasladará de su cuenta a un hospital.

## TITULO IV

### DE LAS CONDICIONES GENERALES DEL TRABAJO

#### CAPITULO I

##### DE LOS DIAS HABILES PARA EL TRABAJO

**Art. 41.**— Son días hábiles para el trabajo todos los del año, con excepción de los feriados, considerándose tales todos los domingos, los feriados civiles y los que así fueren declarados ocasionalmente, por leyes y decretos especiales.

Conc.: Art. 29 del D.R. de L.G.T.  
L. de 29 de diciembre de 1944.  
L. de 23 de noviembre de 1915.

**Art. 42.**— Durante los días feriados no podrán efectuarse trabajos de ninguna clase, aunque éstos sean de enseñanza profesional o beneficencia. Tratándose de centros alejados de las capitales, los feriados ocasionales podrán ser compensados con otro día de descanso.

Se exceptúa de la disposición precedente, el caso de empresas en que no pueda suspenderse el trabajo por razones de interés público o por la naturaleza misma de la labor. En éste caso, los trabajadores tendrán descanso de dos horas a la mitad del día feriado.

Conc. Arts.: 30, 31 y 32 del D.R. de L.G.T.  
R.M. de 17 de octubre de 1955 (médicos y enfermeras).

**Art. 43.**— Los días y horas de descanso se indicarán en las empresas mediante carteles especiales.

#### CAPITULO II

##### DE LOS DESCANSOS ANUALES

**Art. 44.**— Los empleados y obreros que tuvieren más de un año ininterrumpido de servicios, y menos de cinco, en una empresa, tendrán una semana de descanso anualmente; los que tuvieren más de cinco años y menos de diez, dos semanas; los que más de diez años y menos de veinte, tres semanas; y pasados los veinte, un mes.

Mod. por D.S. No. 3150 de 19 de agosto de 1932.

**Art. 45.**— Los trabajadores de empresas que, por su naturaleza, suspenden el trabajo en ciertas épocas del año, no gozarán de vacaciones, siempre que la interrupción no sea menos de 15 días y que durante ella perciban normalmente sus salarios.

Conc.: Arts.: 33 y 34 del D.R. de la L.G.T.

## CAPITULO III

## DE LA JORNADA DE TRABAJO

**Art. 46.**— La jornada efectiva del trabajo no excederá de 8 horas por día y de 48 por semana. La jornada de trabajo nocturno no excederá de 7 horas, entendiéndose por trabajo nocturno el que se practica entre horas 20 y 6 de la mañana. Se exceptúa de ésta disposición el trabajo de las empresas periodísticas, que están sometidas a reglamentación especial. La jornada para mujeres y menores de 18 años no excederá de 40 horas semanales diurnos.

Se exceptúan a los empleados u obreros que ocupen puestos de dirección, vigilancia o confianza, que trabajen discontinuamente, o que realicen labores que por su naturaleza no pueden someterse a jornadas de trabajo. En éstos casos tendrá una hora de descanso dentro del día, y no podrán trabajar más de 12 horas diarias.

Conc.: Art. 36 del D.R. de L.G.T.  
R.S. de 15 de enero de 1944 (Pág. 60).  
R.M. de 17 de octubre de 1953.

**Art. 47.**— Jornada efectiva de trabajo, es el tiempo durante el cual el trabajador está a disposición del patrono. La jornada de trabajo podrá elevarse en caso de fuerza mayor y en la medida indispensable.

Conc.: Arts.: 35, 37 y 38 del D.R. de L.G.T.

**Art. 48.**— Cuando el trabajo se efectúe por equipos, su duración podrá prolongarse más de ocho horas diarias y de las cuarenta y ocho semanales, siempre que el promedio de horas de trabajo en tres semanas, no exceda de la jornada máxima.

**Art. 49.**— La jornada ordinaria de trabajo deberá interrumpirse con uno o más descansos, cuya duración no sea inferior a 2 horas en total, sin que pueda trabajarse más de 5 horas continuas, en cada período.

**Art. 50.**— A petición del patrono, la Inspección del Trabajo podrá conceder permisos sobre horas extraordinarias hasta el máximo de 2 por día. No se considerarán horas extraordinarias las que el trabajador ocupe en subsanar sus errores.

**Art. 51.**— El patrono y sus trabajadores podrán acordar un descanso de medio día en la semana, excediendo en una hora el límite de jornada de los demás días, hasta totalizar 48 horas.

Ref.: D.S. No. 2534 de 10 de mayo de 1951 y D.S. No. 2813 de 12 de julio de 1951.

## CAPITULO IV

## DE LAS REMUNERACIONES

**Art. 52.**— Remuneración o salario es lo que percibe el empleado u obrero, en pago de su trabajo. No podrá convenirse salario inferior al mínimo, cuya fijación, según los ramos del trabajo y las zonas del país, se hará por el Ministerio del Trabajo. El salario es proporcional al trabajo, no pudiendo hacerse diferencias por sexos o nacionalidad.

Conc.: Arts.: 34, 39, 46 y 47 del D.R. de L.G.T.  
D.S. No. 3691 de 3 de abril de 1954.  
D.S. No. 3758 de 10 de junio de 1954.  
D.S. No. 3789 de 10 de julio de 1954.

**Art. 53.**— Los periodos de tiempo para pago de salario, no podrán exceder de 15 días, para obreros, y de un mes para empleados y domésticos. Los pagos se verificarán precisamente en moneda de curso legal, en día de trabajo y en el lugar de la faena, quedando prohibido hacerlo en lugares de recreo, venta de mercaderías o expendio de bebidas alcohólicas, salvo entrándose de trabajadores del establecimiento en que se haga el pago.

Conc.: Arts.: 26, 40, 42 y 43 del D.R. de L.G.T.

D.S. de 16 de agosto de 1928.

Art. 2o. de D.S. de 2 de junio de 1952.

**Art. 54.**— Los trabajadores de ambos sexos menores de 18 años y las mujeres casadas, recibirán válidamente sus salarios y tendrán su libre administración.

Conc.: Art. 44 y 45 del D.R. de L.G.T.

Art. 133 de la Constitución Política.

**Art. 55.**— Las horas extraordinarias y los días feriados se pagarán con el 100% de recargo; y el trabajo nocturno realizado en las mismas condiciones que el diurno con el 25 al 50%, según los casos.

Conc.: Art. 41 del D.R. de L.G.T.

D.S. No. 103 de 23 de mayo de 1944.

D.S. No. 90 de 21 de abril de 1944.

Art. 25 del D.S. No. 3691 de 3 de abril de 1954.

**Art. 56.**— Tratándose de obreros a destajo, el salario por días de descanso se establecerá sobre la base del salario medio durante el mes inmediato anterior al de las vacaciones.

## CAPITULO V

### DE LAS PRIMAS ANUALES

**Art. 57.**— Los patronos de empresas que hubieren obtenido utilidades al final del año, otorgarán a sus empleados y obreros una prima anual no inferior a un mes y a quince días de salario respectivamente, de acuerdo al sistema que establezca el Reglamento General del Trabajo.

Conc.: Arts.: 48, 49, 50 y 51 del D.R. de L.G.T.

L. de 25 de noviembre de 1941.

D.L. de 27 de diciembre de 1943.

L. de 18 de diciembre de 1944.

D.S. de 21 de diciembre de 1944.

L. de 22 de noviembre de 1945.

L. de 31 de mayo de 1947.

D.R. de 2 de octubre de 1947.

D.L. de 7 de marzo de 1952.

Art. 27 de D.S. de 3 de abril de 1954.

## CAPITULO VI

### DEL TRABAJO DE MUJERES Y MENORES

**Art. 58.**— Se prohíbe el trabajo de los menores de 14 años de uno y otro sexo, salvo el caso de aprendices. Los menores de 18 años no podrán contratarse para trabajos superiores a sus fuerzas o que puedan retardar su desarrollo físico normal.

Conc.: Art. 52 del D.R. de L.G.T.

Arts.: 18 al 20 del D.S. de 21 de septiembre de 1929.

D.S. de 18 de marzo de 1938.

1. 2o. del D.S. de 22 de enero de 1944.



**Art. 59.**— Se prohíbe el trabajo de mujeres y de menores en labores peligrosas, insalubres o pesadas, y en ocupaciones que perjudiquen su moralidad y buenas costumbres.

Conc.: Art. 53 del D.R. de L.G.T.

**Art. 60.**— Las mujeres y menores de 18 años, sólo podrán trabajar durante el día, exceptuando labores de enfermería, servicio doméstico y otras que se determinarán.

**Art. 61.**— Las mujeres embarazadas descansarán desde 15 días antes hasta 45 días después del alumbramiento, o hasta un tiempo mayor si como consecuencia sobrevinieren casos de enfermedad. Conservarán su derecho al empleo y percibirán el 50% de sus salarios. Durante la lactancia tendrán pequeños períodos de descanso al día, no inferiores en total a una hora.

Conc.: Arts.: 54 y 55 del D.R. de L.G.T.

Art. 23 al 26, 37 y 64 del Código de Seguridad Social.

Mod. por L. de 6 de diciembre de 1949, que prescribe 30 días antes y 30 días después de descanso con el 100% de sus haberes.

**Art. 62.**— Las empresas que ocupen más de 50 obreros, mantendrán salas cunas, conforme a los planes que se establezcan.

Conc.: Arts.: 56, 57 y 58 del D.R. de L.G.T.

**Art. 63.**— Los patronos que tengan a su servicio mujeres y niños tomarán todas las medidas conducentes a garantizar su salud física y comodidad en el trabajo. Todas las disposiciones de éste capítulo pueden ser definidas por acción pública y, particularmente, por las sociedades protectoras de la infancia y maternidad.

## CAPITULO VII

### DEL TRABAJO NOCTURNO EN PANADERIAS

**Art. 64.**— Las Inspecciones del Trabajo perseguirán la abolición paulatina del trabajo nocturno en las panaderías y establecimientos similares. Entretanto, dicho trabajo se efectuará por equipos de no más de una jornada normal cada uno.

Conc.: Art. 59 y 60 del D.R. de L.G.T.

D.S. No. 2944 de 30 de enero de 1952.

## CAPITULO VIII

### DE LOS ASCENSOS Y DE LA OBLIGATORIEDAD DE LA JUBILACION

**Art. 65.**— La vacancia producida en cualquier cargo será provista con el empleado u obrero inmediatamente inferior, siempre que reúna honorabilidad, competencia y antigüedad en el servicio. Esta disposición se aplicará sin distinción de sexos.

**Art. 66.**— Los empleados de Banco é instituciones de crédito que hubieren cumplido 60 años de edad y se encuentren comprendidos dentro de las condiciones determinadas por las disposiciones sobre jubilaciones, están obligados a acogerse a éste recurso, bajo la responsabilidad del patrón.

Ver Ley de 14 de diciembre de 1950 (C.N.S.F.)

## TITULO V

## DE LA SEGURIDAD E HIGIENE EN EL TRABAJO

## CAPITULO I

## DISPOSICIONES GENERALES

**Art. 67.**— El patrono está obligado a adoptar todas las precauciones necesarias para proteger la vida, salud y moralidad de sus trabajadores. A éste fin tomará medidas para evitar los accidentes y enfermedades profesionales, para asegurar la comodidad y ventilación de los locales de trabajo; instalará servicios sanitarios adecuados y en general, cumplirá las prescripciones del Reglamento que se dicte sobre el asunto. Cada empresa industrial o comercial tendrá un Reglamento interno legalmente aprobado.

Conc.: Arts. 61 y 62 del D.R. de L.G.T.  
D.S. de 23 de mayo de 1927.  
D.S. No. 1634 de 29 de julio de 1949.  
D.S. No. 2346 de 18 de enero de 1951.

**Art. 68.**— Se prohíbe la introducción, venta y consumo de bebidas alcohólicas en locales de trabajo, así como su elaboración en industrias que no tengan éste objeto expreso.

Conc.: Art. 63 de D.R. de L.G.T.

**Art. 69.**— En el caso del trabajo a domicilio, se prohíbe la confección, restauración, adorno de prendas de vestuario; elaboración o empaquetamiento de productos de consumo, en casas o talleres donde hubiere algún caso de enfermedad infecto-contagiosa.

**Art. 70.**— Los trabajadores no podrán dormir en los locales de labor, salvo entratándose de explotaciones en campos mineros, en cuyo caso dispondrá el patrono locales apropiados o señalará un paraje aceptable si las labores se efectúan en el fondo de las minas.

**Art. 71.**— En las construcciones no podrán utilizarse andamios de suspensión sin permiso del Ingeniero Municipal o autoridad competente.

**Art. 72.**— El Reglamento General del Trabajo clasificará las industrias insalubres y peligrosas y prescribirá las medidas de protección y defensa, cuya infracción podrá denunciarse por acción pública.

Conc.: D.S. de 21 de septiembre de 1922.  
D.S. de 23 de mayo de 1927.  
D.S. de 22 de mayo de 1927.  
D.S. de 5 de abril de 1945.  
D.S. No. 1634 de 29 de julio de 1949.  
D.S. No. 2346 de 18 de enero de 1951.

## TITULO VI

## DE LA ASISTENCIA MEDICA Y OTRAS MEDIDAS DE PREVISION SOCIAL

## CAPITULO I

## DE LA ASISTENCIA MEDICA

**Art. 73.**— Las empresas que tengan más de 80 trabajadores, mantendrán servicio permanente de médico y botica, sin recargo ni descuento alguno a los empleados y obreros de su dependencia. Los patronos en éste caso, prestarán ésta asistencia tratándose de enfermedades profesionales hasta un máximo de 6 meses —si son empleados— y de 90 —si son obreros—, periodos dentro de los cuales conservarán su cargo y percibirán íntegramente sus salarios, produciéndose a su vencimiento la calificación de incapacidad, para fines de la indemnización.

Si la enfermedad no fuese resultante del trabajo, y el trabajador tuviere más de un año de servicio, conservará su cargo por tres meses, si es empleado, y por treinta días, si es obrero; si tuviera menos de un año y más de 6 meses de servicios, por 30 y 15 días, respectivamente; si menos de 6 meses, por 30 y 15 días, igualmente, pero con percepción sólo del 25 al 50% de su salario, según los casos. Los anteriores periodos se considerarán de asistencia, para los fines de antigüedad de servicios.

Conc.: Arts.: 64, 65, 66, 67 y 68 del D.R. de L.G.T.  
L. de 21 de octubre de 1947 (Pág. 47).  
D.R. No. 1040 de 12 de febrero de 1948 (Pág. 47).  
Art. 31 del Código de Seguridad Social.

**Art. 74.**— En caso de fallecimiento, el patrono abonará los gastos de entierro, independientemente de la indemnización, siempre que aquel se hubiere producido por accidente o enfermedad profesional.

Conc.: Arts.: 69, 70 y 71 del D.R. de L.G.T.  
inc. 4) del Art. 64 del D.S. No. 3691 de 3 de abril de 1954.  
Art. 80 del Código de Seguridad Social.

## CAPITULO II

## DE LOS CAMPAMENTOS DE TRABAJADORES

**Art. 75.**— Las empresas que ocupen más de 200 obreros y disten más de 10 kilómetros de la población más cercana, estarán obligados a construir campamentos para alojar higiénicamente a los trabajadores y sus familiares, a tener médico y a mantener un botiquín. Si tuvieren más de 500 trabajadores, mantendrán uno o más hospitales con todos los servicios necesarios. En lugares donde no exista más servicio sanitario que el de la empresa, sus beneficios se aplicarán a las familias de los trabajadores.

Conc.: Arts. 72 y 73 del D.R. de L.G.T.  
L. de 21 de octubre de 1947 (Pág. 47).  
D.S. No. 1040 de 12 de febrero de 1948 (Pág. 47).

## CAPITULO III

## DE LA PROVISION DE ARTICULOS DE PRIMERA NECESIDAD

**Art. 76.**— En los campamentos, el trabajador puede adquirir los artículos de subsistencia, sea en las pulperías de las empresas, sea comprándolos de otras personas. El patrono le otorgará libertad de tránsito para él y su equipo, en las vías de la empresa.

Conc.: Arts.: 74 y 75 del D.R. de L.G.T.  
 D.S. de 4 de agosto de 1940.  
 L. de 6 de noviembre de 1945.  
 Art. 4o. de L. de 21 de diciembre de 1948.  
 Arts.: 12, 13 y 14 del D.S. No. 1592 de 19 de abril de 1949.

**Art. 77.**— Los patronos mantendrán almacenes de aprovisionamiento, por administración directa, en lugares que disten más de 10 kilómetros de un centro de población. Las ventas se harán al costo y en forma de avío, cuyo valor se descontará de los salarios a pagarse. Se exceptúa el caso de las empresas cuyos convenios de menor costo continúan en vigor.

Conc.: Arts.: 76, 77, 78 y 79 del D.R. de L.G.T.  
 L. de 6 de noviembre de 1945.  
 Ref.: D.S. de 9 de abril de 1930 y L. de 29 de noviembre de 1941.  
 D.S. No. 2641 de 25 de julio de 1951 y D.S. No. 3263 de 5 de diciembre de 1952.

## CAPITULO IV

### DEL PERFECCIONAMIENTO TECNICO DE TRABAJADORES

**Art. 78.**— Las empresas que tengan más de 500 trabajadores, subvendrán los gastos para que un trabajador o el hijo de un trabajador, siga estudios de perfeccionamiento técnico en centros de enseñanza nacionales o extranjeros. El beneficiario deberá ser boliviano y podrá ser escogido por el patrono o a indicación del sindicato. La pensión se suspenderá por conclusión de los estudios o reprobación en exámenes. En ambos casos el patrono deberá subvencionar a otro trabajador.

Conc.: L. de 20 de febrero de 1920 y 9 de enero de 1928.  
 D.S. de 20 de marzo de 1920, 25 de febrero de 1926 y 9 de marzo de 1937.

## TITULO VII

### DE LOS RIESGOS PROFESIONALES

#### CAPITULO I

#### DISPOSICIONES GENERALES

**Art. 79.**— Toda empresa o establecimiento de trabajo está obligada a pagar a los empleados, obreros o aprendices que ocupe, las indemnizaciones previstas a continuación, por los accidentes o enfermedades profesionales ocurridos por razón del trabajo, exista o no culpa o negligencia por parte suya o por la del trabajador. Esta obligación rige, aunque el trabajador sirva bajo la dependencia de contratista de que se valga el patrono para la explotación de su industria, salvo estipulación en contrario.

Conc.: Arts.: 80, 81, 82, 83 y 84 del D.R. de L.G.T.  
 D.S. de 6 de noviembre de 1947.  
 Art. 27 y 81 del Código de Seguridad Social.

**Art. 80.**— Se exceptúan, quedando dentro de las previsiones del derecho común, los accidentes sobrevenidos:

- a) Por intención manifiesta de la víctima;
- b) Cuando sea debido a fuerza mayor extraña al trabajo;
- c) Cuando se trata de trabajadores que realizan servicios ocasionales ajenos a los propios de la empresa;

**Art. 81.**— Accidente de trabajo es toda lesión traumática o alteración funcional, permanente o temporal, inmediata o posterior, o la muerte originada por una fuerza inherente al trabajo en las condiciones establecidas anteriormente.

Conc.: Arts.: 85 y 87 del D.R. de L.G.T.

**Art. 82.**— Son enfermedades profesionales todas las resultantes del trabajo, y que representen lesiones orgánicas o trastornos funcionales, permanentes o temporales. La enfermedad profesional, para fines de ésta ley, deberá ser declarada efecto exclusivo del trabajo y haber sido contraída durante el año anterior a la aparición de la incapacidad por ella causada.

Conc.: Arts.: 112, 113, 114, 115, 116, 117 y 118 del D.R. de L.G.T.

Arts.: 10. y 30. de L. de 18 de abril de 1928.

D.R. de 11 de junio de 1928.

D.S. No. 1078 de 10 de marzo de 1948.

**Art. 83.**— Si la enfermedad, por su naturaleza o causa, hubiere sido contraída gradualmente, el último patrono pagará una parte proporcional de ella, teniendo el trabajador acción para obtener el resto de quienes hubieran utilizado sus servicios durante el último año.

**Art. 84.**— La indemnización por accidente sólo procede cuando la víctima prestó servicios en la empresa por lo menos 14 días antes, y si la incapacidad para el trabajo excede de seis.

Conc.: Arts.: 99 y 92 del D.R. de L.G.T.

**Art. 85.**— El patrono dará cuenta del accidente dentro de las 24 horas de ocurrido, al Departamento del Trabajo o a la autoridad política más próxima. Tratándose de enfermedades profesionales, la víctima u otra persona avisará al patrono para que lo trasmita a la autoridad indicada. Sin éste aviso, la indemnización se calculará teniendo en cuenta la clase, grado y duración que habría tenido la incapacidad si se hubiera prestado, oportunamente atención médica y farmacéutica sobre el caso al Departamento del Trabajo.

Conc.: Arts.: 85, 86, 87 y 88 del D.R. de L.G.T.

D.S. de 28 de mayo de 1927 (Pág. 31).

**Art. 86.**— Si no se hubiera pactado salario, el cálculo de indemnizaciones se hará sobre la base del mínimo.

Conc.: Art. 100 y 101 del D.R. de L.G.T.

## CAPITULO II

### DE LOS GRADOS DE INCAPACIDAD Y DE LAS INDEMNIZACIONES CORRESPONDIENTES

**Art. 87.**— Las consecuencias de los accidentes o de las enfermedades profesionales que dan derecho a indemnización, se clasifican en:

- a) Muerte;
- b) Incapacidad absoluta y permanente;
- c) Incapacidad absoluta y temporal;
- d) Incapacidad parcial y permanente;
- e) Incapacidad parcial y temporal.

Conc.: Arts.: 89, 90, 92 y 93 del D.R. de L.G.T.

Art. 66 al 71 del Código de Seguridad Social.

**Art. 88.**— En caso de muerte, los herederos, conforme a la Ley civil, tendrán derecho a la indemnización igual al salario de dos años, contados por meses de treinta días.

Conc.: Arts.: 71 y 94 del D.R. de L.G.T.  
 L. de 29 de diciembre de 1944.  
 L. de 18 de noviembre de 1947.  
 D.R. de 5 de julio de 1948.  
 D.S. de 10 de marzo de 1948.  
 Art. 46 al 54 y 72 al 76 del Código de Seguridad Social

**Art. 89.**— En caso de incapacidad absoluta y permanente, la víctima tendrá derecho a una indemnización igual a la prevista en el artículo anterior; en caso de incapacidad absoluta y temporal, a una indemnización igual al salario del tiempo que durare su incapacidad si ella no pasare de un año, pues entonces se reputará absoluta y permanente, indemnizándose como tal; en caso de incapacidad parcial y permanente al salario de diez y ocho meses; en caso de incapacidad parcial y temporal, al salario de los días que aquella hubiera durado, siempre que no pase de seis meses, pues entonces se reputará parcial permanente indemnizándose como tal.

Conc.: Arts., 95, 96, 97, 98 y 111 del D.R. de L.G.T.  
 D.S. No. 1078 de 10 de marzo de 1948.  
 D.S. No. 3774 de 24 de junio de 1954.  
 Art. 42, 43 y 44 del Código de Seguridad Social.

**Art. 90.**— Las indemnizaciones se pagarán por mensualidades vencidas, salvo el caso de muerte ó incapacidad absoluta y permanente, en los que se abonará de una sola vez.

Conc.: D.S. de 4 de diciembre de 1947.  
 L. de 18 de noviembre de 1947.  
 D.R. de 5 de julio de 1948.  
 D.S. No. 1079 de 10 de marzo de 1948.  
 D.S. de 30 de noviembre de 1950.  
 D.S. No. 3774 de 24 de junio de 1954.  
 Art. 43 al 54 y 72 al 76 del Código de Seguridad Social.

**Art. 91.**— La indemnización se calculará sobre la base del salario a que hubiere tenido derecho el trabajador, el día del accidente o aquel en que se declaró la enfermedad.

Reformado por el Art. 1o. de L. de 8 de diciembre de 1942 y D.S. No. 1079 de 10 de marzo de 1948 elevado a L. el 26 de octubre de 1949.

Conc.: Arts.: 99, 100, 101 y 102 del D.R. de L.G.T.  
 Art. 1o. del D.S. No. 3774 de 24 de junio de 1954.  
 Art. 62 del Código de Seguridad Social.

**Art. 92.**— Las indemnizaciones son inembargables, y los créditos por ellas gozarán de prelación en caso de quiebra.

Conc.: Art. 472 del Pr. Civil.  
 L. de 13 de enero de 1917.  
 L. de 4 de septiembre de 1916.  
 Art. 19o del Código de Seguridad Social.

### CAPÍTULO III

#### DE LOS PRIMEROS AUXILIOS

**Art. 93.**— En los casos de accidentes y enfermedades profesionales, el patrono proporcionará en ellas la asistencia médica y farmacéutica a la víctima, hospitalizándola en caso necesario. Las empresas que poseyeren hospitales o clínicas proporcionarán en ellas la asistencia médica; si la víctima se negara reiteradamente a

atenderse en él, el patrono quedará exento de responsabilidad en orden a éste punto. En caso de que la empresa no tuviera hospital, la atención se hará por el profesional que el patrono designe; empero el trabajador puede elegir otro, limitándose en tal caso la obligación del patrono, a los gastos de asistencia que determine el Juez del Trabajo y teniendo derecho a designar otro que vigile la curación.

Conc.: Arts.: 103 al 110 del D.R. de L.G.T.  
L. de 9 de enero de 1928.  
Art. 31 del Código de Seguridad Social.

**Art. 94.**— En caso de que cualquiera de las partes estuviera en disconformidad con la calificación médica, el Juez del Trabajo, encomendará el diagnóstico definitivo al asesor médico.

Conc.: Art. 84 del D.R. de L.G.T.  
D.S. de 8 de noviembre de 1946.  
D.S. de 19 de noviembre de 1946.

#### CAPTULO IV

#### OTRAS DISPOSICIONES

**Art. 95.**— El reconocimiento médico del trabajador, por el profesional de la empresa o por otro, es condición esencial previa al contrato. Si el trabajador no se halla de acuerdo con los resultados del examen, podrá pedir al Juez del Trabajo su reconocimiento por otro médico, obligatoria y gratuitamente.

Conc.: Arts.: 115, 116, 117 y 118 del D.R. de L.G.T.  
DD.SS. de 8 y 19 de noviembre de 1946.

**Art. 96.**— Las afecciones endémicas propias de un lugar no se reputan profesionales. En tales casos, los patronos estarán obligados a tomar las medidas conducentes a preservar y responer la salud de sus trabajadores.

#### TITULO VIII

#### DEL SEGURO SOCIAL OBLIGATORIO

#### CAPTULO UNICO

**Art. 97.**— Se instituirá para la protección del trabajador en los casos de riesgo profesional, el Seguro Social Obligatorio, a cargo del patrono. Abarcará también, los casos de incapacidad, incluso aquellos que no deriven del trabajo, en cuyo caso sus cargas recaerán sobre el Estado, los patronos y los asegurados.

Conc.: Art. 119 del D.R. de la L.G.T.

Ver Ley de 14 de diciembre de 1956 que promulga el Código de S. Social.

**Art. 98.**— La institución aseguradora responderá del pago total de las indemnizaciones, rentas y pensiones, quedando —entonces— relevado el patrono de sus obligaciones por el riesgo respectivo.

Conc.: Arts.: 54 al 67 del D.S. No. 3691 de 3 de abril de 1954.

## TITULO IX

## DE LAS ORGANIZACIONES DE TRABAJADORES Y PATRONOS

## CAPITULO UNICO

**Art. 99.**— Se reconoce el derecho de asociación en sindicatos, que podrán ser patronales, gremiales o profesionales, mixtos o industriales o de empresa. Para actuar como tal, el sindicato deberá tener carácter de permanencia, haber legalizado su personería jurídica y constituirse con arreglo a las reglas legales.

Conc.: Arts.: 120 al 148 del D.R. de la L.G.T.  
Arts.: 124 y 128 de la Constitución Política.  
D.S. de 7 de febrero de 1944.  
D.S. de 19 de mayo de 1948.

**Art. 100.**— La finalidad esencial del sindicato es la defensa de los intereses colectivos que representa. Los de trabajadores, particularmente, tendrán facultades para: celebrar con los patronos contratos colectivos y hacer valer los derechos emergentes; representar a sus miembros en el ejercicio de derechos emanados de contratos individuales, cuando los interesados lo requieran expresamente; representar a sus miembros en los conflictos colectivos y en las instancias de conciliación y arbitraje; crear escuelas profesionales é industriales, bibliotecas populares, etc.; organizar cooperativas de producción y consumo, exceptuando la elaboración de artículos similares a los que fabrica la empresa o industria en que trabaja.

Conc.: Arts. 136 y 137 del D.R. de L.G.T.  
Art. 14 del D.S. No. 3691 de 3 de abril de 1954.

**Art. 101.**— Los sindicatos se dirigirán por un comité responsable, cuyos miembros serán bolivianos de nacimiento. Los Inspectores del Trabajo concurrirán a sus deliberaciones y fiscalizarán sus actividades.

Conc.: D.L. de 7 de febrero de 1944.  
D.S. No. 2033 de 23 de mayo de 1950.  
D.L. No. 2762 de 2 de octubre de 1951.

**Art. 102.**— Las relaciones entre el Poder Público y los trabajadores, se harán por las Federaciones Departamentales de Sindicatos, o intergradadas en Conferencias Nacionales.

**Art. 103.**— No podrá constituirse un sindicato con menos de 20 trabajadores, tratándose de sindicatos gremiales o profesionales, ni con menos del 50% de los trabajadores de una empresa, tratándose de sindicatos industriales.

**Art. 104.**— No podrán organizarse sindicalmente los funcionarios públicos cualquiera que sea su categoría y condición.

## TITULO X

## DE LOS CONFLICTOS

## CAPITULO I

## DE LA CONCILIACION Y ARBITRAJE

**Art. 105.**— En ninguna empresa podrá interrumpirse el trabajo intempestivamente, ya sea por el patrono, ya sea por los trabajadores, antes de haber agotado todos los medios de conciliación y arbitraje previstos en el presente Título; caso contrario, el movimiento se considerará ilegal.



**Art. 106.**— Todo sindicato que tuviere alguna desidencia con los patronos, remitirá su pliego de reclamaciones al respectivo Inspector del Trabajo, suscrito por los miembros de la directiva del sindicato y a falta de éstos, por la mitad más uno de los trabajadores en conflicto.

Conc.: Arts.: 149, 150, 151 y 152 del D.R. de L.G.T.

**Art. 107.**— Dentro de las 24 horas de recibido el pliego de reclamaciones, el Inspector lo hará conocer mediante un empleado de su dependencia o de la Policía de Seguridad, al patrono o patronos interesados. Al mismo tiempo, exigirá a las partes constituir dentro de 48 horas dos representantes por cada lado, para integrar la Junta de Conciliación, podrán concurrir otros en calidad de simples expositores y su número máximo será fijado por el Inspector del Trabajo, atendiendo a que se hallen representadas las distintas categorías profesionales y las diversas secciones de los centros de trabajo. El número de representantes será igual de cada parte.

Conc.: Art. 153 del D.R. de L.G.T.

**Art. 108.**— Las partes podrán asesorarse de abogados y de peritos, así como presentar todas las pruebas legales.

**Art. 109.**— La Junta de Conciliación se reunirá dentro de las 72 horas de recibido el pliego de reclamaciones. El Inspector del Trabajo presidirá la Junta, interesando razones de conveniencia, pero sin emitir opinión ni voto sobre el fondo del asunto.

**Art. 110.**— La Junta no se disolverá hasta llegar a un acuerdo conciliatorio, o hasta convencerse de que todo advenimiento es imposible. Fracasada en todo o en parte la conciliación, el conflicto se llevará ante el Tribunal Arbitral. Este se compondrá de un miembro nombrado por cada parte y estará presidido por el Inspector General del Trabajo en La Paz, por el Jefe del Trabajo en los demás departamentos y por la autoridad política allí donde no existieren autoridades del Trabajo. No podrán ser árbitros los trabajadores en conflicto, sus personeros, abogados y representantes; ni los Directores, Gerentes, Administradores; socios o abogados de los patronos.

Conc.: Arts. 154 y 155 del D.R. de L.G.T.

**Art. 111.**— Si dentro de las 24 horas de notificadas las partes para el nombramiento de sus respectivos árbitros, éstos no lo hicieren, el Presidente los designará en rebeldía aplicando las sanciones del caso.

**Art. 112.**— El Tribunal Arbitral se reunirá dentro de las 48 horas de la notificación a las partes para organizarlo. Hará comparecer y escuchará a las partes, procurando un avenimiento; recibirá la causa a prueba, si fuere necesario, con un término máximo de 7 días y dictará laudo dentro de los 15 días posteriores. Mientras tanto es obligatorio que empleados y obreros continúen en sus labores.

Conc.: Arts.: 156 y 157 del D.R. de L.G.T.

**Art. 113.**— Las decisiones del Tribunal se someterán por mayoría absoluta de votos, y serán obligatorias para las partes: a) cuando las partes convengan; b) cuando el conflicto afecte a los servicios públicos de carácter imprescindible; c) cuando por Resolución especial, el Ejecutivo así lo determine.

Conc.: Art. 158 del D.R. de L.G.T.

## CAPITULO II

## DE LA HUELGA Y EL LOCK-OUT

**Art. 114.**— Fracasadas las gestiones de conciliación y arbitraje, los trabajadores podrán declarar la huelga y los patronos el lock-out, siempre que concurren las siguientes circunstancias:

- 1o.—Pronunciamiento de la Conciliación y del Tribunal Arbitral sobre la cuestión planteada.
- 2o.—Que la resolución se tome por lo menos por 3/4 partes del total de trabajadores en servicio activo.

Conc.: Arts. 159 y 160 del D.R. de L.G.T.

**Art. 115.**— El acta original de la sesión en que se declare la huelga se remitirá a la autoridad política del Departamento o de la Provincia, con cinco días de anticipación, acompañada de una nómina de los trabajadores responsables, y especificando sus domicilios. Una copia de dicha acta se enviará simultáneamente a la inspección del Trabajo de la localidad.

Conc.: Art. 161 del D.R. de L.G.T.

**Art. 116.**— En igual forma, los patronos que resolvieron clausurar su establecimiento, comunicarán por escrito a las autoridades indicadas anteriormente, señalando los motivos y la duración de la clausura, y adjuntando la nómina de los trabajadores que quedan sin ocupación.

**Art. 117.**— El concepto de huelga sólo comprende la suspensión pacífica del trabajo. Todo acto o manifestación de hostilidad contra las personas o la propiedad, caen dentro de la ley penal.

Conc.: Art. 162 del D.R. de L.G.T.

**Art. 118.**— Queda prohibida la suspensión del trabajo en los servicios de carácter público. Su contravención será penada con la máxima sanción de la ley.

Se exceptúa a ferroviarios y tranviarios por disposición del Art. 2o. de la L. de 8 de diciembre de 1942.

**Art. 119.**— Los asociados u obreros que no se conformaran con los acuerdos de huelga, podrán separarse libremente de las decisiones colectivas de sus sindicatos, sin incurrir en responsabilidades de ninguna clase, y bajo la garantía de las autoridades policíacas podrán continuar en sus ocupaciones. La represalia tomada por sus compañeros será penada con dos a seis meses de cárcel.

Conc.: D.S. de 31 de julio de 1928.  
D.S. de 18 de marzo de 1950.  
D.S. de 6 de junio de 1951.

## TITULO XI

## DE LA PRESCRIPCION Y DE LAS SANCIONES

**Art. 120.**— Las acciones y derechos provenientes de ésta Ley, se extinguirán en el término de dos años de haber nacido de ellas.

Conc.: Arts.: 163 y 164 del D.R. de L.G.T.  
Arts.: 1512, 1568 y 1568 del C.C.  
Art. 81 del Pr. Civil.  
Art. 230 del Código de Seguridad Social.

**Art. 121.**— Las infracciones de las disposiciones que contiene la presente Ley, se sancionarán con multas de cien a cincuenta mil bolivianos, y, en caso de reincidencia con la duplicación de la pena, y aun con la clausura del establecimiento; de acuerdo con el procedimiento indicado en el Decreto Supremo de 18 de enero del año en curso.

Conc.: Art. 165 del D.R. de L.G.T.

D.S. de 18 de enero de 1939.

Art. 34 del D.S. No. 3691 de 3 de abril de 1954.

Mod. por D.L. No. 2763 de 18 de octubre de 1951.

## TITULO XII

### DISPOSICION ESPECIAL

**Art. 122.**— Las funciones de Gerente, Director, Administrador, Consejero o propietario de empresas agrícolas, comerciales é industriales de carácter particular, son incompatibles con las de Director, Gerente, Administrador o Consejero de instituciones de crédito que manejan intereses de carácter público. Se exceptúa únicamente el caso de entidades industriales, comerciales y agrícolas, que por razón de utilidad pública, requiera personeros propios en dichas instituciones.

Quedan derogadas todas las disposiciones en contrario.

Conc.: Arts.: 68, 88 y 91 de L. de 11 de julio de 1928.

D.S. No. 4005 de 26 de marzo de 1955.

Art. 185 del Código de Seguridad Social.

## LEGISLACION DEL TRABAJO.— Reglamentación de la Ley General del Trabajo

### DECRETO REGLAMENTARIO DE 23 DE AGOSTO DE 1943

#### TITULO I

#### DISPOSICIONES GENERALES

**Art. 1o.**— No están sujetos a las disposiciones de la Ley General del Trabajo ni de este Reglamento, los trabajadores agrícolas, los funcionarios y empleados públicos y del Ejército.

**Art. 2o.**— Para la interpretación de la ley y del presente Reglamento, toda vez que se emplee la palabra "trabajador" se entenderá conjuntamente a empleados y obreros; por "menor" al trabajador de uno u otro sexo que no habiendo cumplido los diez y ocho años de edad, exceda de los catorce. Toda vez que el presente Reglamento exija la intervención del Inspector del Trabajo y no exista este funcionario en el lugar, será reemplazado por la autoridad superior inmediata.

**Art. 3o.**— De conformidad con lo dispuesto por el artículo 2o. de la ley, se consideran "empleados", además de los genéricamente definidos por ella, a los siguientes, favorecidos por las leyes especiales: a) los de minas y ferrocarriles del Estado o particulares (ley de 8 de enero de 1925; b) los tranviarios (ley de 18 de noviembre de 1925); c) los dependientes vendedores y agentes viajeros de comercio (ley de 3 de diciembre de 1927; d) los trabajadores de hoteles, cuando éstos giren con un capital superior a bolivianos 50.000.— (ley de 20 de marzo de 1929); e) los trabajadores de la industria tipográfica, siempre que los respectivos establecimientos giren con un capital superior a Bs. 50.000.— (ley de 17 de diciembre de 1929); y f) los chóferes profesionales, mecánicos de garages y ayudantes (ley de 11 de octubre de 1938).

**Art. 4o.**— No se consideran "empleados" para los efectos de la ley y del presente Reglamento: a) a los que presten servicios desde sus domicilios u oficinas, sin concurrir cotidianamente a las del patron; b) a aquellos cuyos servicios sean discontinuos.

## TITULO II

### DEL CONTRATO DE TRABAJO

#### CAPITULO I

##### DISPOSICIONES GENERALES

**Art. 5o.**— Es contrato individual de trabajo aquél en virtud del cual una o más personas se obligan a prestar sus servicios manuales o intelectuales a otra u otras.

**Art. 6o.**— El contrato individual de trabajo constituye la ley de las partes, a reserva de que sus cláusulas no impliquen una renuncia del trabajador a cualquiera de los derechos que le son reconocidos por las disposiciones legales y por los contratos colectivos; a falta de estipulaciones expresas, será interpretado por los usos y costumbres de la localidad.

**Art. 7o.**— El contrato individual de trabajo deberá contener, por lo menos, las siguientes estipulaciones:

- a) Nombres y apellidos paterno y materno o razón social de los contratantes;
- b) Edad, nacionalidad, estado civil y domicilio del trabajador;
- c) Naturaleza del servicio y el lugar donde será prestado;
- d) Determinación de si el trabajo o servicio se efectuará por unidad de tiempo, de obra, por tarea o a destajo, o por dos o más de estos sistemas;
- e) Monto, forma y periodo de pago de la remuneración acordada;
- f) Plazo del contrato;
- g) Lugar y fecha del contrato;
- h) Inscripción de sus herederos, con indicación de nombres y edad, para los efectos de las disposiciones concernientes a la reparación de riesgos profesionales.

**Art. 8o.**— Cuando fuere retirado el trabajador por causal ajena a su voluntad, el patrono estará obligado, independientemente del desahucio, a indemnizarle por tiempo de servicios, con la suma equivalente a un mes de sueldo o salario por cada año de trabajo continuo; y si los servicios no alcanzaren a un año, en forma proporcional a los meses trabajados, descontando los tres primeros meses, que se reputan de prueba; excepto en los contratos de trabajo por tiempo determinado, que no sufrirán ningún descuento de tiempo. Se reputa como período de prueba sólo el que corresponde al inicial de los primeros tres meses mas no a los subsiguientes que resulten en virtud de renovación o prórroga.

Si el empleado tuviera más de 15 años de servicios y el obrero más de 8 años, percibirá la indicada indemnización aunque se retirase voluntariamente. Para los efectos de esta indemnización se computará el tiempo de servicios desde la promulgación de la ley que se reglamenta.

Mod. por L. de 21 de diciembre de 1948.

**Art. 9o.**— No habrá lugar a desahucio ni indemnización cuando exista una de las siguientes causales:

- a) Perjuicio material causado con intención en las máquinas, productos o mercaderías;
- b) Revelación de secretos industriales;
- c) Omisiones e imprudencias que afecten a la higiene y seguridad industriales;
- d) Inasistencia injustificada de más de tres días consecutivos o de más de seis en el curso de un mes;
- e) Incumplimiento total o parcial del contrato de trabajo o del reglamento interno de la empresa;
- f) Retiro voluntario del trabajador, antes de los términos fijados en el artículo 13 de la ley o en el del contrato;
- g) Abuso de confianza, robo o hurto por el trabajador;
- h) Vías de hecho, injurias o conducta inmoral en el trabajo;
- i) Abandono en masa del trabajo, siempre que los trabajadores no obedecieran a la intinación de la autoridad competente.

**Art. 10.**— En caso de conflicto colectivo de trabajo y siempre que se hubieran llenado las disposiciones contenidas en los capítulos pertinentes de la ley y de este Reglamento, se considerará que hay suspensión y no ruptura de contrato, para todos los fines del presente capítulo.

**Art. 11.**— El cálculo de la indemnización se hará tomando en cuenta el promedio del salario, en los tres últimos meses, tratándose de salario mensual; y en los últimos 75 días hábiles de trabajo, tratándose de salario diario.

Mod. por D.S. No. 3641 de 11 de febrero de 1954.

**Art. 12.**— El tiempo de servicio para los efectos de indemnizaciones por retiro forzoso de los empleados, se computará desde el 21 de noviembre de 1924 o desde la fecha de promulgación de las leyes especiales que les concedieron tales beneficios. Para los que recientemente son considerados como empleados por el artículo 2o. de la ley que se reglamenta, así como para los obreros en general, el tiempo de servicios se computará desde el 8 de diciembre de 1942, fecha de su promulgación.

Mod. por L. de 21 de diciembre de 1948.

**Art. 13.**— El trabajador conservará la propiedad de su empleo, sin derecho a remuneración, mientras cumpla el servicio militar obligatorio o forme parte de las reservas movilizadas.

Conc.: L. de 21 de diciembre de 1928.

**Art. 14.**— El contrato de trabajo celebrado por escrito requiere, para alcanzar eficacia jurídica, ser refrendado por el Inspector de Trabajo o, en su defecto, por la autoridad administrativa superior del lugar.

**Art. 15.**— Los contratos de trabajo se suscribirán en papel común, quedando exentos del uso de timbres, por tratarse de actos de servicio social.

**Art. 16.**— A la terminación de todo contrato, y a solicitud verbal del trabajador, el patrono le otorgará en papel común, un certificado que exprese: a) la fecha de ingreso; b) la de salida; c) la clase de trabajo ejecutado; d) la causa del retiro; e) la conducta observada.

Conc.: D.S. No. 1060 de 25 de febrero de 1948.

## CAPITULO II

## DEL CONTRATO COLECTIVO

**Art. 17.**— Contrato colectivo de trabajo es el convenio celebrado entre uno o más patronos y un sindicato, federación o confederación de sindicatos de trabajadores, con el objeto de determinar condiciones generales del trabajo o de reglamentarlo.

**Art. 18.**— El contrato colectivo de trabajo deberá ser obligatoriamente celebrado por escrito y registrado ante el Inspector del Trabajo.

**Art. 19.**— Sólo los sindicatos, federaciones o confederaciones de sindicatos de trabajadores, con personería jurídica reconocida por el Supremo Gobierno y organizados del acuerdo a la Ley General del Trabajo y al presente Reglamento, podrán suscribir válidamente contratos colectivos.

**Art. 20.**— La representación de todo sindicato, federación o confederación de sindicatos de trabajadores será ejercida conforme a sus estatutos.

## CAPITULO III

## DEL CONTRATO DE APRENDIZAJE

**Art. 21.**— Todo contrato de aprendizaje deberá ser refrendado por el Inspector de Trabajo, en el que también intervendrá a su conclusión para examinar su cumplimiento.

**Art. 22.**— Todo contrato de aprendizaje consignará, bajo responsabilidad personal del patrono, el cumplimiento del primer periodo del artículo 30 de la ley sobre asistencia escolar. En caso de incumplimiento del patrono se le condenará al pago de salarios por todo el tiempo que duró la prestación de servicios del aprendiz.

## CAPITULO IV

## DEL CONTRATO DE "ENGANCHE"

**Art. 23.**— Mientras el Estado organice servicios oficiales de enganche, el Ministerio del Trabajo podrá autorizar a las empresas, bajo su directa y exclusiva responsabilidad, para que utilicen intermediarios para la contratación de trabajadores.

## TITULO III

## DE CIERTAS CLASES DE TRABAJO

## CAPITULO I

## DEL TRABAJO A DOMICILIO

**Art. 24.**— Todo patrono que proporcione trabajo a domicilio, llevará un registro denominado "Registro de Trabajo a Domicilio", en el que anotará el nombre y apellidos paterno y materno de los obreros, su residencia, cantidad y naturaleza de la obra encomendada y la remuneración convenida.

**Art. 25.**— El patrono entregará al obrero que trabaja a domicilio una libreta que indique: a) la naturaleza y cantidad de la obra; b) la fecha en que es entregada; c) el precio convenido; d) el valor de los materiales entregados; y e) la fecha de la devolución de la obra.

**Art. 26.**— El salario fijado se pagará íntegra y directamente al obrero, sin descuento alguno por retribuciones a contratistas o subcontratistas.

## CAPITULO II

### DEL TRABAJO DOMESTICO

**Art. 27.**— En todo contrato de trabajo doméstico con menores, se entenderá por estipulada la cláusula que obligue al patrono a otorgar al doméstico las horas necesarias para asistir a la escuela.

El Inspector de Trabajo y la Policía de Seguridad vigilarán el cumplimiento de este artículo.

Conc.: D.S. de 18 de marzo de 1928.

**Art. 28.**— Para los efectos del primer período del artículo 37 de la ley, se tomará únicamente en cuenta la remuneración mensual en dinero que perciba el doméstico.

## TITULO IV

### DE LAS CONDICIONES GENERALES DEL TRABAJO

#### CAPITULO I

##### DE LOS DIAS HABILES PARA EL TRABAJO

**Art. 29.**— A los fines del artículo 41 de la ley, se consideran feriados declarados por ley: los domingos; el 1.º de enero; lunes y martes de carnaval; jueves y viernes santo; el 1.º de mayo; el día de Corpus Christi; el 6 de agosto; el 1.º y 2 de noviembre; el 25 de diciembre. Los días declarados de duelo o de regocijo no se considerarán feriados para los efectos de la ley.

**Art. 30.**— Durante los días domingos y feriados no podrán realizarse otros trabajos que los especificados en el Decreto Supremo de 30 de agosto de 1927.

**Art. 31.**— Los trabajadores que hubiesen trabajado en días feriados, por estar comprendidos sus servicios en algunas de las excepciones indicadas en el artículo 30, tendrán derecho, a elección del patrono, a una compensación de descanso con otro día de la semana en curso o para ser pagados con un 100% de recargo sobre el salario normal.

**Art. 32.**— El descanso de dos horas a la mitad del día feriado, a que se refiere el artículo 42 de la ley, no tendrá lugar cuando el trabajo se efectúe por equipos, por razones de interés público o por la naturaleza de la tarea.

#### CAPITULO II

##### DE LOS DESCANSOS ANUALES

**Art. 33.**— La vacación anual no será compensable en dinero, salvo el caso de terminación del contrato de trabajo. No podrá ser acumulada, salvo acuerdo mu-

tuo por escrito, y será ejercitada conforme al rol de turnos que formule el patrono.

Mod. D.S. No. 3150 de 19 de agosto de 1952.

R.M. No. 421-52 de 4 de septiembre de 1952.

**Art. 34.**— Las ausencias injustificadas del trabajador podrán ser imputadas por el patrono al periodo de vacación anual pagada, cuando totalicen más de doce días durante el año.

### CAPITULO III

#### DE LA JORNADA DE TRABAJO

**Art. 35.**— Se considerará como duración del trabajo, a los fines del artículo 47 de la ley, el tiempo durante el cual el trabajador permanezca, a disposición del patrono en el lugar de la faena sin poder disponer libremente de su tiempo.

**Art. 36.**— Los gerentes, directores, administradores, representantes o apoderados que trabajen sin fiscalización superior inmediata, quedan comprendidos en la excepción establecida en el segundo párrafo del artículo 46 de la ley.

**Art. 37.**— La jornada ordinaria de trabajo podrá extenderse en la medida de lo indispensable, para evitar perjuicios en la marcha normal del establecimiento para impedir accidentes o efectuar arreglos o reparaciones impostergables en las maquinarias o instalaciones, o cuando sobrevenga caso fortuito.

**Art. 38.**— El patrono estará obligado a anunciar mediante carteles fijados en lugares visibles de la empresa o establecimiento, las horas en que comienza y termina el trabajo general o el de cada equipo, si tal fuera el caso, y las de descanso en medio de la jornada.

### CAPITULO IV

#### DE LAS REMUNERACIONES

**Art. 39.**— Remuneración o salario es el que percibe el empleado o trabajador en dinero, en pago de su trabajo, incluyéndose en esta denominación, las comisiones y participaciones en los beneficios, cuando éstos invistan carácter permanente.

**Art. 40.**— A los trabajadores contratistas se les pagará por mensualidades según el promedio de sus ganancias, hasta que se efectúe la liquidación definitiva.

**Art. 41.**— Para el cómputo de las horas extraordinarias se llevará un registro especial, según el modelo que apruebe la Inspección General del Trabajo.

**Art. 42.**— Al efectuarse el pago de salarios el patrono deducirá las sumas correspondientes al impuesto a la renta, a los aportes para las cajas de seguro social y las demás que determinen las leyes, la autoridad judicial competente o los contratos.

**Art. 43.**— El patrono no podrá deducir, retener o compensar suma alguna que rebaje el monto de los salarios por alquiler de habitaciones, luz, agua, atención médica y medicamentos, uso de herramientas, o por multas no autorizadas por el reglamento interno del establecimiento, aprobado por el Ministerio del Trabajo, salvo lo dispuesto por las leyes civiles.

Conc.: Art. 475 del Pr. Civil.

L. de 13 de noviembre de 1917.



**Art. 44.**— La mujer casada puede recibir el 50% de la remuneración devengada por su esposo declarado vicioso, a petición de ella, por el respectivo Juez del Trabajo, quedando obligado el patrono a efectuar los descuentos que corresponda.

**Art. 45.**— Igual derecho se otorga a la madre, respecto de los salarios percibidos por sus hijos menores.

**Art. 46.**— El Ministerio del Trabajo fijará periódicamente los tipos de salario mínimo vital. Dicha fijación se hará por regiones geográficas y económicas y por categorías de trabajadores, con sujeción a los principios y métodos que dicho Ministerio determine.

**Art. 47.**— En caso de que el patrono fijara un salario inferior al mínimo, el Juez del Trabajo, y a falta de éste la autoridad política superior inmediata, a simple reclamación verbal y previa comprobación del hecho, ordenará el reintegro del salario adeudado, más una multa equivalente al duplo de dicho salario.

Rfe.: Arts.: 1o., 22 y 23 de D.S. No. 3691 de 3 de abril de 1954.

## CAPITULO V

### DE LAS PRIMAS ANUALES

**Art. 48.**— Las empresas que hubieran obtenido utilidades al finalizar el año otorgarán a sus empleados y obreros una prima anual no inferior a un mes y a quince días de salario, respectivamente. Esta prima se entenderá para los empleados y obreros que hubieran trabajado ininterrumpidamente durante el año; a los que hubieran prestado servicios por más de tres meses, se les gratificará en la proporción de tiempo que éstos hubiesen trabajado durante el año; los servicios que no pasen de tres meses, no tendrán gratificación.

La primera parte de éste artículo se halla modificado por el Art. 3o. de la Ley de 11 de junio de 1947.

**Art. 49.**— En ningún caso el monto total de estas primas podrá sobrepasar del 25% de las utilidades netas; el pago se hará dentro de los treinta días siguientes a la fecha de la aprobación legal del respectivo balance. Para los efectos de este artículo no se computarán los períodos de enfermedad. Si dicho 25% no alcanzase a cubrir el monto de las primas, su distribución se hará a prorrata.

**Art. 50.**— Para los efectos de este capítulo, servirá de documento fehaciente el balance general de ganancias y pérdidas aprobado por la Comisión Fiscal Permanente.

**Art. 51.**— No procede el pago de primas en los casos de desahucio del contrato por culpa del trabajador.

## CAPITULO VI

### DEL TRABAJO DE MUJERES Y MENORES

**Art. 52.**— Los trabajos prohibidos a mujeres y menores de 18 años por el artículo 58 de la ley, serán los especificados en los artículos 16, 17, 19 y 20 del Reglamento para la práctica del Decreto Supremo de 21 de septiembre de 1929, dictado por la Dirección General de Sanidad Pública. Sin embargo, el Ministerio del Trabajo podrá conceder autorizaciones especiales en casos determinados.

**Art. 53.**— Las mujeres y los menores de 18 años no podrán ser ocupados durante la noche en las industrias. En los trabajos distintos de las industrias, no podrán ser ocupados los menores de 18 años desde las 24 horas hasta las 5 horas, y de todos modos gozarán de un descanso no menos de 11 horas consecutivas. Se exceptúan los casos fortuitos que exijan una atención inmediata. Sin embargo, el Ministerio del Trabajo podrá conceder autorizaciones especiales en casos determinados.

**Art. 54.**— La mujer para usar el descanso con remuneración del 50% a que se refiere el artículo 61 de la ley, presentará al jefe del establecimiento industrial o comercial un certificado médico que acredite que el estado de embarazo ha llegado al período que requiere dicho descanso.

Este certificado será expedido gratuitamente por el médico o matrona de la empresa o por uno de los servicios fiscales o municipales.

**Art. 55.**— El patrono está obligado a ampliar el plazo de descanso post-partum en caso de sobrevenir alguna enfermedad producida directamente por el alumbramiento y que impida trabajar a la mujer, siempre que se le presente un certificado médico o de matrona que acredite tal hecho. Este certificado será también gratuitamente expedido por el facultativo o matrona a que se refiere el artículo anterior. Durante esta ampliación de descanso, la mujer continuará percibiendo el 50% de sus salarios.

**Art. 56.**— Las empresas que ocupen mas de 50 obreras deberán mantener salas anexas e independientes del local de trabajo, en donde las mujeres puedan amamantar a sus hijos menores de un año y dejarlos mientras ellas permanezcan en sus tareas.

**Art. 57.**— El mantenimiento de las salas cunas correrá por cuenta exclusiva del patrono, quien deberá tener una persona competente a cargo de la atención y cuidado de los niños.

**Art. 58.**— En el término de dos años a contar de la fecha del presente Reglamento, las empresas que ocupen más de cincuenta trabajadoras acreditarán ante el Ministerio del Trabajo la construcción y funcionamiento de salas-cunas, con las condiciones de higiene y seguridad necesarias.

## CAPITULO VII

### DEL TRABAJO NOCTURNO EN PANADERÍAS

**Art. 59.**— Las disposiciones de este capítulo se aplican a todos los establecimientos que se dedican a negocios de panadería, pastelería, fábrica de masas o similares.

**Art. 60.**— A partir de dos años a la fecha de este Reglamento, quedará prohibida en dichos establecimientos toda clase de trabajo de los obreros entre las 22 y las cuatro horas.

Conc.: Art. 61 de la L.G.T.

D.S. No. 2944 de 30 de enero de 1952.

R.M. de 3 de junio de 1951.

## TITULO V

## DE LA HIGIENE Y SEGURIDAD EN EL TRABAJO

## CAPITULO I

## DISPOSICIONES GENERALES

**Art. 61.**— Entretanto se dicte el Reglamento de Higiene y Seguridad en el Trabajo previsto por el artículo 67 de la ley, regirán en esta materia las disposiciones contenidas en el Reglamento para la práctica del Decreto Supremo de 21 de septiembre de 1929, dictado por la Dirección General de Sanidad Pública (artículos 1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 y 11), y en los decretos supremos de 28 de mayo de 1927 y de 4 de agosto de 1940.

**Art. 62.**— Cada empresa industrial o comercial que cuente con más de veinte empleados u obreros, deberá tener un Reglamento Interno legalmente aprobado, aplicándose con referencia a este asunto las disposiciones contenidas en el Decreto Supremo de 23 de noviembre de 1938.

**Art. 63.**— Se prohíbe introducir, vender o consumir bebidas alcohólicas en los centros de trabajo, así como establecer o mantener en ellos casas de juego o de prostitución. Esta prohibición se observará dentro de un radio de cinco kilómetros alrededor de los centros de trabajo situados fuera de las ciudades y villas.

Conc.: D.S. No. 1694 de 29 de julio de 1949.

D.S. No. 2348 de 18 de enero de 1951.

## TITULO VI

## DE LA ASISTENCIA MEDICA Y OTRAS MEDIDAS DE PREVISION SOCIAL

## CAPITULO I

## DE LA ASISTENCIA MEDICA

**Art. 64.**— Toda empresa comprendida en el artículo 73 de la ley, está obligada a mantener servicio permanente de médico y botica, sin gravámen ni descuento alguno a sus trabajadores. Las boticas contarán con la existencia mínima de medicamentos que sea especificada por el Ministerio de Salubridad.

**Art. 65.**— La asistencia médica y farmacéutica a que se refiere este artículo, se prestará en lugares que disten más de 10 kilómetros de la población más cercana y donde no exista más servicio que el de las empresas. Dicha asistencia comprenderá a la familia de los trabajadores, entendiéndose por tales: a) al cónyuge o tenido por tal; b) a los hijos menores; c) a los padres o hermanos menores que vivan a sus expensas y en su mismo domicilio.

**Art. 66.**— Las empresas no comprendidas en el artículo 73 de la ley, podrán ser obligadas, mediante Resolución Ministerial, a agruparse para sostener en forma de cooperativa los servicios de médico y botica, debiendo éstos tender a la organización de pabellones hospitalarios en puntos centrales para dichas empresas.

**Art. 67.**— La atención médica será prestada mediante los servicios de la empresa, si ella se hallara obligada a mantenerlos y, en su defecto, el patrono cubrirá los gastos de médico y botica que requiera la curación del trabajador.

**Art. 68.**— Si la enfermedad no fuese resultante del trabajo y el trabajador tuviera más de un año de servicios continuos, conservará su cargo por tres meses, si es empleado, y por treinta días si es obrero, con percepción íntegra de su salario; si tuviera menos de un año y más de seis meses de servicio continuo, por treinta y quince días respectivamente, con percepción del 50% de su salario; si menos de seis meses, pero más de tres, por treinta y quince días, igualmente, pero con percepción sólo del 25% de su salario.

Los anteriores períodos se considerarán de asistencia para los fines de antigüedad de servicios.

**Art. 69.**— El trabajador sujeto a tratamiento está obligado a someterse al régimen prescrito por el médico de la empresa, concurriendo, para este efecto, a las horas y días que le fueren fijados y cumpliendo el reposo en los sitios o establecimientos que le hayan sido indicados. Tampoco podrá desempeñar, en las horas destinadas al reposo, ninguna otra clase de trabajo remunerado. Cualquiera infracción de estas obligaciones autoriza la suspensión de los beneficios establecidos por este capítulo, para lo cual el médico de la empresa está obligado a dar parte de la transgresión.

**Art. 70.**— Las empresas mineras, industriales y ferroviarias que tengan más de quinientos trabajadores, están obligados a sostener un servicio dentario permanente y gratuito, dotándolo de instrumental y de los materiales necesarios. Será de cuenta del trabajador únicamente el costo de los materiales metálicos y similares utilizados en la restauración dentaria.

**Art. 71.**— En caso de fallecimiento por causa de accidente de trabajo o enfermedad profesional, el patrono abonará —independientemente de la indemnización— los gastos de entierro, a razón de una mensualidad del último salario de la víctima. Este pago se hará sin retardo y con la urgencia del caso, a la familia de la víctima, y a falta de ésta, al hospital o personas que se hagan cargo del trabajador fallecido.

Conc.: Art. 88 de la L.G.T.  
L. de 18 de noviembre de 1947.  
D.R. de 5 de julio de 1948.  
Conc. Art. 80 del Código de Seguridad Social.

## CAPITULO II

### DE LOS CAMPAMENTOS DE TRABAJADORES

**Art. 72.**— Las empresas que edificaren viviendas para sus trabajadores, en observancia del artículo 75 de la ley, darán cumplimiento a las condiciones higiénicas prescritas por el artículo 20 del Decreto Supremo de 24 de mayo de 1939, elevado a categoría de ley en 15 de marzo de 1941, y someterán el plan de dichas obras a la aprobación del Ministerio del Trabajo, Salubridad y Previsión Social, no pudiendo darles curso sin este requisito.

En cuanto concierne a las viviendas existentes a la fecha de este Decreto, las empresas dispondrán de un plazo de tres años para introducir en ellas las reformas necesarias.

Los hospitales a instalarse, en aplicación del mismo artículo, se sujetarán a las condiciones mínimas que prescribe el Ministerio del Trabajo, Salubridad y Previsión Social.

**Art. 73.**— Prohíbese a las empresas industriales y comerciales obligar a sus trabajadores el uso exclusivo de algunos servicios de transporte fuera de la jornada de trabajo, debiendo respetarse la libre competencia.

## CAPITULO III

## DE LA PROVISION DE ARTICULOS DE PRIMERA NECESIDAD

**Art. 74.**— Habrá libertad de comercio en los recintos y pertenencias de las empresas industriales y mineras, debiendo someterse los comerciantes que negocien dentro de ellos a las reglamentaciones de matrícula, inspección, lugar de expendio, horario y demás condiciones que dicten las autoridades administrativas correspondientes.

**Art. 75.**— En dichos recintos y en el radio de los locales de trabajo y campamentos, hasta una distancia de cinco kilómetros, prohíbese la venta y uso de armas blancas y de fuego.

**Art. 76.**— Las empresas mineras, ferroviarias o industriales no podrán dar en arrendamiento ni licitación sus pulperías.

**Art. 77.**— En los almacenes de aprovisionamiento a que se refiere el artículo 77 de la ley, las ventas se harán al costo más hasta un 10% en concepto de gastos de administración y mermas. Se exceptúa el caso de las empresas cuyos convenios de menor costo continúen en vigor.

Conc. L. de 6 de noviembre de 1945.

**Art. 78.**— En los almacenes de aprovisionamiento será obligatoria la venta de los artículos de primera necesidad relatados en el Art. 10. del Decreto Supremo de 4 de agosto de 1940; y ellos serán provistos a los empleados y obreros, sin distinción alguna por concepto de nacionalidad o categoría, y, en aquellas empresas donde aun subsistieren regímenes de racionamiento, su distribución se sujetará a la diversidad de situaciones familiares, según los métodos que establezcan el Ministerio del Trabajo, Salubridad y Previsión Social.

**Art. 79.**— Las pulperías industriales, mineras y ferroviarias, quedan sujetas, a la vigilancia de los inspectores del trabajo en todo lo relativo a precios, higiene, pesos y medidas.

## TITULO VII

## DE LOS RIESGOS PROFESIONALES

## CAPITULO I

## Disposiciones Generales

**Art. 80.**— Las disposiciones de este título son extensivas a las explotaciones agrícolas o forestales que empleen maquinarias, en la parte mecanizada.

Conc.: Art. 79 y sig. de L.G.T.

**Art. 81.**— La responsabilidad del contratista que, por cuenta ajena, toma a su cargo la ejecución de un trabajo o la explotación de una industria, no excluye la responsabilidad subsidiaria del patrono.

**Art. 82.**— Exceptúanse de las prescripciones de este título los colegios de artes y oficios o de enseñanza profesional o industrial, respecto a sus alumnos, salvo que realicen fines de lucro.

**Art. 83.**— Sin perjuicio de la responsabilidad del patrono, la víctima del accidente o los que tengan derecho a indemnización, podrán reclamar de los terceros causantes del accidente, la indemnización del daño sufrido, con arreglo a las prescripciones del derecho común. La indemnización que se obtuviese de terceros, conforme a este artículo, libera al patrono de su responsabilidad en la parte que el tercero, causante del accidente, sea obligado a pagar. El patrono podrá repetir contra el tercero el reembolso de lo que hubiese pagado.

**Art. 84.**— Todo finiquito por accidente de trabajo o enfermedad profesional deberá precisamente efectuarse, para tener validez, ante el Inspector del Trabajo y, en su defecto, ante la autoridad administrativa del lugar.

Conc.: Art. 22 de la L.G.T.

### DENUNCIA DEL ACCIDENTE DE TRABAJO

**Art. 85.**— Todo accidente de trabajo deberá ser denunciado por el patrono o su representante o empleado a cargo de la atención, dirección o vigilancia de los trabajos, dentro del plazo de 24 horas hábiles, a contar del momento en que tuvo conocimiento de él, el Juez del Trabajo, o en su defecto, al Inspector de Trabajo, o a la Policía más próxima del distrito donde haya ocurrido el accidente. Igualmente la víctima, en su caso, está obligado a informar del accidente al patrono o a cualquiera de las autoridades anteriormente indicadas. Esta denuncia podrá hacerse provisionalmente por teléfono, telégrafo u otro medio, debiendo confirmarse, con todos los datos que exige este Reglamento, dentro del menor plazo posible, tomándose para el efecto, el término de la distancia de treinta kilómetros por día.

**Art. 86.**— La denuncia debe comprender, por lo menos, los datos siguientes:

- 1º—Nombre y domicilio del patrono o de la persona que represente;
  - 2º—Indicación precisa del sitio en que ocurrió el accidente;
  - 3º—Nombre de la víctima con indicación de domicilio y lugar en que se encuentra;
  - 4º—Su tiempo de servicios;
  - 5º—Nombre y domicilio de los testigos que hubiesen presenciado el accidente o que tuvieren conocimiento de él; y
  - 6º—Sueldo o salario de la víctima.
- Siendo posible se agregarán las siguientes informaciones:
- 1º—Edad y estado civil de la víctima;
  - 2º—Causas materiales del accidente y la hora y circunstancias en que se produjo;
  - 3º—Naturaleza de las lesiones sufridas y sus consecuencias probables;
  - 4º—Certificado del médico que haya asistido a la víctima; y
  - 5º—Nombre de la institución aseguradora.

**Art. 87.**— Recibida la denuncia, la autoridad procederá, sin demora alguna, a levantar la información necesaria, la cual se efectuará, a ser posible, en el mismo lugar donde ocurrió el accidente; y en el lugar donde se encuentre la víctima, si ésta estuviere imposibilitada para concurrir a la información. Para este objeto, la autoridad podrá requerir la presencia del patrono o de su representante y de dos testigos del accidente o de las personas que primero tuvieron conocimiento de él.

**Art. 88.**— La información anterior podrá ser comisionada a la autoridad policiaria más próxima, en caso de que la del Trabajo se encontrase imposibilitada para verificarla personalmente.

## CAPITULO II

DE LOS GRADOS DE INCAPACIDAD Y DE LAS INDEMNIZACIONES  
CORRESPONDIENTES

## 1.— Grados de Incapacidad

Art. 89.— Con incapacidades absolutas y permanentes las que imposibilitan a la víctima, de una manera definitiva, para todo género de trabajo. Considéranse como tales, las siguientes:

- a) La pérdida total o en sus partes esenciales de las dos extremidades superiores, de las dos inferiores o de una extremidad inferior y otra superior, conceptuándose, para este fin, como partes esenciales, el pie y la mano;
- b) La lesión funcional del aparato locomotor que determine consecuencias análogas a la mutilación de las extremidades a que se refiere el inciso anterior;
- c) La pérdida de los dos ojos, entendiéndose como tal a la anulación del órgano o pérdida de la fuerza visual;
- d) La pérdida de un ojo, con disminución importante de la fuerza visual del otro;
- e) La enajenación mental incurable;
- f) Las lesiones orgánicas o funcionales del cerebro o de los aparatos circulatorio y respiratorio, ocasionados directa o indirectamente por acción mecánica de las maquinarias o elementos industriales y siempre que se reputen incurables;
- g) La concurrencia de dos o más lesiones constitutivas cada una de incapacidad parcial y que, avaluadas en conjunto, puedan reputarse análogas en sus consecuencias a una incapacidad absoluta.

Art. 90.— Son incapacidades absolutas y temporales las que imposibilitan totalmente a la víctima para todo género de trabajo durante un tiempo no menor de 6 días ni mayor de un año.

Art. 91.— Son incapacidades parciales y permanentes las que determinan una disminución parcial pero definitiva, de la capacidad de trabajo. Son las siguientes, con determinación de las indemnizaciones correspondientes:

## ACCIDENTE

- |   |      |
|---|------|
| a) La pérdida o inutilización de la extremidad superior derecha, en su totalidad o en sus partes esenciales, considerándose como tales: la mano, la totalidad de los dedos de la mano, aunque subsista el pulgar; y la pérdida de todas las segundas falanges . . . . . | 100% |
| Este porcentaje se aplicará a la pérdida o inutilización de la extremidad superior izquierda, cuando la víctima sea zurda.  |      |
| b) La pérdida o inutilización de la extremidad superior izquierda, en su totalidad o en sus partes esenciales, la mano y la totalidad de los dedos . . . . .  | 80%  |
| c) Inutilización total de los dedos de la mano:   |      |
| Pulgar derecho . . . . .  | 40%  |
| Pulgar izquierdo . . . . .  | 30%  |
| Índice derecho . . . . .  | 25%  |
| Índice izquierdo . . . . .  | 20%  |
| Medio . . . . .   | 9%   |

Anular .....	9%
Meñique .....	13%
d) La pérdida e inutilización de una de las extremidades inferiores, en su totalidad o en sus partes esenciales, conceptuándose parte esencial el pie y en éste los elementos indispensables para la sustentación y progresión .....	100%
e) Pérdida o inutilización total de un pie .....	90%
f) La pérdida de un ojo o de la visión .....	50%
g) Sordera total .....	50%
h) Hernia simple .....	15%
i) Hernia doble .....	30%

**Art. 92.**— Son incapacidades parciales y temporales las que imposibilitan a la víctima para reanudar el ejercicio de su profesión o trabajo habitual durante un tiempo no menor de seis días, ni mayor de seis meses.

Mod. por Art. 5o. de D.S. No. 3774 de 24 de junio de 1954.

## II.— De las Indemnizaciones

**Art. 93.**— Independientemente de la asistencia médica, farmacéutica y hospitalaria y de los gastos de funerales, el patrono está obligado a pagar a la víctima y, en caso de muerte de ésta, por accidente de trabajo o enfermedad profesional, a quienes tengan derecho, las indemnizaciones en dinero detalladas a continuación.

**Art. 94.**— En caso de muerte, la indemnización será equivalente a dos años de salarios, por meses de 30 días, pagadera de una sola vez.

**Art. 95.**— En caso de incapacidad absoluta y permanente, la indemnización pagadera de una sola vez, será equivalente al salario de dos años contados por meses de 30 días.

**Art. 96.**— En caso de incapacidad absoluta y temporal, la indemnización será igual al salario íntegro del tiempo que dure la incapacidad, siempre que no excediera de un año. Si excediera de un año, se reputará absoluta y permanente, indemnizándose como tal, descontando los salarios pagados hasta la fecha de la calificación definitiva.

**Art. 97.**— En caso de incapacidad parcial permanente, la indemnización máxima será de 18 meses de salarios. La cuantía de la base del porcentaje fijado en el artículo 91 de este Reglamento.

Las incapacidades parciales y permanentes no clasificadas serán valoradas sujetándose, en lo posible, a la tabla de valoración anteriormente indicada, cuando ellas afecten a los órganos indicados de dicha tabla. Para otros casos, y a falta de común acuerdo de partes, el Juez del Trabajo lo determinará con dictamen del Médico Asesor.

**Art. 98.**— En caso de incapacidad parcial y temporal, la indemnización será igual al salario íntegro del tiempo que dure la incapacidad, siempre que no excediere de seis meses. Si excediere de seis meses, se reputará parcial permanente, indemnizándose como tal, descontando los salarios pagados hasta la fecha de la calificación definitiva.

Mod. por Art. 2o. de D.S. No. 3774 de 24 de junio de 1954.

**Art. 99.**— La indemnización se calculará conforme al artículo 91 de la ley, sobre la base del salario promedial percibido durante los últimos noventa días precedentes al día del accidente o a la declaratoria de la enfermedad. En caso de que



el tiempo de servicios hubiera sido inferior se tomará el promedio de los días trabajados.

**Art. 100.**— Se fija en ochenta bolivianos por día y veinticuatro mil bolivianos por año, el monto máximo indemnizable de salario, a los efectos de la ley. Los trabajadores cuyo salario excediere de estas cifras, no tendrán derecho a indemnización sino hasta la concurrencia de las mismas.

Mod. Arts.: 21 y 34 del D.S. No. 4325 de 25 de febrero de 1956.  
Art. 66 y 81 del Código de Seguridad Social.

**Art. 101.**— En ningún caso, las indemnizaciones legales se computarán sobre un salario inferior al mínimo legal. Sobre la base de este salario mínimo, se ajustará la indemnización que corresponde a todo aprendiz que perciba un salario menor. Mientras se determine el salario mínimo, las indemnizaciones a los aprendices se fijan sobre la base de quince bolivianos diarios; si tuviesen un salario convencional mayor, éste se tomará en cuenta para el mismo objeto.

Mod. Art. 11 de D.S. No. 4325 de 25 de febrero de 1956.  
Art. 66 del Código de Seguridad Social.

**Art. 102.**— Las indemnizaciones podrán pagarse directamente a los accidentados que sean mujeres casadas, siendo válidos los finiquitos que otorguen. Los menores requieren la intervención de sus padres o representantes legales.

Conc.: L. de 18 de noviembre de 1947.  
D.R. de 5 de julio de 1948.  
D.S. de 30 de noviembre de 1950.

### CAPITULO III

#### DE LOS PRIMEROS AUXILIOS Y DE LA ATENCION MEDICA

**Art. 103.**— En caso de accidente del trabajo la obligación más inmediata del patrono es proporcionar a la víctima la asistencia médica y farmacéutica.

**Art. 104.**— Ocurrido el accidente, las personas que lo hayan presenciado o que primero tengan noticias de él, deberán acudir sin demora en demanda de los auxilios sanitarios más próximos, sin perjuicio de la obligación patronal anteriormente mencionada.

**Art. 105.**— Si en el lugar de los trabajos no pudiera disponerse, en condiciones adecuadas, de la asistencia médica y farmacéutica, el patrono hará trasladar a su costo al obrero, en cuanto lo permita su estado, a la población, hospital o lugar más cercano, donde sea posible atender su curación.

**Art. 106.**— La asistencia que debe prestarse a la víctima comprende la atención médica y quirúrgica, los medicamentos y, en general, los aparatos ortopédicos y todos los medios terapéuticos o auxilios necesarios al tratamiento médico prescrito, sea para garantizar el éxito del tratamiento o para atenuar las consecuencias de la lesión.

**Art. 107.**— La asistencia médica y farmacéutica se debe, en caso de accidente hasta que la víctima se encuentre en condiciones de volver al trabajo o hasta que sea calificada en incapacidad permanente.

Tratándose de enfermedades profesionales, esta asistencia se debe por el término indicado en el primer párrafo del artículo 73 de la ley.

**Art. 108.**— Si el accidentado se negare a seguir el tratamiento prescrito o impidiera deliberadamente su curación, el patrono podrá solicitar del respectivo Juez del Trabajo la suspensión del pago de toda indemnización y asistencia médica.

**Art. 109.**— Si el accidentado fuera asistido en un hospital ajeno a la empresa, lo será en la sección pagantes, corriendo por cuenta del patrono el pago de los gastos respectivos. Serán también de cuenta del patrono los gastos correspondientes a los médicos especialistas y a los auxilios accesorios del tratamiento.

**Art. 110.**— El médico que por cualquier circunstancia asista a la víctima de un accidente de trabajo, está obligado, con la debida oportunidad, a expedir las certificaciones siguientes:

- 1) Inmediatamente de producirse el accidente: la de hallarse o no incapacitado para el trabajo;
- 2) Obtenida la curación: de la capacidad para volver al trabajo o la calificación definitiva de la incapacidad;
- 3) En caso de muerte: el certificado de defunción.

**Art. 111.**— El examen médico de la víctima, a los efectos de la calificación de la incapacidad, se hará por el facultativo que designe la empresa o, en su caso, la Caja de Seguro y Ahorro Obrero. La certificación del facultativo de la empresa hará plena prueba contra la institución aseguradora, si ésta no tuviese facultativo propio en el lugar de los trabajos.

Si la víctima no se encontrara de acuerdo con los resultados del examen, podrá obtener su reconocimiento por un médico designado de su parte. En caso de discrepancia, el Juez del Trabajo encomendará un examen de dirimición al Médico Asesor.

Ver Art. 4o. de D.S. No. 3774 de 24 de junio de 1954.

#### CAPITULO IV

#### DE LAS ENFERMEDADES PROFESIONALES

**Art. 112.**— La enfermedad profesional, para ser indemnizable, debe reunir los requisitos siguientes:

- a) Que se halle consignada en el presente Reglamento;
- b) Que el trabajador no la haya tenido antes de ingresar al trabajo, lo que se comprobará con el certificado médico de ingreso;
- c) Que haya sido contraída por efecto del género de trabajo de la víctima o de las condiciones en que lo efectuó durante el año anterior a su aparición, lo que se comprobará mediante informe facultativo, prohibiéndose la prueba testifical.

**Art. 113.**— Para los efectos del artículo 83 de la ley, la indemnización se dividirá proporcionalmente, con relación al tiempo trabajado, entre los patronos que hubieren utilizado los servicios del trabajador durante el último año. La acción en caso de litigio, se dirigirá conjuntamente contra todos los patronos responsables.

**Art. 114.**— Sólo dan derecho a indemnización las enfermedades siguientes: la pneumoconiosis en sus diferentes formas, tales como silicosis, antracosis, calicosis, bisinosis, tabacosis, etc.; el saturnismo, hidragirismo, cuprismo, sulfocarbonismo, hidrocarburosis, fosforismo; la oftalmia amoniacal; las dermatosis profesionales; el carbunco; la esclerosis pulmonar; la nefritis; la tuberculosis pulmonar. La bronquitis crónica es causa de incapacidad parcial.

Conc.: D.S. de 22 de abril de 1948.  
Ver anexo No. 1 del Código de Seguridad Social.

## CAPITULO V

## OTRAS DISPOSICIONES

**Art. 115.**— Los patrones tendrán la obligación de mandar efectuar un examen médico de los trabajadores a su cargo, en el momento del ingreso al trabajo, debiendo hacerse constar en el certificado respectivo las lesiones y enfermedades de que adolezca el trabajador. Este certificado será hecho en cuatro ejemplares, entregándose el primero al obrero, el segundo al Juez del Trabajo, el tercero a la Caja de Seguro y Ahorro Obrero y el último al patrono. El obrero que no se encontrase conforme con el certificado médico otorgado por la empresa podrá, dentro de los treinta días siguientes a la entrega del mismo, reclamar de la calificación al Juzgado del Trabajo, incluyendo al efecto un certificado firmado por otro médico que no sea de la empresa. Inocada la reclamación, el Juez del Trabajo mandará practicar el reconocimiento del obrero por el Médico Asesor.

**Art. 116.**— Las empresas o establecimientos no comprendidos en el artículo 73 de la ley y que, por tal razón, carecen de servicio permanente de médico, tendrán una prórroga de treinta días, a contar de la fecha de ingreso del trabajador, para el verificativo del examen médico de ingreso. En este caso, tal certificado no será exigido para los accidentes de trabajo que pudieren ocurrir durante dicho lapso.

**Art. 117.**— El certificado médico de ingreso extendido en las condiciones anteriormente previstas no admite prueba alguna en contrario.

**Art. 118.**— En caso de no haberse practicado el examen médico a que se refiere el artículo 115, se presume el buen estado de salud del trabajador, no admitiéndose prueba alguna en contrario.

## TITULO VIII

## DEL SEGURO OBLIGATORIO DE RIESGOS PROFESIONALES

**Art. 119.**— Tan pronto como se instituya el Seguro Social, las empresas contribuirán a la Caja que determine la ley, y en las proporciones que ésta fije; las cuotas especiales que sirvan para acordar los diversos seguros.

Ver Ley de 14 de diciembre de 1956.

## TITULO IX

## DE LAS ORGANIZACIONES DE TRABAJADORES Y PATRONOS

**Art. 120.**— Se reconoce el derecho de asociación en sindicatos a los trabajadores y a los patronos de una misma empresa, profesión u oficio, o de empresas, profesionales u oficios similares o conexos.

**Art. 121.**— La calidad de miembro de un sindicato es estrictamente personal y no puede, por tanto, ser transferido, transmitida, ni delegada.

**Art. 122.**— Las trabajadoras casadas no necesitan autorización marital para afiliarse en los sindicatos e intervenir en su administración.

**Art. 123.**— Toda persona que deje de trabajar por más de seis meses en la profesión u oficio que constituye la base del sindicato gremial, industrial o profesional a que pertenecía, perderá su calidad de sindicalizado.

**Art. 124.**— Los sindicatos se consideran legalmente constituidos desde la fecha de la resolución suprema que expida el Poder Ejecutivo concediéndoles personalidad jurídica.

**Art. 125.**— Para el objeto anteriormente indicado, presentarán la respectiva solicitud ante el Ministerio del Trabajo, acompañando copia legalizada de los documentos siguientes:

- a) Acta de constitución;
- b) Texto de los Estatutos en duplicado;
- c) Acta de aprobación de los Estatutos;
- d) Acta o poder en que conste la personalidad del que solicita el reconocimiento;
- e) Nómina del Directorio; y
- f) Nómina de los socios.

**Art. 126.**— El reconocimiento se hará previo informe de la Inspección General del Trabajo y dictamen del Fiscal de Gobierno.

**Art. 127.**— Todo sindicato, obtenida que haya sido su personalidad jurídica, se inscribirá en la Inspección General del Trabajo, la que está obligada a abrir un registro especial con tal objeto. El certificado expedido por esta autoridad servirá para acreditar la existencia legal de los sindicatos.

**Art. 128.**— La reforma de estatutos se sujetará a los mismos trámites y la solicitud deberá acompañar, además de un ejemplar de los estatutos, una copia legalizada del acta de la sesión en que se acordó la reforma.

**Art. 129.**— La disolución de los sindicatos o de sus federaciones o confederaciones, podrá ser resuelta por el Poder Ejecutivo.

- a) Cuando se compruebe la violación de las disposiciones de la Ley General del Trabajo, del presente Reglamento o de sus estatutos sociales;
- b) Cuando se hubieran mantenido en receso por más de un año.

**Art. 130.**— Si los asociados solicitaren la cancelación de la personalidad jurídica, la presentación se hará al Ministerio del Trabajo, acompañando copia legalizada del acta de sesión en que ella fué resuelta.

**Art. 131.**— En caso de disolución, se liquidará el haber sindical dentro del plazo de seis meses, y sus bienes se destinarán al objeto que señalen los estatutos.

A falta de determinación expresa sobre este punto, y después de haberse cubierto las obligaciones de la asociación, se restituirá a la empresa los bienes y efectos que hubiese donado, y el saldo se invertirá en obras de educación, previsión social y fomento del deporte en la misma empresa o el lugar, provincia o departamento donde dicho sindicato hubiere tenido domicilio. Esta inversión será autorizada por el Ministerio del Trabajo.

**Art. 132.**— La resolución gubernativa que declare la disolución del sindicato, nombrará uno o varios liquidadores, si los estatutos sociales no hubiesen previsto nada al respecto.

**Art. 133.**— Los sindicatos podrán constituir federaciones o confederaciones en beneficio de sus intereses comunes.

**Art. 134.**— Las federaciones o confederaciones deberán obtener la personalidad jurídica, en las mismas condiciones establecidas para los sindicatos y, en tal caso, gozarán de los mismos derechos que éstos, agregándose el de representar a los sindicatos adheridos.

**Art. 135.**— La disolución de una federación o confederación podrá realizarse en los mismos casos señalados para los sindicatos; pero no producirá la de los sindicatos de que se componía, a menos que así lo establezca expresamente la resolución respectiva.

**Art. 136.**— El sindicato podrá proponerse cualquiera de las siguientes finalidades:

- 1) Celebrar contratos colectivos de trabajo y hacer valer los derechos emergentes, cumpliendo y haciendo cumplir las obligaciones estipuladas;
- 2) Representar a los asociados en el ejercicio de los derechos emanados de los contratos individuales de trabajo;
- 3) Representar a los asociados en los conflictos colectivos y especialmente en las instancias de conciliación y arbitraje;
- 4) La creación de seguros de cesantía, cajas de socorros mutuos, oficinas de colocaciones, construcción de mausoleos sociales, institutos de capacitación profesional, y de una manera general todos los servicios de cooperación y previsión;
- 5) Instalación de cursos y escuelas primarias, industriales o profesionales y bibliotecas populares;
- 6) Organización de cooperativas de crédito, consumo o producción, con la salvedad de que sólo podrán elaborar artículos distintos de aquellos que fabrique la empresa correspondiente;
- 7) Representar los intereses económicos comunes de los asociados; y
- 8) En general, atender a los fines culturales, de solidaridad, cooperación y previsión que acuerden los asociados o que se determine en los estatutos sociales.

**Art. 137.**— Prohíbese a los sindicatos ocuparse en objetos diferentes a los señalados anteriormente, así como ejecutar actos tendientes a menoscabar la libertad individual; la libertad de trabajo y la libertad de la industria, en la forma garantizada por la Constitución y las leyes.

**Art. 138.**— Los sindicatos, federaciones y confederaciones, de cualquier naturaleza, serán regidos por un directorio responsable, cuyos miembros deberán reunir los requisitos siguientes:

- 1) Tener 21 años de edad;
- 2) Ser boliviano;
- 3) Saber leer y escribir;
- 4) No haber sido condenado a pena corporal por los tribunales, no tener auto de culpa ejecutoriado; -
- 5) Haber cumplido la Ley del Servicio Militar Obligatorio o haber sido legalmente eximido.

**Art. 139.**— Las funciones de directores de sindicatos serán gratuitas.

**Art. 140.**— Todo sindicato llevará obligatoriamente los siguientes libros: a) registro de socios; b) de actas; c) libro diario de entradas y gastos; d) de archivo y correspondencia.

**Art. 141.**— El patrimonio de los sindicatos se compondrá:

- a) De las acotaciones que la asamblea imponga a sus asociados con arreglo a los estatutos;
- b) De las donaciones que la asamblea imponga a sus asociados, los trabajadores o terceros;
- c) De la renta de los bienes del sindicato; y
- d) De las multas que se apliquen a los asociados, en conformidad con los estatutos.

**Art. 142.**— Los sindicatos podrán adquirir y conservar bienes de toda clase.

**Art. 143.**— Los fondos del sindicato no pertenecen a los trabajadores que lo constituyen; son del dominio de la asociación, aunque cambie de personal.

**Art. 144.**— La administración del patrimonio del sindicato corresponde al Directorio. Toda inversión de fondos, exceptuando los consignados en el presupuesto anual aprobado por la asamblea, deberá ser autorizado por ésta, dejándose constancia en el acta respectiva de la cantidad y el objeto del gasto.

**Art. 145.**— En ningún caso podrán invertirse los fondos del sindicato en finalidades distintas a las establecidas en su estatutos y autorizadas en el presente Reglamento.

**Art. 146.**— Los miembros del directorio del sindicato serán solidariamente responsables de su administración financiera.

**Art. 147.**— El movimiento de fondos se dará a conocer por medio de estados mensuales que se fijarán en un lugar visible del establecimiento, y estarán sujetos a las medidas de fiscalización y tesorería que determinen los estatutos sociales.

El balance de caja y la memoria se presentarán por lo menos anualmente y se enviará copia de ellos a la respectiva Inspección del Trabajo. Los libros de contabilidad serán presentados a dicha Inspección cada vez que ésta les solicite.

En caso de cambio del tesorero, la entrega de la tesorería se hará mediante balance parcial y documentado, remitiéndose copia de él al Inspector del Trabajo.

**Art. 148.**— Los fondos afectados a servicios de mutualidad y previsión son inembargables, salvo tratándose de hacer efectivas dichas prestaciones.

## TITULO X

### DE LOS CONFLICTOS COLECTIVOS DEL TRABAJO

#### CAPITULO I

**Art. 149.**— Los conflictos colectivos pueden afectar total o parcialmente al personal de una empresa, fábrica o faena y la aplicación de los preceptos legales, se entenderá circunscrita, en tales casos, a los trabajadores afectados por el conflicto.

**Art. 150.**— Desde el momento en que se plantee un conflicto colectivo, ningún obrero o empleado podrá ser suspendido de su trabajo, salvo que atentase contra los bienes o propiedades de la empresa o efectuarse actos de sabotaje; tampoco podrá suspenderse las labores en la empresa.

**Art. 151.**— La presentación del pliego de reclamaciones a que se refiere el artículo 106 de la ley, no tendrá lugar sino después de que el patrono hubiera rechazado en todo o en parte la reclamación formulada por los obreros o no la hubiera respondido en un plazo de diez días, ampliable por acuerdo de partes. La presentación del pliego deberá ser acordada, por mayoría de votos, en asamblea a la que concurrirán por lo menos, tres cuartas partes de los trabajadores interesados.

**Art. 152.**— El pliego de reclamaciones contendrá las siguientes referencias: a) fecha; b) especificación de las peticiones; c) personal al cual afectan; d) nombres de los delegados que representan al personal; e) firma de éstos. El pliego será acom-

pañado de un ejemplar del acta de la asamblea a que se refiere la última parte del artículo anterior.

**Art. 153.**— Los representantes a quienes se refiere el artículo 107 de la ley, deberán ser precisamente trabajadores mayores de veintiún años, de uno u otro sexo. En ningún caso podrán actuar como representantes personas ajenas a la empresa, fábrica o faena afectada por el conflicto.

**Art. 154.**— La Junta de Conciliación, sea en caso de producirse el acuerdo conciliatorio o de evidenciarse la imposibilidad de él levantará acta, en la misma sesión, firmada por sus miembros, anunciando las causas del conflicto y con un extracto de las deliberaciones.

**Art. 155.**— Fracasada definitivamente, en todo o en parte, la conciliación, el conflicto se llevará ante el tribunal arbitral, a que se refiere la segunda parte del artículo 110 de la ley.

**Art. 156.**— El Tribunal arbitral funcionará con la asistencia de todos sus miembros. Si alguno de ellos, por enfermedad u otra causa legítima de impedimento, faltare por más de tres días, se procederá a reemplazarlo, por la parte a quien corresponda, dentro de las 24 horas siguientes al vencimiento de dicho plazo.

**Art. 157.**— La sentencia arbitral se expedirá por mayoría de votos y será obligatoria para las partes, por el plazo que ella determine, el que no podrá ser inferior a seis meses, en los casos siguientes:

- a) Cuando el conflicto afecte a los servicios de carácter público;
- b) Cuando el Poder Ejecutivo así lo determine por resolución especial;
- c) Cuando las partes hayan convenido en ello.

**Art. 158.**— Durante la vigencia de los acuerdos, sea por convenio directo, por conciliación o por fallo arbitral, no podrán plantearse conflictos colectivos sobre las mismas materias que fueron objeto del avenimiento o de la sentencia

## CAPITULO II

### DE LA HUELGA Y EL "LOCK-OUT"

**Art. 159.**— Fracasadas las gestiones de conciliación y arbitraje, los trabajadores podrán declarar la huelga y los patronos el cierre de fábricas o establecimientos o "lock-out", a condición de que la resolución se tome por lo menos por las 3/4 partes de los trabajadores o patronos interesados, respectivamente.

Conc.: Art. 114 de L.G.T.

**Art. 160.**— No podrá declararse la huelga o el "lock-out" antes del vencimiento del plazo para la denuncia del contrato colectivo, si dicho plazo se hubiera estipulado.

Conc.: Art. 115 de L.G.T.

**Art. 161.**— Declarada la huelga, los trabajadores comunicarán a la Inspección del Trabajo la composición del Comité Huelguístico responsable, encargado de dar cuenta a los asociados o al resto del personal del desarrollo del movimiento y de actuar como intermediario entre los patronos y el personal en huelga.

Conc.: Art. 117 de L.G.T.

**Art. 162.**— La huelga sólo comprende la suspensión pacífica del trabajo. En consecuencia, constituyen delitos contra la libertad de trabajo y de la industria:

- a) La presión por medio de amenazas, ejercida sobre el trabajador por el patrono, el sindicato o la federación;
- b) Todo acto tendiente a destruir o que destruye los materiales, instrumentos o productos del trabajo o mercaderías, o disminuya su valor o les cause deterioro.

Dichos delitos serán castigados con arreglo a las leyes penales.

Conc.: D.S. de 29 de septiembre de 1920.

D.S. de 31 de julio de 1928.

D.S. de 16 de marzo de 1950.

U.L. de 6 de junio de 1951.

## TITULO XI

### DE LA PRESCRIPCION Y DE LAS SANCIONES

**Art. 163.**— Las acciones y derechos emergentes de la ley que se reglamenta se extinguirán en el término de dos años, a partir de la fecha en que nacieron. En caso de riesgo profesional, el término se computará a partir del día en que ocurrió el accidente o en el que el trabajador abandonó el trabajo, obligado por la enfermedad profesional.

Conc.: Art. 239 del Código de Seguridad Social.

**Art. 164.**— La prescripción no correrá contra los menores de 18 años, ni contra las personas en estado de incapacidad mental, a menos que hubieren sido puestos bajo tutela o curatela, conforme a la ley civil. Tampoco correrá contra los trabajadores incorporados al servicio militar en tiempo de guerra.

**Art. 165.**— Las infracciones a las disposiciones de la Ley General del Trabajo, se sancionarán con multas de cien a cincuenta mil bolivianos, de acuerdo a la importancia de la empresa y a la gravedad de la infracción. En caso de reincidencia, la multa será duplicada, y podrá imponerse hasta la intervención fiscal y la clausura del establecimiento. La imposición de sanciones se efectuará con arreglo al procedimiento establecido en el Decreto Supremo de 18 de enero de 1939.

Quedan derogados los Decretos y Resoluciones en oposición con el presente Reglamento.

Mod. D.L. de 2 de octubre de 1951.



